

第3章 災害応急対策計画（一般災害）

第3章 災害応急対策計画（一般災害）

第1節 応急活動体制

【防災担当課、都市経済部、各部、各機関】

災害発生直後の混乱期や夜間・休日等の勤務時間外にあっても、本部の指揮命令系統の確立を最優先として行えるように、初動体制の迅速な立ちあげ及び各種配備体制に即した、職員の動員・配備のための手順について定める。また、各機関・団体及び市民への応援要請の手順等の応急活動体制を整備する。

第1 警戒体制

1. 警戒体制

災害対策本部設置以前の体制として、気象状況等により災害の発生が予想されるとき、及び災害対策本部設置のための判断資料を得る必要があるときは、市長は、おおむね各警戒体制の基準により、守山市災害警戒体制をとるものとする。また、災害警戒体制が必要でなくなったときは閉鎖する。

なお、災害対策本部が設置された場合においては、それまでの災害警戒体制は自動的に閉鎖し、その事務を災害対策本部に引き継ぐものとする。

（資料3-4）警戒体制における配置職員及び指揮系統等

守山市災害警戒体制

警戒体制	配 備 時 期
警戒1号体制	大雨、洪水注意報または大雪、暴風雪警報が発令され防災担当部長が必要と認めるとき
警戒2号体制	大雨、洪水または暴風警報が発令されたとき 草津・栗東・野洲において発令された場合も含む
警戒3号体制	大雨、洪水、暴風または大雪、暴風雪警報が発令され局地的に被害が発生するおそれのあるとき、または台風が本市に接近し、被害が確実となったとき

2. 配備体制

下記の体制において、災害警戒及び被害状況の把握を行うものとする。なお、必要に応じて他の部等の職員にも指示できるものとする。

配備体制（時間外） なお、勤務時間中にあつては現組織による対応とする。

警戒1号体制 [約40名]	防災関係課の所属長、防災担当課及び水防担当課全職員 少数の人員を配備し、主として情報連絡にあたる体制
警戒2号体制 [1班あたり約18名]	防災関係課の一部職員、防災担当課及び水防担当課全職員 情報収集、情報連絡及び応急対策にあたる体制 (別に定める班割りにて出勤、災害状況によっては1つの班 または複数の班を増強する場合がある)
警戒3号体制 [約150名]	警戒2号体制の班割りに掲げる全ての職員(1班から8班に掲 げる全職員の出動を原則とする。

(資料3-4) 警戒体制における配置職員及び指揮系統等

(資料8-1) 職員動員に関する様式(登庁名簿)

(資料8-2) 職員参集(予定・報告)表

(資料8-3) 配備体制別配備人員表

(資料8-4) 様式第1号

第2 災害対策本部

1. 設置基準

- (1) 災害救助法の適用を必要とする災害が発生したとき
- (2) 気象業務法に基づく暴風雨、大雨または洪水その他の警報が発せられて、市長が必要と認めるとき
- (3) 大規模な火事、爆発、水難等が発生し、市長が必要と認めるとき

2. 災害対策本部の設置

市長は、防災対策活動を推進するために必要と認めるときは、**守山市コミュニティ防災センター**に災害対策本部(本部員室)を設置する。ただし不可能な場合は、市長が指定する場所に置く。

3. 本部の廃止

本部長は、以下の場合において、災害対策本部を廃止する。

- (1) 市の市域について災害発生のおそれが消したとき。
- (2) 災害応急対策がおおむね完了したとき。
- (3) その他本部長が必要なしと認めるとき。

4. 設置または廃止の通知

災害対策本部を設置または廃止した場合は、直ちに以下の通り通知するもの。

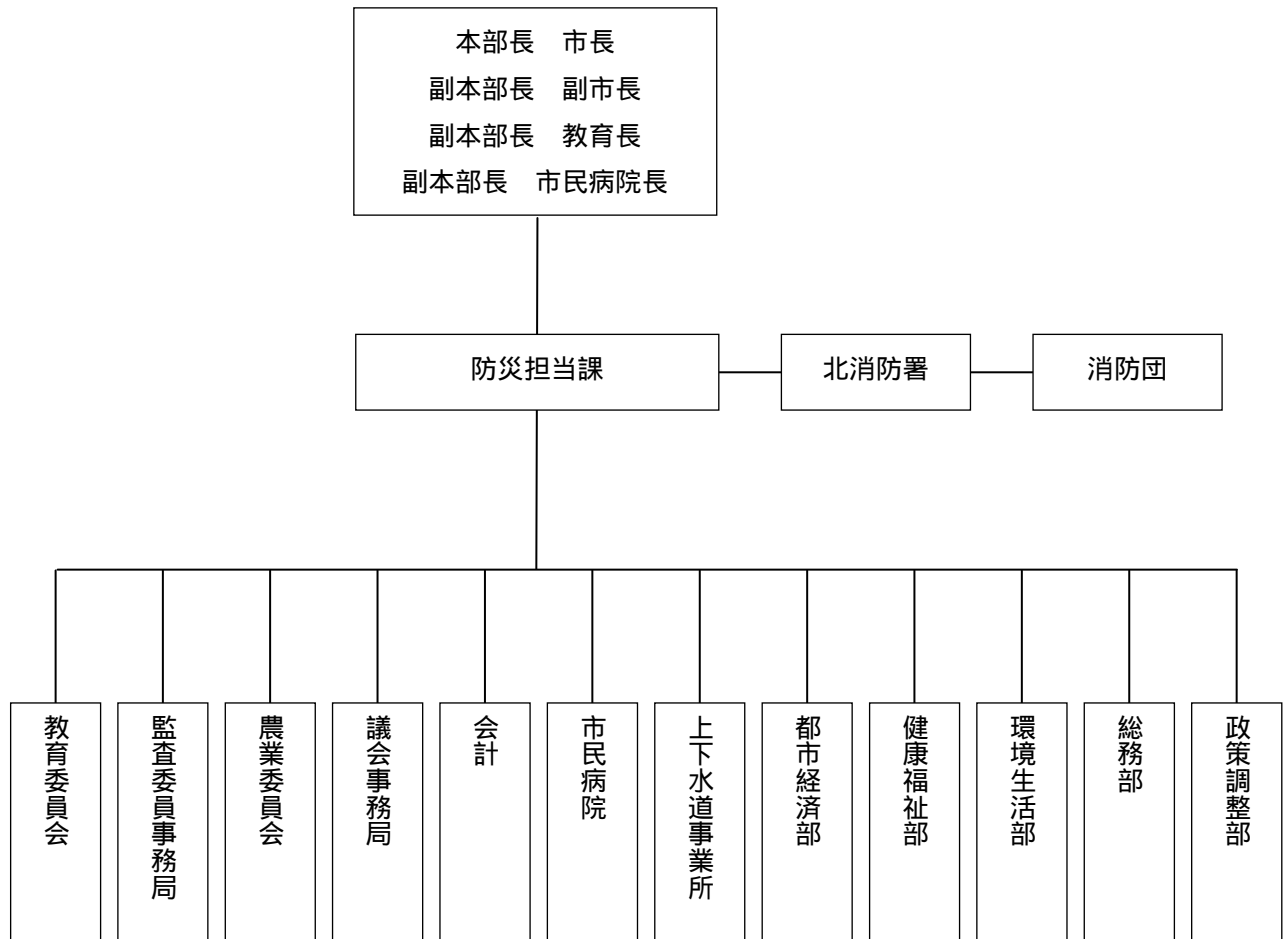
報告・通知・公表先	報告・通知・公表の方法	担 当
市 役 所 内 各 部 ・ 班	庁内放送・市防災行政無線・FAX電話・情報配信システム・口頭・その他迅速な方法	防災担当課
その他市役所出先機関	市防災行政無線・FAX電話・情報配信システム・口頭・その他迅速な方法	
市 民	市防災行政無線・情報配信システム・広報車・報道機関	
県 知 事	県防災情報システム（原則） 県防災行政無線・FAX・電話 その他迅速な方法	
各 警 察 署 長 その他市防災会議委員	FAX・電話・口頭 その他迅速な方法	
隣 接 市	県防災行政無線・FAX電話・口頭・その他迅速な方法	
報 道 機 関	電話・口頭または文書・FAX	政策調整部

5 . 組織・運営

(1) 災害対策本部組織

災害対策本部の組織及び分担任務は次の通りである。

守山市災害対策本部（職員動員計画機構図）



守山市災害対策本部（分担任務）

部	分 担 事 務
<p>防災担当課 (事務局)</p>	<p>本部開設に関すること 本部の庶務及び災害対策の全般的企画に関すること。 被害情報の収集、受理及び通報に関すること。 気象予報・警報の受信及び伝達に関すること。 湖南広域消防局、消防団、自主防災組織との連絡調整に関すること。 本部内の通報連絡に関すること。 国、県等関係機関との連絡調整及びそれらの機関への報告に関すること。 自衛隊及び県防災ヘリコプターの出動要請に関すること。 避難情報に関すること。 各部の進行調整に関すること。</p>
<p>政策調整部</p>	<p>災害復興計画等の企画立案に関すること。 都市経済部と共同して任務にあたる。 本部長の秘書に関すること。 国、県、他市町、その他外来者の被災地視察に関すること。 リ災地の慰問に関すること。 関係機関への陳情要請に関すること。 災害に係る広報活動に関すること。(避難勧告広報を含む) 災害記録に関すること。 報道機関との連絡調整に関すること。 地域総合センター及び地域周辺の災害対策及び実施に関すること。 事務局実施事項の応援</p>
<p>総務部</p>	<p>災害関係文書、物品の受付、配付及び発送に関すること。 庁舎等市有財産の災害対策に関すること。 庁舎施設の使用管理に関すること。 災害時における車両等の確保及び配車に関すること。 建設業者への応援依頼等、連絡調整に関すること。 庁用資材備品等の用度調達に関すること。 本部開設に関すること。 公社財産の被害対策及び調査報告に関すること。 電算機器の施設保全及び施設管理運営に関すること。 被害情報の電算処理に関すること。 トイレの設営に関すること。 職員の給食及び衛生管理に関すること。 災害関係の予算に関すること。 災害復興計画等の企画立案に関すること。 固定資産の被害調査報告に関すること。 被害に伴う市税の減免等の調査に関すること。 リ災者台帳の作成及びり災証明の発行に関すること。 他部実施事項の応援</p>
<p>環境生活部</p>	<p>災害により突発的に発生した公害の調査及び対策に関すること。 一般廃棄物の収集に関すること。 し尿収集及びその衛生処理に関すること。 一般廃棄物集積所の消毒及び清掃に関すること。 環境センター施設の災害対策に関すること。 一般廃棄物の処理等に関すること。 避難情報に関すること。 自治会との連絡及び被害状況調査に関すること。 地区会館の災害対策及び実施に関すること。 被災者からの問い合わせ、相談、要望等に対する対応に関すること。 災害時の交通規制及び統制等交通全般に関すること。</p>

部	分 担 事 務
環境生活部	<p>死体の埋火葬の実施に関する事。</p> <p>行方不明者の問い合わせ等に対する対応に関する事。</p> <p>被災外国人に対する情報提供及び相談に関する事。</p> <p>死体の埋火葬の許可に関する事。</p> <p>他部実施事項の応援</p>
健康福祉部	<p>災害救助の全般的な企画及び災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく救助事務を分担する各班の連絡調整に関する事。</p> <p>救助費支給及び救助費予算要求に関する事。</p> <p>福祉施設の災害対策及び応急措置に関する事。</p> <p>避難所に関する事。</p> <p>民間団体の活動依頼に関する事。</p> <p>社会福祉協議会・ボランティア団体及びボランティアとの連絡調整、受入れ、配置に関する事。</p> <p>被災者に対する生活保護に関する事。</p> <p>死体の検案に関する事。</p> <p>救援金品の受付及び配分計画に関する事。</p> <p>災害時要援護者の災害対策に関する事。</p> <p>高齢者、障害のある人に対する災害対策及び実施に関する事。</p> <p>幼稚園、保育園、こども園の応急措置及び復旧措置等、災害対策及び災害状況調査に関する事。</p> <p>幼保園児に対する災害対策及び実施に関する事。</p> <p>災害用食料の需給調整及び救援食料品の保管配分に関する事。</p> <p>炊きだしに関する事。</p> <p>妊産婦の救護、傷病者の収容及び応急手当その他医療全般に関する事。</p> <p>防疫班の編成に関する事。</p> <p>救護所の開設に関する事。</p> <p>医療施設、医師会、薬剤師会、助産師会との連絡調整に関する事。</p> <p>他部実施事項の応援</p>
都市経済部	<p>土木関係被害状況の調査に関する事。</p> <p>応急対策実施のための用地借入及び補償に関する事。</p> <p>災害対策のための工事資材の調達管理に関する事。</p> <p>災害時における通行不能箇所の把握及びその対策に関する事。</p> <p>道路河川等土木関係被害の応急措置及び復旧措置等、災害対策に関する事。</p> <p>水防の全般的な企画、実施に関する事。</p> <p>公園、緑化施設等の応急措置及び復旧措置等、災害対策及び災害状況調査に関する事。</p> <p>各種建築物の応急危険度判定に関する事。</p> <p>各種建築物の応急補強対策に関する事。</p> <p>仮設住宅の建設に関する事。</p> <p>仮設住宅の配分及び公共施設の応急対策に関する事。</p> <p>被害家屋調査に関する事。</p> <p>市営住宅建築物の災害対策及び被害調査に関する事。</p> <p>中心市街地施設の応急措置及び復旧措置等、災害対策及び災害状況調査に関する事。</p> <p>災害対策用の応急輸送及び移送に関する事。</p> <p>災害復興計画等の企画立案に関する事。 政策調整部と共同して任務にあたる。</p> <p>農業関係災害の応急措置及び災害対策に関する事。</p> <p>災害に伴う農業共済の調査に関する事。</p> <p>農作物、農業用施設等の災害対策及び被害調査に関する事。</p> <p>水産業施設の災害対策及び被害調査に関する事。</p> <p>災害用主食料の調達に関する事。</p>

部	分 担 事 務
都市経済部	災害時における病虫害の防除及び家畜伝染病予防防疫に関すること。 耕地の災害対策に関すること。 農業用水利施設及び農道の災害対策に関すること。 災害時における種苗、生産資材、肥料等の需給調整に関すること。 商工業関係の災害対策及び被害の状況把握に関すること。 労働福祉施設の災害対策に関すること。 他部実施事項の応援
上下水道事業所	上下水道施設災害の応急措置及び復旧措置に関すること。 飲料水の供給及び確保に関すること。 関係団体、関係業者との連絡調整に関すること。 給水応援の受入れ、調整に関すること。 上下水道施設等の災害対策及び被害調査に関すること。 他部実施事項の応援
市民病院	災害による傷病者の診察・治療に関すること。 救助薬品の供給、確保に関すること。 病院施設の災害対策に関すること。
会計	災害関係経費の出納に関すること。 寄付金の受理に関すること。 他部実施事項の応援
議会事務局	市議会の連絡調整に関すること。 議会関係その他外来者の災害地視察に関すること。 他部実施事項の応援
農業委員会	他部実施事項の応援
監査委員事務局	他部実施事項の応援
教育委員会	教育財産の災害対策に関すること。 教育部内職員の動員派遣に関すること。 教育財産の被害調査報告及び応急復旧に関すること。 学校・幼稚園との連絡調整に関すること。 教育財産を避難所にするに於ける協力の確保と避難所開設に関すること。 児童・生徒の避難及び被災児童、生徒に対する教育に関すること。 被災児童生徒の学用品（災害救助法に基づく学用品の給与を含む）に関すること。 関係団体との連絡調整に関すること。 災害時の保健及び学校給食に関すること。 学校給食を炊きだしに提供することに於ける協力の確保に関すること。 社会教育団体、文化財関係団体との連絡調整に関すること。 社会教育施設、文化財の被害調査報告に関すること。 社会教育施設を避難所にするに於ける協力の確保と避難所開設に関すること。 文化財の保護及び応急復旧に関すること。 体育施設の被害調査、報告に関すること。 他部実施事項の応援
北消防署	気象情報、雨量水位情報の収集及び記録に関すること。 各種警報発令に関すること。 現場防災活動整備に関すること。 消防団、自主防災組織との連携に関すること。 湖南広域消防局との連絡調整に関すること。 関係機関との連絡調整に関すること。 救助活動に関すること。 危険物施設の災害対策に関すること。

部	分 担 事 務
北消防署	災害情報の収集、連絡、記録に関すること。 その他消防に関すること。
消防団	本部長の要請に基づく全般出動に関すること。 災害救助法適用時における全般出動に関すること。

庁内の各所属の詳細な事務分掌について資料編に記載するものとする。

(資料 3-2) 災害対策本部(各課分担任務)

(2) 職務代行

災害対策本部にあって、本部長が不在の時は、副本部長（副市長）がその職務を遂行する。なお、副市長が不在の時は、副本部長（教育長）がその職務を遂行する。

(3) 本部の運営

本部の運営については、守山市災害対策本部条例の定めるところにより次のとおり行う。

ア．本部員会議の開催

本部長は、本部を設置したときは、速やかに本部会議を開催する。

報告事項

副本部長及び本部員は、ただちにコミュニティ防災センター研修室に集合し、各部の配備体制と緊急措置事項を報告する。

協議事項

本部員会議の協議事項は、次の通りとする。

- ・本部の動員配備体制の切替及び廃止に関すること
- ・災害情報、被害状況の分析とそれに伴う対策活動の基本方針に関すること
- ・災害救助法の適用に関すること
- ・自衛隊、県及び他の市町への応援派遣要請に関すること
- ・災害対策経費の処理に関すること
- ・その他災害対策の重要事項に関すること

イ．本部の運営上必要な資機材等の確保

防災担当課長は、本部が設置されたときは、次の措置を講ずる。

本部開設に必要な資機材等の準備

- ・被害状況図板の設置
- ・住宅地図等その他地図類の確保
- ・携帯ラジオの確保
- ・テレビの確保
- ・自主防災組織等に関係する組織代表者名簿その他名簿類の確保
- ・被害状況連絡票その他の書式類の確保
- ・その他必要資機材の確保

通信手段の確保

「情報連絡体制」に定める有線及び無線通信施設の被害状況を迅速に把握し、機器の準備及び応急復旧を行い、通信手段の確保に努める。

自家発電設備の確保

停電に備え自家発電設備の点検を行い、電源の確保を図る。

ウ．本部の標識等

本部が設置されたときは、正面玄関に「守山市災害対策本部」の標識板等を掲げる。

また、本部長、副本部長、本部長、班長、班員その他の職員は、災害応急活動に従事するときはそれぞれ所定の腕章を着用するものとする。

(資料 1-4) 守山市災害対策本部条例

(資料 6-1) 災害対策本部の標識等

(4) 本部職員の食料・飲料水等の確保

大規模災害時における本部職員の食料等を確保するため、最小限度の乾パン、飲料水等の備蓄を図る。

第3 災害対策本部職員の動員・配備

1. 配備体制の時期及び内容

災害対策本部を設置した場合の班員の配備体制は原則として次のとおりとし、本部長の指令に基づき、各部長または各班長が災害の状況に応じ、本部指令を基準として動員するものとする。

災害対策本部設置後の配備

配備区分	非常配分内容	基準配備
A 配備	災害対策本部を設置したとき 事態の推移により直ちに現地活動ができる体制	約 140 人
B 配備	河川が警戒水位に達し、今後多大の降雨量が予想される とき 現地活動が行える体制	約 220 人
C 配備	河川が危険水位に達し、各所に決壊のおそれがあるとき 又は決壊したとき 全機能を挙げて活動を行う体制	約 340 人
D 配備		全員 (約 340 人)

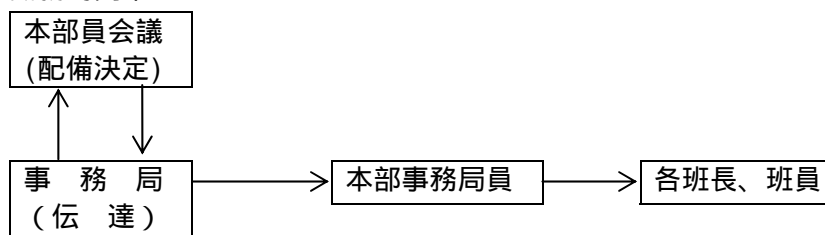
(資料 3-5) 災害対策本部配備人員

2. 動員の系統

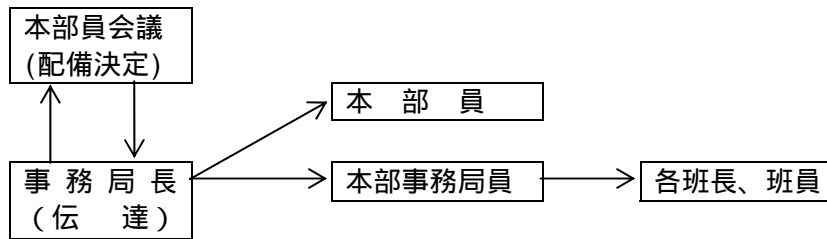
本部員会議により決定された配備体制に基づく職員の動員の手続は、おおむね次のような経路を経て行う。

各部長は、部内の各班の活動要領を定めるとともに、休日や夜間等の勤務時間外に指示を受けた時も、所属職員に対し、直ちに必要な指示を行えるよう、必要な班員の住所・連絡方法について、常に把握しておく。

(1) 勤務時間中



(2) 勤務時間外



(3) 動員人員

動員人員の把握は防災担当課が行い、適時指揮監へ報告するものとする。

3. 職員の配置及び服務

(1) 職員の配置

各部長は、職員の参集状況に応じ、順次災害応急対策班を編成するとともに、次の措置を講じるものとする。

- ア. 災害に対処できるよう職員を配置
- イ. 職員の非常集合方法及び交代方法の措置
- ウ. 高次の非常配備体制に移行できる措置
- エ. 他部への応援の要請

(2) 職員動員の報告

各班は、所定の様式で職員の参集状況を記録し、その累計を各班長を通じて、各部長に報告する。

各部長は、所定の様式により職員の参集状況をとりまとめ、指揮監を通じて、適時本部長に報告する。

(資料 8-1) 職員動員に関する様式 (登庁名簿)

(資料 8-2) 職員参集 (予定・報告) 表

(資料 8-3) 配置体制別配備人員表

(3) 職員の服務

すべての職員は、非常配備体制がとられた場合、もしくは「配備の時期」該当の災害が発生したときには、次の事項を遵守するものとする。

なお、病弱者、身体不自由等で応急活動を実施することが困難である者及びその他本部長が認める者は動員から除外することができる。

[勤務時間内における遵守事項]

- ア. 配備についてない場合も常に災害に関する情報、本部関係の指示に注意する。
- イ. 勤務場所を離れる場合には、所属長と連絡をとり、常に所在を明確にしておく。
- ウ. 正規の勤務時間が終了しても、所属長の指示があるまで退庁せずに待機する。
- エ. 災害場所に出勤した場合は、所定の腕章を着用し、また、自動車には標旗及び標章を使用する。
- オ. 職員は市民に不安や誤解を与えないよう、言動には細心の注意をする。

[勤務時間外における遵守事項]

- ア. 大災害が発生した時または大災害が発生したと推定された時は、動員連絡を待つことなく、第1節第1「警戒体制」の規定に基づき、自主的に登庁する。
- イ. 災害の状況により勤務場所への登庁が不可能な場合は、最寄りの市の施設に参集し各施設の責任者の指示に基づき、災害対策に従事する。また、病気その他やむを得ない事情によりいずれの施設にも集合が不可能な場合は、なんらかの手段をもってその旨を所属長へ連絡する。
- ウ. 災害のため、緊急に登庁する際の服装及び携帯品は、特に指示があった場合を除き防災服・ヘルメット・長靴等着用、食料1食分とする。
- エ. 参集途上においては可能な限り被害状況、その他の災害情報の把握に努め、参集後ただちに参集場所の責任者に報告する。

第4 災害対策要員確保計画

災害応急対策を実施するにあたって災害対策本部の動員のみでは、労働的に不足するとき、及び特殊な作業のため技術的な労力が必要な場合における労働者の確保について以下のように実施する。

1. 応援協定締結自治体、市登録業者等による労務の確保

市は、本計画に基づき、協定を締結している自治体、市登録業者で構成する各災害協力団体に対し、災害対策への協力を要請し、災害対策要員を確保する。

2. ボランティアの派遣要請

市は、各部の要請に基づき、県（県災害ボランティアセンター）に自発的支援等を行う災害ボランティアの派遣を要請し、災害対策への協力を要請し、災害対策要員の確保を図る。なお、ボランティアに関しては、第3章第15節によるものとする。

3. 雇用による労務の確保

(1) 実施責任者

労働者の雇い入れは、それぞれの応急対策実施機関において行う。

(2) 労務確保の方法

労働者の雇い入れについては、県内各公共職業安定所に通報し、確保に努める。

(3) 災害救助法を適用した場合の労務の確保

次の基準により、労働者を雇い入れる。

ア. 応急救助の実施に必要な労務の確保は、次の救助を行う者に必要な補助者として最小限の労働者の確保を図る。

被災者の避難

医療及び助産

災害にかかった者の救出

飲料水の供給

死体の搜索

- 死体の処理
- 救済用物資の整理配分及び輸送
- イ．労働者の賃金
 - 当該地域における通常の実費
- ウ．労働者雇用期間
 - 当該救助の実施が認められる期間

第5 応援の要請

災害時において、市の現有活動勢力では効果的な応急措置の実施が困難と判断された場合は、速やかに県、近隣市町その他の行政機関、公共機関、自衛隊及び市内民間団体等への応援・協力の要請を行う。また、県をはじめとする各機関等への応援要請は、本部長の指示に基づき行う。なお、応援の要請に関する手順等について、次のとおりとする。

1．滋賀県防災ヘリコプター緊急運航要請

災害による被害を最小限に防止するため滋賀県が所有する防災ヘリコプターの支援を求めることができる。

(1) 要請の手続

消防本部を経由し、滋賀県防災危機管理局防災航空チーム（「防災航空隊」）に対し、所定の様式を用いて電話及びFAXをもって出場要請を行う。

要請に対する回答及び指示・連絡事項は、電話・FAXをもって行う。

(2) 要請の事項

支援の要請は、次の事項を明らかにして行う。

災害の種別

災害発生の日時、場所及び被害の状況

災害発生現場の気象状態

飛行場外離着場の所在地及び地上支援体制

災害現場の最高指揮者の職、氏名及び連絡手段

支援に要する資機材の品目及び数量

その他必要な事項

滋賀県防災ヘリコプター支援協定

滋賀県防災ヘリコプター緊急運航要領

（資料2-19）滋賀県防災ヘリコプター支援協定

2．県及び県内市町に対する要請

(1) 要請の手続き

県知事及び県内市町長に応援要請または応急措置の実施を要請する場合は、県（防災危機管理局）に対し、電話等をもって要請し、後日速やかに文書を送付する。

(2) 要請の事項

要請は次の表に掲げる事項を明らかにして行う。

要 請 の 内 容	事 項	根 拠 法 令
県及び県内市町への 応援要請または応急措 置の実施の要請	災害の状況及び応援(応急措置)を 要請する理由 応援を必要とする機関名 (応援の斡旋を求める時のみ) 応援を必要とする期間 応援を希望する職種別人員及び物 資、資材、機戒、器具等の品名とそ の数量 応援を必要とする場所 応援を必要とする活動内容 (必要とする応急措置内容) その他必要な事項	災害対策基本法第 67 条 災害対策基本法第 68 条

3．消防機関等への要請

消防活動に関する応援要請は、第 3 章第 4 節によるものとする。

4．他の都道府県及び県内市町・指定地方行政機関・指定地方公共機関等への要請

(1) 災害時における相互応援協定

本市では、相互応援協定を次に掲げる都市間で締結している。相互応援に関する連絡担当を防災担当課に定め、災害が発生したときは、速やかに必要な情報の収集、相互の連絡を行う。

ア．締結都市

北海道登別市 (担当課：総務部総務グループ)	北海道登別市中央町六丁目 11 TEL 0143-85-2111 FAX 0143-85-1108
東京都福生市 (担当課：安全安心まちづくり課)	東京都福生市本町 5 TEL 0425-51-1511 FAX 0425-53-4451
長野県飯田市 (担当課：危機管理・交通安全対策室)	長野県飯田市大久保町 2534 TEL 0265-22-4511 FAX 0265-24-9316
熊本県水俣市 (担当課：総務課)	熊本県水俣市陣内一丁目 1 番 1 号 TEL 0966-61-1604 FAX 0966-62-0611

イ．応援の種類

災害応急措置及び応急復旧に必要な資機材、物資等の斡旋
災害応急措置及び応急復旧に必要な医療職・技術職等の人材派遣
その他に次のような業務とする。

- a．避難所内被災者の救助業務に協力すること
- b．被災者への炊き出し、救助物資の配分等に協力すること
- c．被害状況の調査に協力すること
- d．被災区域内の秩序維持に協力すること
- e．り災証明書交付事務に協力すること

(2) 協定締結先一覧

協定名称	締結先	締結内容	締結日
災害時における相互応援に関する協定	北海道登別市 東京都福生市	協定自治体が被災した際に、応急対策及び復旧対策の相互の応援	H7.11.9
上水道施設災害応急復旧作業に関する協定書	守山市管工事業協同組合 (守山市上下水道公認業者協同組合)	市域に災害が発生した際の上水道施設復旧に関する資材・労力等の提供	H9.2.18 (H25.7.3 変更)
災害緊急車指定給油所に関する協定書	守山市石油協同組合	災害発生時に緊急車両に対し、一般車両に優先し給油	H9.6.6
道路・河川災害応急復旧業務に関する協定書	守山商工会議所 建設部土木委員会	市域に災害が発生した際の道路・河川復旧に関する資材・労力等の確保動員	H10.11.1
災害時における守山市と守山市内郵便局との相互協力に関する協定書	守山市内郵便局代表者(近江守山郵便局)	市域に災害が発生した際の情報提供他	H10.11.1
守山市災害時等の緊急協力に関する協定書	滋賀県資源リサイクルリング事業協同組合	災害時において、避難場所から排出される廃棄物等の収集運搬・その他上記に類する作業及び資材の提供	H16.12.8
守山市災害時等の緊急協力に関する協定書	守山環整(株)	同上及び避難所に設置された仮設トイレのし尿等の収集運搬	H16.12.8
エルピーガスに係る災害応急復旧に関する協定書	社団法人滋賀県エルピーガス協会守山野洲支部	災害が発生し公共施設において緊急にLPガスを使用する必要がある場合の作業資機材・労力の提供	H17.6.28
災害時における相互応援・連携基本協定書	草津市 栗東市 野洲市	災害が発生した場合において、協定市が相互に応援し、その応援活動及び復旧対策活動の万全を期する。経費負担は、被災市及び応援市が協議して定める。	H17.7.1
災害時における生活物資の調達に関する協議書	株式会社平和堂	災害時における生活物資の提供協力	H20.3.17
災害時における電気設備の応急復旧の応援に関する協定書	滋賀県電気工事工業組合	災害時における公共施設の電気設備の応急復旧の応援	H20.5.21
災害時における飲料の提供協力及び災害救援型自動販売機の設置に関する協定書	コカ・コーラウエスト株式会社	災害時は無償で飲料の提供が可能な自動販売機の設置及び災害時の飲料物資の提供協力	H20.6.11
災害時における生活物資の調達に関する協定書	守山・野洲地区コンビニエンスストア安全なまちづくり推進協議会	災害時における生活物資及び避難場所の提供協力	H20.6.27

災害時における飲料水の供給に関する協定書	旭化成株式会社 守山支社	災害時における飲料水の提供協力	H20.7.24
災害時相互応援協定	長野県飯田市	協定自治体が被災した際に、応急対策及び復旧対策の相互の応援	H24.3.28
災害時相互応援協定	熊本県水俣市	協定自治体が被災した際に、応急対策及び復旧対策の相互の応援	H24.3.28
災害時等の応援に関する申し合わせ	近畿地方整備局	災害時の職員、専門家、資機材等の応援について	H24.6.26
滋賀県市長会災害相互応援協定	滋賀県内 12 市	協定自治体が被災した際に、応急対策及び復旧対策の相互の応援	H24.11.27
災害時における一次避難場所としての使用に関する協定書	ワコール流通株式会社 株式会社ワコールホールディングス	災害時における一次避難場所の提供協力	H25.2.21

- (資料 2-1) 災害時における相互応援に関する協定
- (資料 2-2) 災害時における相互応援・連携基本協定書
- (資料 2-3) 上水道施設災害応急復旧作業に関する協定書
- (資料 2-4) 災害緊急車両指定給油所に関する協定書
- (資料 2-5) 道路・河川災害応急復旧業務に関する協定
- (資料 2-6) 災害時における守山市と守山市内郵便局との相互協力に関する協定
- (資料 2-7) 災害時等の緊急協力に関する協定書(滋賀県リサイクル事業協同組合)
- (資料 2-8) 災害時等の緊急協力に関する協定書(守山環整株)
- (資料 2-9) エルピーガスに係る災害応急復旧に関する協定書
- (資料 2-10) 災害時における生活物資の調達に関する協議書(株式会社平和堂)
- (資料 2-11) 災害時における電気設備の応急復旧の応援に関する協定書
(滋賀県電気工事工業組合)
- (資料 2-12) 災害時における飲料の提供協力及び災害救援型自動販売機の設置に関する協定書(コカ・コーラウエスト株式会社)
- (資料 2-13) 災害時における生活物資の調達に関する協定書
(守山・野洲地区コンビニエンスストア安全なまちづくり推進協議会)
- (資料 2-14) 災害時における飲料水の供給に関する協定書(旭化成株式会社守山支社)
- (資料 2-15) 災害時相互応援協定(長野県飯田市)
- (資料 2-16) 災害時相互応援協定(熊本県水俣市)
- (資料 2-17) 災害時等の応援に関する申し合わせ(近畿地方整備局)
- (資料 2-18) 滋賀県市長会災害相互応援協定(県内 12 市)
- (資料 2-23) 災害時における一時避難場所としての使用に関する協定書

(3) 災害対策基本法に基づく応援要請

他都府県市・指定地方公共機関等に応援または応援の斡旋を求める場合は、県（防災危機管理局）に対し、とりあえず無線または電話等をもって処理し、後日速やかに文書を送付することとする。なお要請は、次の表に掲げる事項を明らかにして行う。

要 請 の 内 容	事 項	根 拠 法 令
<p>応 援 の 要 請</p>	<p>災害の状況及び応援の斡旋を求める理由 応援を希望する機関名 応援を必要とする期間 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 応援を必要とする場所 応援を必要とする活動内容 その他必要な事項</p>	<p>災害対策基本法 第 68 条、第 74 条</p>
<p>応 援 の 派 遣 の 要 請</p>	<p>派遣の斡旋を求める理由 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数 派遣を必要とする期間 派遣される職員の給与その他の勤務条件 その他参考となるべき事項</p>	<p>災害対策基本法第 30 条 地方自治法第 252 条 の 17</p>

5. 自衛隊の災害派遣要請

(1) 災害派遣部隊の要請範囲

自衛隊の災害派遣部隊の要請範囲は、次のとおりである。

項 目	活 動 内 容
被 害 状 況 の 把 握	車両・航空機等状況に適した手段による情報収集
避 難 の 援 助	避難者の誘導・輸送等（避難命令が発令された場合）
避 難 者 等 の 捜 索 救 助	行方不明者、負傷者等の捜索、救助 （ただし、緊急を要し、かつ、他に適当な手段がない場合、他の救援作業等に優先して実施）
水 防 活 動	堤防護岸等の決壊に対する土のう作成、積込み及び運搬
消 防 活 動	利用可能な消防車、その他の防火用具による消防機関への協力（薬剤等については、関係機関準備）
道路または水路等交通路上の障害物の除去	施設の損壊または障害物がある場合の啓開除去等
応 急 医 療、救 護 及 び 防 疫	被災者の応急診療、大規模な伝染病等の発生に伴う応急衛生等（薬剤等については市が準備）
通 信 支 援	自衛隊の通信連絡に支障のない範囲における通信支援
人 員 及 び 物 資 の 緊 急 輸 送	救急患者、医師、その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
炊 飯 及 び 給 水 の 支 援	被災者への炊飯、給水支援（飯米、水等については市が準備）
救 援 物 資 の 無 償 貸 与 及 び 譲 与 又 は 譲 与	「防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する総理府令」(昭和33年総理府令第1号)による
危 険 物 の 保 安 及 び 除 去	火薬類、爆発物等危険物について能力上可能な範囲での保安措置及び除去
そ の 他	知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて関係部隊の長と協議して決定する。

(2) 派遣要請の手続等

ア. 要請手続

本部長は、災害派遣となる事態が発生し、自衛隊の災害派遣（一般災害派遣）を要請しようとする場合は、防災担当次長に命じて、県（防災危機管理局）に次の事項を明記した文書3部をもって行うものとする。

ただし、緊急を要する場合は、口頭または電話等により依頼し、事後速やかに文書を提出する。

- a 災害の状況及び派遣を要請する理由
- b 派遣を希望する期間
- c 派遣を希望する区域及び活動内容
- d 要請責任者の役職、氏名
- e 特殊携行装備または作業の種類
- f 派遣地への最適経路
- g 連絡場所、現場責任者氏名、標識または誘導地点等
- h その他参考となるべき事項

特別救難に関する要請の場合には、次に示す内容とする。

- a 要請者
- b 要請内容
 - (a) 事由(目的)
 - (b) 派遣希望時期または期間
 - (c) 派遣を希望する人員、航空機等の概要
 - (d) 派遣を希望する場所または区域及び活動内容
(輸送の場合は、目的地及び連絡先を明示)
 - (e) 患者の付添、医者の有無その他参考となる事項

通信途絶等により県知事に要請できない場合は、その旨及び災害の状況を防衛大臣またはその指定するものに直接通知することができる。

自衛隊の部隊等の長名	所在地	電話等
今津駐屯地司令である第3戦車大隊長 (窓口：第3係)	高島市今津町今津平 郷国有地	TEL0740-22-2581 内線(時間内：235、236、時間外：249) 県防災無線 171
大津駐屯地司令である中部方面混成団長 兼ねて大津駐屯地司令 (窓口：訓練課)	大津市際川 1-1-1	TEL077-523-0034 内線(時間内：230、229、時間外：302、205) 県防災無線 100-862

イ．災害派遣部隊の受入措置等

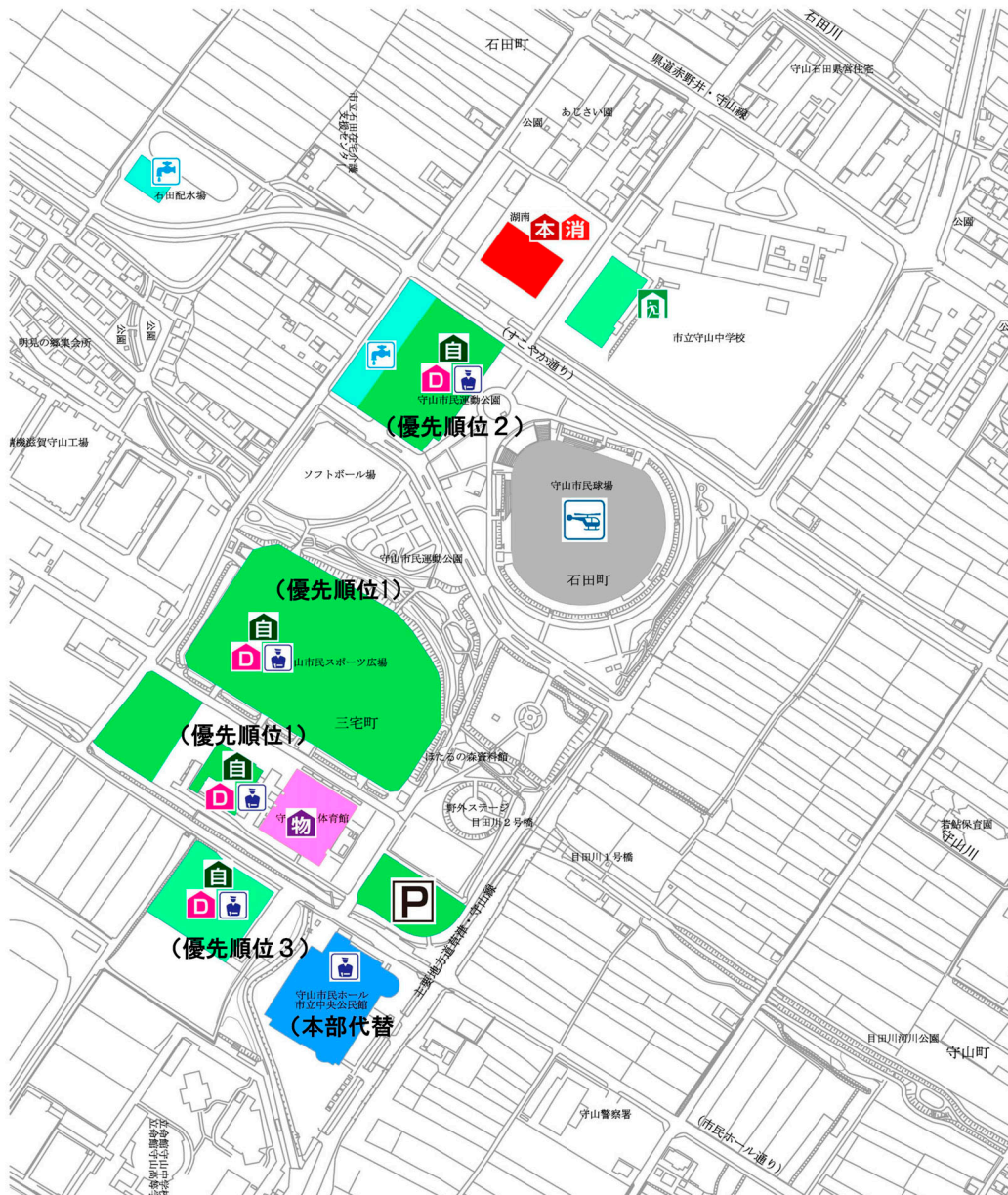
本部長は、知事から自衛隊の災害派遣の通知を受けた時は、防災担当部次長に命じて、次のとおり受入措置を行う。

派遣部隊の受け入れ

派遣された部隊に対し、下図の通り、守山市民運動公園(ただし同所で不足する場合、野洲川河川敷やびわこ地球市民の森または被災地近くの公共空地)を使用させるものとし、次の施設を準備するものとする。

- a 本部事務室
- b 宿舍
- c 材料置場、炊事場 野外適当な広さ
- d 駐車場 車/台の基準は3m×8m
- e ヘリコプター発着場(守山市民球場) 2方向に障害のない広場

[市民運動公園周辺利用計画]



- | | | | | | |
|--|---------|--|---------------|--|-----------------|
| | 災害対策本部 | | 避難所(福祉避難室を含む) | | 警察 |
| | 物資拠点 | | 自衛隊拠点 | | DMAT(災害派遣医療チーム) |
| | 緊急消防援助隊 | | 給水活動拠点 | | 駐車場 |
| | ヘリポート | | | | |

優先順位とは自衛隊の活動拠点の利用の優先順位を表します。

県への報告

防災担当課は、派遣部隊の到着後及び必要に応じて所定の事項について県（防災危機管理局）に報告する。

派遣部隊の撤収要請

派遣部隊の撤収要請は知事が本部長及び派遣部隊の長と協議して行う。本部長は災

害派遣の目的を達成したとき、またはその必要がなくなったときは、速やかに文書をもって知事に対しその旨報告する。

ただし、文書による報告に日時を要するときは、口頭または電話等をもって連絡し、その後文書を提出する。

(3) 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

本部長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮するものとする。

(4) 作業計画及び資材等の準備

本部長は、自衛隊に対し作業を要請または依頼するにあたっては、なるべく先行性のある計画を次の基準により樹立するとともに、作業実施に必要な資料の準備を整え、かつ諸作業に関係ある管理者の了解をとりつけるよう配慮する。

[計画作成の内容]

ア．作業箇所及び作業内容

イ．作業の優先順位

ウ．作業に要する資材の種類別保管(調達)場所

エ．部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

オ．合同本部現地会議の開催方法(現地本部が担当する)

(5) 自衛隊との連絡窓口一本化

災害対策本部は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置が取れるよう、連絡交渉窓口を明確にしておくものとする。

(6) 経費の負担区分

自衛隊の救助活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担するものとし、その内容は概ね次のとおりとする。

ア．派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資器材(自衛隊装備に係るものを除く。)等の購入費、借上料及び修繕費

イ．派遣部隊の船舶による湖上輸送等の経費

ウ．派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料

エ．派遣部隊の宿営及び救難活動にともなう光熱、水道、電話料等

オ．派遣部隊の救援活動実施の際生じた(自衛隊装備に係るものを除く。)損害の補償

カ．その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と本部長が協議するものとする。

6. 赤十字飛行隊への派遣要請

赤十字飛行隊は、日本赤十字社の本社管轄の特別奉仕団として日本赤十字社が行う災害活動及び人命救助に関する業務に従事し、進んで航空機による社会奉仕の実践に努め、もって赤十字の理想とする人道的任務の達成に寄与することを目的としている。

(1) 赤十字飛行隊の活動内容

ア．航空機を利用しての災害救助活動及び救護活動

イ．救急患者及び特殊患者の航空輸送

ウ．救急医薬品及び血液等の航空輸送

エ．このほか日本赤十字社からの要請及び隊長が設置目的を達成するために必要と認めた活動

(2) 要請の内容

赤十字飛行隊の出動要請をする場合は次による。

ア．市災害対策本部で、出動を必要とするときは、県災害対策本部へその旨連絡する。

イ．県災害対策本部は、市からの要請があったとき、あるいは自ら必要と認めたときは、日本赤十字社滋賀県支部長に飛行隊の出動を要請する。

ウ．日本赤十字社滋賀県支部長は、前記の要請を検討し出動の必要があると認めたときは、日本赤十字社の本社に出動要請するとともに、この旨を赤十字飛行隊関西支隊長に連絡する。

エ．要請にあたっては、次のことを明らかにする。

目的（任務）

日時

場所

オ．連絡先

日本赤十字社滋賀県支部 TEL 大津 (077)522-6758

日本赤十字社 TEL 東京 (03)3438-1311

7．公共的団体、民間団体等への要請

(1) 協力を要請する業務

災害時において、業種別の団体組織、自治体、日本奉仕団、婦人会等の民間団体及びボランティアへの協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- ・ 異常現象、危険箇所等を発見した時の災害対策本部への通報
- ・ 災害に関する予警報その他の情報伝達
- ・ 災害時における広報広聴活動への協力
- ・ 災害時における出火の防止、初期消火活動への協力
- ・ 負傷者の救出・搬送等市民に対する救助・救護活動
- ・ 避難誘導、避難所内の救助・救援業務
- ・ 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分及び輸送等の業務
- ・ 被害状況の調査補助業務
- ・ 被災地域内の秩序維持活動
- ・ 道路啓開活動、公共施設等の応急復旧作業活動
- ・ 応急仮設住宅の建設業務
- ・ 生活必需品の調達業務
- ・ り災証明書交付事務への協力
- ・ その他市が行う災害応急対策業務への応援協力

(2) 協力要請の内容

災害時に各種団体組織、民間団体及び市民ボランティアへ協力を要請する場合は、以下の事項を明らかにして行う。

活動の内容
協力を希望する人数
調達を要する資機材等
協力を希望する地域及び期間
その他参考となるべき事項

(3) 協力要請の手段

ア．各種団体等への協力要請

各部が作業を行うため民間団体等の協力を必要とするときで、この計画に定めのない場合については、健康福祉部長が本部長の指示に基づき、その責任者に対して要請する。

イ．市民ボランティアへの協力要請

大規模地震が発生した時は、発生後2時間以降を目途として、健康福祉部長が本部長の指示に基づき、以下の手段により、市民ボランティアへの協力要請を行う。

呼びかけ手段

- a. 防災行政無線、広報車、職員による口頭の呼びかけ
- b. チラシ配布・掲示等による呼びかけ
- c. アマチュア無線による呼びかけ
- d. ラジオ・テレビ局等による放送
- e. インターネットによる呼びかけ

受付窓口

守山市健康福祉部、守山市社会福祉協議会

第6 後方支援対策

災害対策は、災害への対応や被災者への対応だけでなく、災害対策に従事する要員や応援要請を受けて被災地内で災害応急・復旧業務等に携わる支援者に対しても、重要である。迅速な応急・復旧業務を行い、また、被災地や被災者への強力な支援のために、これら災害対策要員及び支援者に対し、宿泊や食事その他の広報支援対策を実施する。

- ・ 食事の提供
- ・ 宿泊、休憩、仮眠場所等の提供
- ・ 入浴その他の生活支援
- ・ 業務交代のシステム

第7 災害応急・復旧対策に関する用地の確保

市は、災害応急・復旧対策の過程で必要となる様々な用地を、あらかじめ定められた計画に基づいて確保し、用地需要に対する処理と管理を行う。市は、用地の提供を必要とする機関に対し、所管課を通じて対応する。

- ・ 緊急ヘリポート、物資の集配場、緊急車両の駐停車場
- ・ 復旧用資機材置き場、車両置き場
- ・ 避難場所等（仮設テント、仮設トイレ、給水場所、その他）
- ・ ガレキ等仮置き場
- ・ 応急仮設住宅建設用地

第2節 情報の収集・伝達

【防災担当課、都市経済部、各機関】

収集すべき情報の内容・種別に応じて、的確な収集、伝達を行うための分担、体制、手順について定める。

第1 情報連絡体制

災害発生時の情報連絡体制は、最優先で確立される必要があり、そのため、市及び防災関係機関は、あらかじめ連絡責任者を定め、各所属及び関係機関相互の通信連絡を統轄させるとともに、情報配信システムの活用や受信専用電話を確保し通信従事者を配置する等、迅速かつ円滑な通信連絡を確保する。

災害時の市本部と各地区会館、各部出先機関及び防災関係機関との通信連絡に利用する有線通信手段は、原則として、以下の順位による。

- (1) F A X等の優先利用
- (2) 非常・緊急通話の利用
- (3) 警察・消防通信の利用
- (4) 県防災情報システムの利用

また、災害の発生により有線通信施設が被災し、不通になった場合は、以下のとおり無線設備によるか、または使者（伝令）等により通信連絡を確保する。

1．指定電話・連絡責任者の指定

(1) 指定電話

市及び防災関係機関は、災害情報通信に使用する指定電話を定め、窓口の統一を図る。

災害時には、指定電話を平常業務に使用することを制限するとともに、指定電話に通信事務従事者を配置し、迅速かつ円滑な通信連絡を確保する。

なお、原則として指定電話は「災害時優先電話」をあてる。

(2) 連絡責任者

市及び防災関係機関は、災害時の防災関係機関相互の迅速かつ円滑な通信連絡を確保するため、連絡責任者を定める。

連絡責任者は、各所属及び関係機関相互の通信連絡を統轄する。

（資料4-7）災害時優先電話一覧表

2．本部連絡員の派遣

(1) 市の各部

市の各部長は、本部長と各部との連絡を強化するため、本部連絡員を本部員会議（事務局・防災担当課）に派遣する。

なお、本部に派遣された連絡員は、それ以降総務部次長の指揮下に入る。

(2) 防災関係機関

防災関係機関は、市本部との連絡のため、必要に応じ本部連絡員を本部員会議（事務局・防災担当課）に派遣する。

なお、本部連絡員は、連絡用無線機等を可能な限り携行し、所属の機関との連絡にあたる。

3．有線通信網の利用方法

(1) F A X等の優先利用

本部・市各部出先機関・防災関係機関間の指令の授受伝達及び報告等の通信連絡については、原則としてF A Xによる文書連絡によって行う。

(2) 非常・緊急通話の利用

加入電話による通話もしくは指定電話相互間の通話がいずれも不能もしくは困難な場合は、非常または緊急通話（電報）として、他に優先して取扱うよう請求し利用する。

(3) 警察・消防通信の利用

ア．消防通信

消防署、出張所、消防団間に消防業務用として、消防専用回線を含む無線電話通信網が整備されている。

イ．警察有線電話通信網

県警察本部を起点として、各警察署、各管下交番・駐在所を結ぶ警察有線電話通信網の利用については、県警察本部長に要請し行う。

(4) 県防災情報システムの利用

県災害対策本部への報告（被害状況、避難状況、市災害対策本部の設置等）は、県防災情報システムを利用する。

4．有線通信が途絶した場合の措置

(1) 県・隣接市及び防災関係機関との連絡

滋賀県防災行政無線を利用して行う。

なお、停電に備え非常電源として発動発電機が配置され、常時通信が確保されている。

また、必要に応じ消防無線、警察無線、非常無線、本部連絡員携帯無線機、伝令の派遣等による。

(2) 市各部（出先機関）との連絡

市出先機関及び災害現場等に出動している各部との連絡は、市防災行政無線により行う。

また、必要に応じ消防無線、警察無線、非常無線、伝令の派遣による。

(3) アマチュア無線の利用

災害時において、有線通信が被害を受け使用不能となった場合は、市職員アマチュア無線クラブの協力により無線局を開局し、民間アマチュア無線局の協力を得て、「非常通信」を行う。

なお要請にあたっては、電報頼信紙または適宜の用紙を使用し、また、通信文の記載は、カタカナまたは漢字及びひらがなのいずれかとし、漢字を使用した場合はカタカナに直した字数で1通200字以内に簡潔にまとめるものとする。ただし、通信数に制限はないものとする。

(4) その他非常無線の利用

台風、洪水、火災その他非常の事態が発生し、または発生するおそれがある場合で、災害対策上必要が生じた時は、電波法第 52 条の規定に基づき、免許状に記載された範囲外の通信、すなわち「非常通信」を行うことができる。

災害時の状況により、適宜協力を要請し「非常通信」を行う。

(資料 4-8) 守山市防災行政無線通信システム

(資料 4-9) 滋賀県防災行政無線通信システム

(資料 4-10) アマチュア無線連絡体制

(資料 4-11) 非常通信経路

第 2 予報、警報等の種別

本計画における予報、警報等の種別及び基準は、以下のとおりである。

1. 警報

警報とは、気象業務法に基づいて県内のいずれかの地域において重大な災害が起こるおそれのある場合において、彦根地方気象台が一般に厳重な警戒を促すため発表するものとする。

(資料 6-3) 警報・注意報の発表基準

2. 注意報

注意報とは、気象業務法に基づき県内のいずれかの地域において被害の発生が予想される場合において、彦根地方気象台が一般に注意を促すため発表するものをいう。

(資料 6-3) 警報・注意報の発表基準

3. 気象情報

- (1) 注意報、警報に先立って注意を喚起するためのもの。
- (2) 注意報、警報が発表されたあとの経過や予想、防災上の注意を開示するもの。
- (3) 数年に 1 回程度発生する記録的な短時間の大雨を観測した等のときに、一層の警戒を呼びかけるもの。
- (4) 小雨、長雨、低温、梅雨等、比較的長期にわたる現象について注意を喚起したり、解説するためのもの。

4. 洪水予報

(1) 琵琶湖洪水予報

琵琶湖周辺については、水防法及び気象業務法に基づき、淀川ダム統合管理事務所と大阪管区気象台が共同して洪水のおそれがあるときに水位を示してこれを一般に周知させるため発表するものをいう。

(2) 野洲川洪水予報

野洲川については、水防法及び気象業務法に基づき、琵琶湖河川事務所と彦根地方気象台が共同して洪水のおそれがあるときに水位を示してこれを一般に周知させるため発表するものをいう。

5. 水防警報

水防警報とは水防法の規定に基づき、国土交通大臣または知事が指定する河川について洪水により重大な災害を生じるおそれがあるとき発表するものをいう。

6. 火災気象通報

消防法により彦根地方気象台長は、気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、その状況を直ちに知事に通報する。市長がこの通報を受けたときは、必要により「火災警報」を発令するものとする。

なお、火災気象通報の基準及び様式は次のとおりとする。

ア. 実効湿度が 65% 以下で、最小湿度が 30% 以下。

イ. 実効湿度が 65% 以下で、平均風速が 7m/s 以上の風が 1 時間以上吹くと予想したとき。

ウ. 平均風速が 12m/s 以上の風が 1 時間以上連続して吹く見込みのあるとき。ただし、降雨、降雪中は通報しないこともある。

7. 野洲川ダム放流連絡

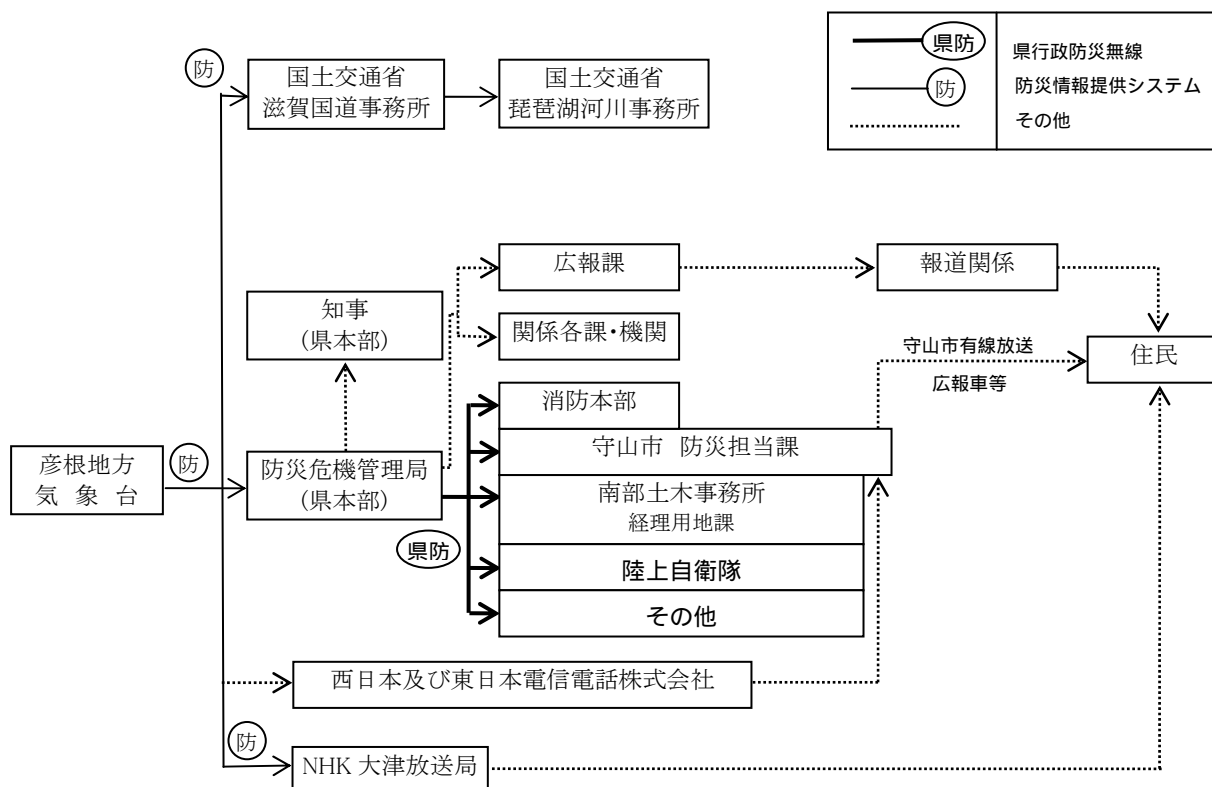
河川の増水によりダムの放流が必要となったときは、事前に野洲川土地改良区より専用電話により市へ連絡される。

(資料 4-12) 野洲川増水警戒連絡系統図

第3 気象等注意報・警報

1. 気象等注意報・警報の伝達系統は、以下のとおりとする。

気象予警報系統図



(注) 防災危機管理局から南部土木事務所、市、消防本部等への予警報の音声伝達方法

- ・勤務時間内の場合

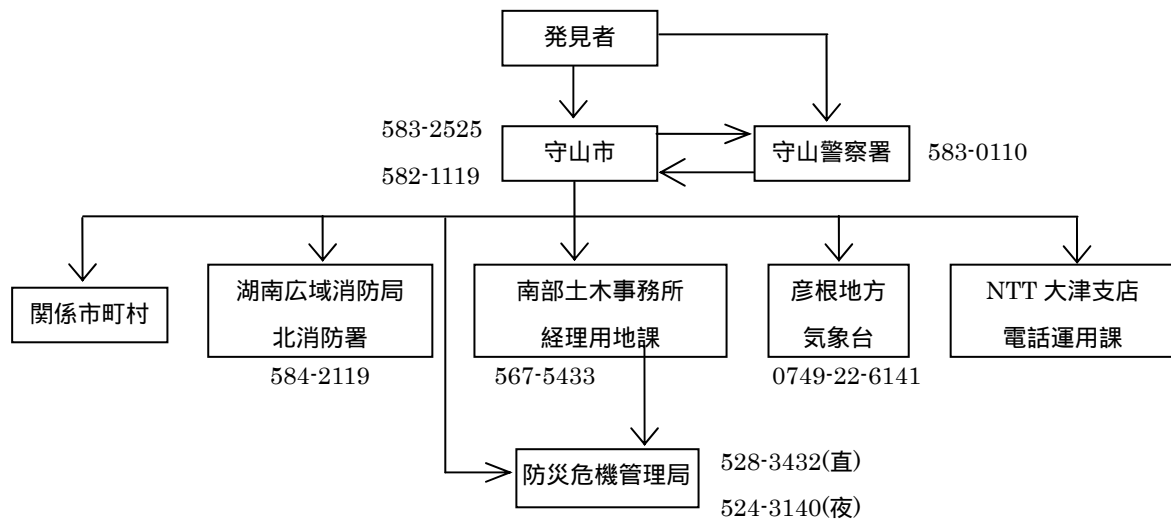
防災行政無線により伝達する。

- ・勤務時間外の場合

防災危機管理局設置のボイスメール装置を遠隔操作することにより市宿直者等に伝達する。

2. 異常現象発見時の措置

- (1) 災害が発生するおそれのある異常な現象（洪水、地割れ等）を発見した者は、ただちに市長または警察官に通報しなければならない。
- (2) 通報を受けた警察官は、ただちに署長を通して市長に通報しなければならない。
- (3) 伝達系統図は以下のとおりである。



3. その他

災害の発生その他の事故により、警報等の伝達の措置を取り難いときは、関係機関相互の連絡により警報等が正しく伝わるよう応急措置を講ずる。

なお、各機関との気象警報、注意報、台風情報の伝達受信は原則として防災行政無線により行うものとする。

第4 水防警報等

1. 水防警報の受領・伝達

県知事により発令された水防警報の受領及び伝達は、都市経済部水防担当課長（災害対策本部設置後は、水防担当課長が行う。以下同じ。）が担当する。

水防担当課長は、警報を受領した場合、速やかに市長、副市長、防災担当部長、消防署長に報告するとともに、関係各課長に伝達する。

伝達を受けた各課長は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講じ、関係出先機関等に伝達する。

勤務時間内における伝達系統は、第3章第1節第3「職員の動員・配備」に準じて行う。

第5 雨量・水位情報

1. 雨量情報の収集・伝達

雨量情報の収集は、都市経済部水防担当課が行う。

なお、通報系統及び県に対する雨量情報の通報基準等は、以下のとおりである。

(1) 通報系統

通信連絡系統図による。

(2) 雨量観測所

守山市役所内 都市経済部水防担当課

(3) 県に対する通報基準

ア．1時間雨量が20mmに達したとき。

イ．降水量が非常に多く、かつ後続雨量の増加が予想されるとき、あるいは台風が接近していてかなり降雨が予想される場合で、総雨量が50mmに達したときより1時間ごと。

2. 水位情報の収集・伝達

水位情報の収集は水防管理者が行う。

水位情報は、10分ごとの当該河川水位値とする。

水位情報の通報系統は通信連絡系統図による。

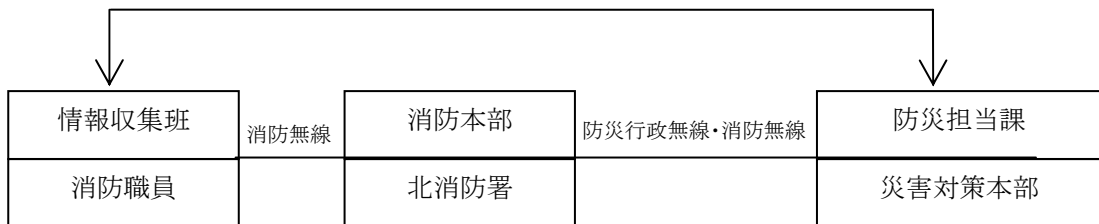
第6 災害危険個所等の情報

1. 災害情報

(1) 災害情報及び被害状況の収集

被害発生、または発生のおそれがある場合、情報収集担当者は、的確な応急対策を実施するため多くの情報の収集に努める。

なお、通報の処理は以下のとおりとする。





また、災害発生、発生のおそれがあるとの通報を受けた場合、ただちに情報収集班を派遣し、情報の確認・収集にあたる。

2. 被害情報の収集

(1) 収集すべき情報の内容

ア. 災害発生直後

人命危険の有無、及び人的被害の発生状況

家屋等建物の被害状況

火災等の二次災害の発生状況及び危険性

避難の必要の有無、及び避難の状況

市民の動向

道路、港湾、及び交通機関の被害状況

電気、水道、電話等ライフラインの被害状況

その他の災害の発生拡大防止措置上、必要な事項

イ. その後の段階

被害状況

避難勧告、指示、または警戒区域の設定状況

避難所の設置状況

避難生活の状況
 食料、飲料水、生活必需品の供給状況
 電気、水道、電話等ライフラインの復旧状況
 医療機関の開設状況
 救護所の設置及び活動状況
 傷病者の収容状況
 道路、港湾、及び交通機関の復旧状況

ウ．その他法令に定める報告等

- (資料 8-4) 様式第 1 号
- (資料 8-5) 様式第 2 号
- (資料 8-6) 様式第 3 号
- (資料 8-7) 災害被害即報様式
- (資料 8-8) 様式第 4 号
- (資料 8-9) 被害即報事項例示
- (資料 6-5) 災害の被害認定基準

(2) 収集の実施者

被害状況に関する情報の収集は、市災害対策本部事務分掌に定められた各部の所管業務に基づいて、所属の職員があたる。

消防署長及び警察署長、その他防災関係機関は、災害発生直後の被害状況について本部長へ速やかに伝達するとともに、早急に対応すべき措置等について必要な助言をするものとする。

市及び防災関係機関のそれぞれの分担の一覧は、おおむね次の表のとおりである。

調査実施者		収集すべき被害状況の内容
市	市本部	・ 区域に係る人的・物的・機能的被害
	各施設の管理者	・ 所管施設の来所者、入所者、職員等の人的被害 ・ 所管施設の物的被害及び機能被害
消防署		・ 住民の被害（物的被害） ・ 火災発生状況及び火災による物的被害 ・ 危険物取扱施設の物的被害 ・ 要救援救護情報及び救急医療活動情報 ・ 避難道路及び橋梁の被災状況 ・ 避難の必要の有無及びその状況 ・ その他消防活動上必要ある事項
警察署		・ 被害状況、治安状況、救助活動及び警備活動の状況 ・ 交通機関の運行状況及び交通規制の状況
その他の防災機関		・ 市の地域内の所管施設に関する被害状況

3. 被害状況のとりまとめ

(1) 情報の総括責任者

情報の総括責任者は次のとおりとする。

情報総括責任者：指揮監

(2) 各部から本部への報告

各部は、災害が発生してから災害に関する応急対策が完了するまでの間、以下の表の手順のとおり、本部へ、被害状況及び災害応急対策の活動状況を報告する。

(資料 8-5) 様式第 2 号

報告の区分	報告の時期	留意事項
発生 (被害概況速報及び応急措置状況報告)	覚知後、直ちに報告。以後詳細が判明の都度報告	<ul style="list-style-type: none"> ・人的被害及び住家被害を重点に ・現況を把握次第直ちに ・迅速性を第 1 に報告のこと ・部分情報、未確認情報も可。ただし情報の出所を明記のこと ・応急対策の実施の都度必要と認める事項を報告する。
経過 (被害概況報告及び応急措置状況報告)	定期報告は、原則として、一日あたり 1 回とし毎日、正午までにとりまとめて報告 その他必要と認める場合及び本部より指示があった場合	<ul style="list-style-type: none"> ・災害緊急報告として報告した情報を含め、確認された事項を報告する。 ・全壊、流出半壊、死者及び重症(傷)病者が発生した場合には、その氏名、年齢、住所等をできる限り速やかに調査し報告する。 ・応急対策の実施の間、必要と認める事項を報告する。
確定 (災害確定報告及び建物被害確定報告)	被害の全容が判明し被害状況が確定した場合(県への報告は応急対策終了後 10 日以内)	<ul style="list-style-type: none"> ・被害世帯人員等については、現地調査だけでなく、住民登録とも照合して、その正誤を確認するようにする

(3) 被害状況のとりまとめ

防災担当課長は、各部からの情報のとりまとめにあたっては、以下の点に留意する。

ア．確認された情報により把握されている災害の全体像の把握

イ．至急確認すべき未確認情報の一覧

ウ．至急訂正情報の伝達、応急対策要員の派遣等の対応をするべき未確認情報の一覧

* 例えば、悪質なデマ、ウワサに類することや確認の手順を踏むいとまのない緊急災害発生通報

エ．情報の空白地区の把握

* 大規模な災害時には、「情報の空白」は、被害者に甚大なことを意味する場合がある。

オ．被害軽微もしくは無被害である地区の把握

(資料 8-6) 様式第 3 号

4. 県本部等への報告

(1) 報告の担当者

県本部等への報告は、本部長の指示に基づき、防災担当課長が行う。

(2) 被害即報

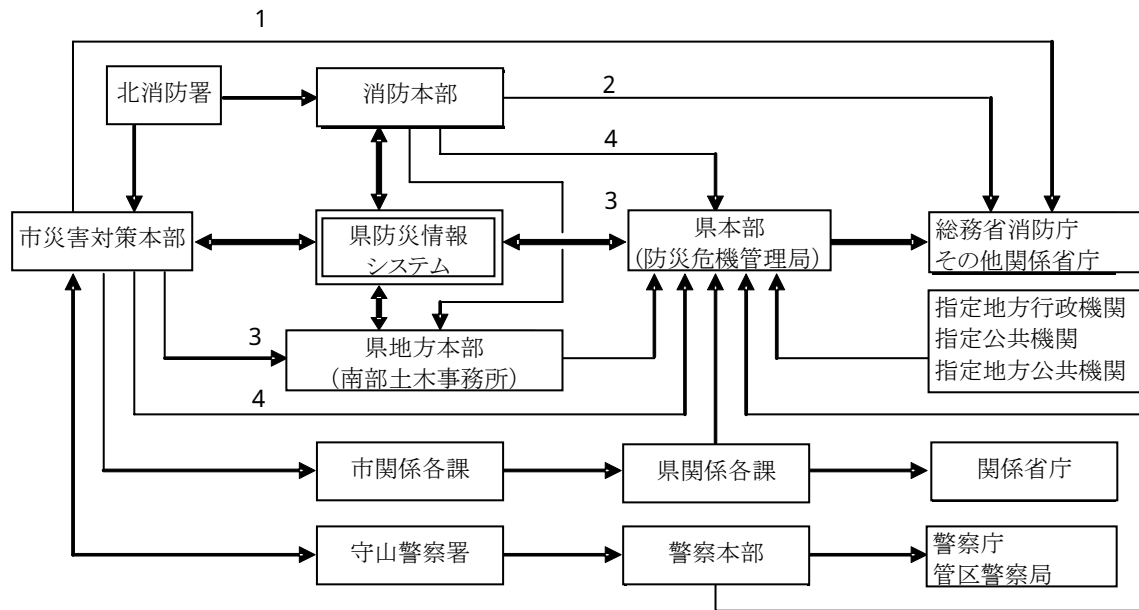
被害発生を覚知の際は、市本部から県本部へ県防災情報システムでの報告経路を基本とする。(第一報報告時にシステムにその災害名がない場合は、未命名に情報入力を行い、その旨を防災危機管理局に連絡する)

ただし、システムが使用不可能な場合または県からの指示があった場合は、県地方本部へ報告する。

また、通信途絶等により県地方本部及び県本部へ速報できない場合は直接、国(総務省消防庁)へ報告し、通信復旧後県に報告する。

なお、消防庁の「火災・災害等即報要領」に従い、「即報基準」に該当する災害等が発生した際には県に、「直接即報基準」に該当する災害等が発生した際には県及び消防庁に、第一報の即報を覚知後30分以内に報告する。

(資料 8-6) 様式第 3 号



- 1 : 県への報告が不可能な場合
- 2 : 県への報告が不可能な場合及び直接即報基準に該当する被害報告
- 3 : 県防災情報システムが使用不可能な場合及び県からの指示があった場合
- 4 : 防災情報システムに情報入力する際、災害名が登録されていない場合の第 1 報
防災情報システムが使用不可能な場合及び県からの指示があった場合

(資料 8-7) 災害被害即報様式

(3) 被害確定報告

被害確定報告は災害応急対策を終了した後、県防災情報システムにて「災害確定報告」(第1様式)により15日以内に行うものとする。



(資料8-8)様式第4号

(4) 報告先等

	勤務時間内	勤務時間外
南部土木事務所	経理用地課 N T T T E L 077-567-5433 F A X 077-562-9234 防 災 T E L 110-862 F A X 110-851	/
滋賀県	(防災危機管理局) N T T T E L 077-528-3432 F A X 077-528-4994 防 災 T E L 100-820~824 F A X 100-850	守衛室 N T T T E L 077-524-3140 F A X 077-523-6390 防 災 T E L 100-848 F A X 100-855
総務省消防庁	応急対策室 N T T T E L 03-5253-7527 F A X 03-5253-7537 防 災 T E L 048-500-7855 F A X 048-500-7536	宿直室 N T T T E L 03-5253-7777 F A X 03-5253-7553 防 災 T E L 048-500-7781 F A X 048-500-7553

報告の区分	報告の時期	留意事項	様式
市被害即報	第一報被害を覚知後 30分以内	<ul style="list-style-type: none"> 第一報は、可能な限り早く分かる範囲で報告する。 第二報以降は、先報との関連を十分保持するために一連番号を付して報告する。 	災害被害即報様式(資料8-7)
確定報告	災害応急対策終了後 15日以内	<ul style="list-style-type: none"> 被害世帯人員等については、現地調査だけでなく、住民登録とも照合して、その正誤を確認するようにする 	様式第4号(資料8-8)

第3節 災害時の広報

【政策調整部、各機関】

適切な分担と正確な情報収集活動をもとに、一般市民（特に危険が予想される地域の住民：風水害は被害者が生じる可能性の高い地域をあらかじめ特定する事ができる。）及び報道機関に対して、被害状況その他の災害情報に関する広報活動を実施する。

第1 実施機関とその分担

1. 市

市は、本部長の決定に基づき、各防災関係機関と密接な連絡のもとに、次に掲げる事項を中心に広報活動を実施する。

[主な広報事項]

(1) 災害発生時の広報

ア. 二次災害防止に関する事

下水道・排水路・河川への排水抑制の呼びかけ
ガス、石油ストーブ等の火災予防の注意
パニック防止、デマ防止への注意の呼びかけ

イ. 災害情報及び被災状況に関する事

浸水地域の状況
火災の発生状況

ウ. 市の災害対策活動体制及び活動状況に関する事

本部の設置
地区連絡所の設置
その他

エ. 避難に関する事

避難準備情報・勧告・指示
避難誘導方法・避難道路の周知
避難所の周知
災害時要援護者保護その他避難の際の注意の呼びかけ

オ. その他必要な事項

(2) 被災者に対する広報

ア. 救護所、避難所の開設状況
イ. 医療救護、衛生知識の周知
ウ. 応急給水、応急給食等の実施状況
エ. 通信施設の復旧状況
オ. 道路交通状況
カ. 道路、バス等交通機関の復旧、運行状況
キ. 被災者の状況
ク. その他必要な事項

2. 守山警察署

警察は、市本部、消防署その他関係機関と協力して、次の事項に重点を置いて広報活動を実施する。

おもな広報事項
<ul style="list-style-type: none">・ 災害の状況及びその見通し・ 避難・救援活動に関すること・ 治安状況及び犯罪の予防に関すること・ 道路交通規制に関すること・ その他の警察措置に関すること

3. 西日本電信電話株式会社

災害のため通信が途絶した場合、もしくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ、窓口掲示板等の方法により次の事項をお客様に周知する。

- (1) 通信途絶、利用制限の理由及び内容
- (2) 災害復旧に対してとられている措置及び応急復旧状況
- (3) 通信のご利用者に対し協力をお願いする事項
- (4) 災害用伝言ダイヤル「171」の利用に関する事項
- (5) その他、必要な事項

4. 関西電力株式会社滋賀営業所

感電事故及び漏電による出火を防止するため、利用者に対し、次の事項について十分な広報活動を実施する。

また、停電の状況、復旧予定時間等については、可能な限り広報車等により、直接当該地域に周知する。

[主な広報事項]

- (1) 第1段階（安全、危険防止）
 - ア．無断昇柱、無断工事をしないこと
 - イ．断線、電柱の倒壊折損等を発見した場合は接触を避けるとともに、最寄の事業所に通報すること
 - ウ．屋外へ避難する場合は、安全器またはブレーカーを切ること
 - エ．地震発生後は、使用中の電気器具のコンセントを直ちに抜くこと
 - オ．その他事故防止のため留意すべき事項
- (2) 第2段階（被害状況）
 - ア．停電区域
 - イ．停電事故復旧状況
 - ウ．停電事故復旧見込み

5. 大阪ガス株式会社京滋導管部

被害の大きな地域へのガス供給は停止され、それ以外の地域へのガス供給は継続される計画であるが、ガスによる災害を防止し市民の不安解消を図るため、次のとおり、広報車によ

る広報、消防署、警察署、報道機関への協力要請等あらゆる手段をつくして広報活動を行う。

また、ガス設備の被害状況、供給支障の状況、供給停止地区の復旧の現状及び見通しについては、可能な限り広報車等により直接被災地区に周知する。

[おもな広報事項]

(1) 地震発生時（供給を継続している場合）

- ア．ガス栓を全部閉めること。
- イ．ガスメーターのそばにあるメーターコックを閉めること。
- ウ．ガスのにおいがする場合、火気使用は厳禁であること。
- エ．ガス栓、メーターコックを閉め、すぐに大阪ガスに連絡すべきこと。

(2) 地震発生時（供給を停止した場合）

- ア．ガス栓を開いてもガスが出ない場合は、供給停止しているので、ガス栓、メーターコックを閉め、大阪ガスから連絡があるまで待つこと。
- イ．ガスの供給が再開される時には、必ず、あらかじめ大阪ガスが各家庭のガス設備を点検し、安全を確認するので、それまではガスが使用できないこと。

(3) ガス供給を再開する場合

- ア．あらかじめ通知する内管検査及び点火試験等の当日はなるべく在宅すること。
- イ．点火試験に合格するまでは、ガスを使用しないこと。
- ウ．内管検査及び点火試験等の当日不在の場合は、必ず大阪ガスに連絡すること。
- エ．ガスの使用再開後に異常を発見した場合は、直ちにガスの使用を止め大阪ガスに連絡すること。

6．L Pガス

L Pガス販売店等は、ガス漏れ等事故発生時には、消防機関等との連携のもとに、容器バルブの閉止、容器の移送等の措置を速やかに実施する。

L Pガス販売店等は、販売店及び卸売業者等相互の応援協力体制を整備し、大規模災害発生時におけるL Pガス設備の緊急安全点検等を実施する。

(1) 漏洩時の初期活動

漏洩があると判断された場合は、L Pガス利用者に次のとおり初期動作の周知徹底を図る。

- ア．火気がある場合は直ちに消火する。
- イ．コックを閉めてガスの使用を禁止する。（余裕があれば容器バルブも閉める。）
- ウ．窓を開放し、ほうき、うちわ等でガスを屋外へ放出する。（換気扇は不可、L Pガスは空気より重く、下に滞留しやすいので、特に下部の場所の放出を図る。）
- エ．電気器具のコンセントの差し込みの引き抜きやスイッチの使用は厳禁する。

(2) 漏洩事故の受付

漏洩事故の受付の正確度は、以後の作業に重要な影響があるので、正確かつ詳細に内容を聴取することが必要であり、記録する内容は次の要領で行う。

- ア．住所、氏名、電話番号（屋号がある場合は屋号まで）
- イ．住所の目標
- ウ．事故の内容は詳細に（事故の内容、屋外屋内の別、発生時間等）

エ．修理訪問までの消費者に対する協力要請及びその到達時間

(3) 関係機関への連絡

事故の内容により、応援が必要な場合、直ちに消防署その他関係機関へ連絡するとともにLPガス販売店へ連絡し応援を求める。

(4) 広報活動

県、市、LPガス販売店等は、災害のため、LPガス事故の多発が予想される時は、報道機関の協力を得て、ガス漏れ等の異常を発見した時に消費者が取るべき措置について周知、広報活動を行う。

第2 市広報活動の実施手順

市が市民に対して実施する災害時の広報活動については、広報情報の不統一を避ける観点から、本部長の決定に基づき、政策調整部を経由して行うよう広報ルートの一歩化を図る。

また、その果たすべき意義をふまえるとともに、緊急性の有無や対象地域の限定の有無等により利用する方法（手段）を適切に使い分ける。

そのため、政策調整部は、本部長から特に指示された場合を除き、状況を判断の上適切な広報手段を選定し行う。

なお、ラジオ、テレビ等の報道関係に対する緊急放送の要請は、原則として県を経由して行うが、緊急やむを得ない事情がある場合は、政策調整部が本部長の指示に基づき直接要請する。

（資料2-20）災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定

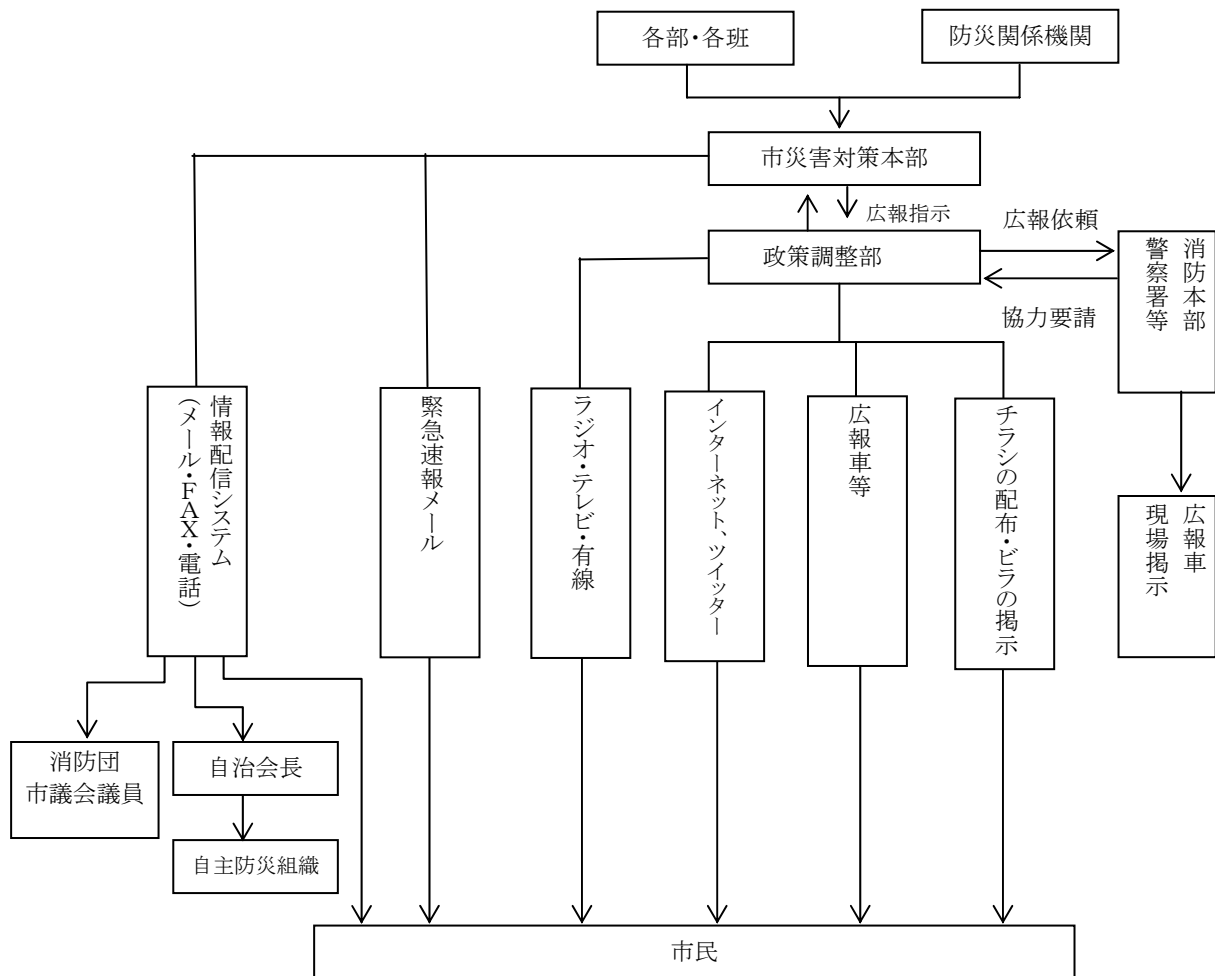
（資料2-21）緊急警報放送の放送要請に関する覚書（県協定）

1. 広報活動の決定

広報活動の実施及び広報事項の決定は、本部長の指示に基づき、政策調整部が行う。また、災害時に本部が行う広報活動については、次の2つの場合が想定される。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 本部長の自主的な判断による場合・ 各担当部（班）、防災関係機関からの広報依頼による場合 |
|--|

いずれの場合についても情報の不統一を避ける観点から、指揮命令系統を次の図とおり行うものとし、広報ルートの一歩化を図る。



2. 広報活動の方法（手段）

(1) 広報車の利用

広報車による広報活動は、政策調整部が行う。

政策調整部は、必要に応じ他の部の車両も動員して必要地域へ広報車を出勤させ、広報活動を実施する。

なお、広報車による広報は、音声のみにならず、ビラ・チラシ等印刷物の配布に努める。

また、他の部の車両の動員については、総務部を通じて要請する。

広報する場合(事例)	実施にあたり注意すべき事項
<p style="text-align: center;">緊急伝達</p> <p>ア. 避難の指示</p>	<p>事態が切迫している感じをまず伝えるよう努めること。 屋内にいる場合、聞き取りにくいいため次の配慮を行う。 音声・音質・響鳴を配慮。 ゆっくり正確に伝える。 3回以上繰り返す。 車両をゆっくり運行させる。</p>
<p style="text-align: center;">時期または地域に限定した伝達</p> <p>ア. 災害に関する情報 イ. 防疫・清掃、給水活動等の応急対策実施状況 ウ. 安心情報 エ. 生活関連情報 オ. 通信施設の復旧状況 カ. 道路交通状況 キ. 医療機関の活動状況</p>	<p>市本部体制が着実に活動している感じをまず伝えるよう努めること。 屋内にいる場合、聞き取りにくいいため次の配慮を行う。 音声・音質・響鳴を配慮。 ゆっくり正確に伝える。 3回以上繰り返す。 車両をゆっくり運行させる。</p>

(2) 市職員の口頭での伝達

広報車の活動が不可能な地域、もしくは特に必要と認められる地域に対しては、職員を派遣し広報活動を実施する。

また、必要な場合は、あわせて消防署、警察署その他の防災関係機関の協力を要請する。

なお、職員を派遣する場合は、原則として、無線機を携帯させるとともに2人1組にして、本部と密接な連絡をとりながら広報活動を実施するよう努める。

広報する場合(事例)	実施にあたり注意すべき事項
<p style="text-align: center;">緊急伝達</p> <p>ア. 避難の指示</p>	<p>事態が切迫している感じをまず伝えるよう努めること。 屋内にいる場合、聞き取りにくいいため次の配慮を行う。 音声・音質・響鳴を配慮。 ゆっくり正確に伝える。 3回以上繰り返す。 車両をゆっくり運行させる。</p>
<p style="text-align: center;">避難場所での情報伝達</p> <p>ア. 災害に関する情報 イ. 防疫・清掃、給水活動等の応急対策実施状況 ウ. 安心情報 エ. 生活関連情報 オ. 通信施設の復旧状況 カ. 道路交通状況 キ. 医療機関の活動状況</p>	<p>市本部体制が着実に活動している感じをまず伝えるよう努めること。 被災者が精神的に不安定な状態にあることをふまえて次の配慮を行う。 音声・音質・響鳴を配慮。 ゆっくり正確に伝える。 3回以上繰り返す。 不確実なことは言わない。 ピラ、チラシ等の印刷物をあわせて配布するよう努めること。</p>

(3) 本庁舎、市出先機関及び地区会館での掲示板

政策調整部は、総務部各班の協力を得て、市の情報誌として災害復旧速報版等を1日1回を目途に定期的に発行（印刷物配送またはFAX送信による）するよう努める。

これにより情報の空白時間帯や空白地域の発生による無用な混乱を防止するための重要な手段とする。

なお、発行された情報誌は、本庁舎においては、政策調整部職員が、出先機関及び地区会館においては、各担当職員が掲示または配布を行う。

(4) 災害対策基本法に基づく緊急放送の要請

避難の勧告または指示、その他予想される災害の事態及び市のとるべき措置のうち緊急に伝達する必要のある事項について、その必要があると認める場合は、本部長の指示に基づき政策調整部が日本放送協会大津放送局、びわ湖放送株式会社、株式会社京都放送、株式会社エフエム滋賀に対して、緊急放送の要請を行う。

(5) 守山市有線放送農業協同組合

守山市有線放送農業協同組合は、市からの要請により、広報活動を実施する。

ア．避難の勧告、指示事項

イ．災害情報及び応急対策実施状況

ウ．被害状況及び応急対策実施状況

エ．被害者に対する注意事項

オ．住民に対する協力要請

カ．その他の必要な事項

(6) 総合情報配信システム

自治会長、消防団正副団長及び市議会議員への緊急連絡については、情報配信システムを活用し、メール、FAX、電話で連絡するものとする。

また、安全・安心メールの登録者に対しても当該システムを活用し、メールを配信するものとする。

(7) 緊急速報メール

市民や来訪者等、市に滞在している人に対して広く情報を周知するため、NTT ドコモ、KDDI、ソフトバンクモバイルの緊急速報メールで広報する。

(8) インターネットによる広報

市及び防災関連機関が保有するホームページやツイッター等を活用して、災害関連情報の提供を行う。

(9) 災害時要援護者に配慮した広報

点字やFAX等の多様な手段の活用や、外国語での情報提供等による災害時要援護者に配慮した広報を行う。

3. 緊急警報放送要請の要領

(1) 要請方法

放送要請は原則として県を経由して行うものとする。ただし、緊急情報の周知等やむを得ない事情がある場合は、NHK大津放送局に直接要請する。なお要請後速やかに県へ報

告するものとする。

(2) 放送要請の範囲

- ア．災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で多くの人命、財産を守るため避難の勧告及び指示等
- イ．災害に関する重要な情報の伝達ならびに予想される災害の事態及びこれにとるべき措置
- ウ．災害時における混乱を防止するための指示等

(3) 要請手続き

- ア．要請の様式は別紙により行うものとする。
- イ．要請は次の方法により行うものとする。

(資料 2-21) 緊急警報放送の放送要請に関する覚書(県協定)

NH K 大津放送局への要請

常	時
1．防災行政無線 防災電話機及び防災 F A X 172	
2．一般加入電話 077-522-5101 一般加入電話による場合は要請先を確認する。	
3．I N S 電話 077-528-5248	
4．非常通信	

県本部への要請

勤務時間内	勤務時間外
(防災危機管理局) N T T T E L 077-528-3432 F A X 077-528-4994 防 災 T E L 100-820 ~ 824 F A X 100-850	守衛室 N T T T E L 077-524-1121 F A X 077-523-6390 防 災 T E L 100-848 F A X 100-855

4．広報文例

広報の内容は、以下の広報文例をもとに適宜決定する。

(資料 7-1) 緊急時広報文例

(1) 台風・水害時の広報

- ア．被害の状況 例文 5
- イ．火災発生状況 例文 6
- ウ．安心状況 例文 7
- エ．交通の状況 例文 8
- オ．気象情報の情報伝達 例文 14

(2) 避難・救護に関する広報

- ア．避難準備情報の周知 例文 9

イ．避難の指示・誘導	例文 10
ウ．救護対策の周知	例文 11
エ．り災者の避難収容場所の周知	例文 12
オ．防疫・保健衛生に関する周知	例文 13

第3 報道機関への発表・協力要請

報道機関については、災害時報道が災害対策本部の活動の支障にならないよう、取材活動上のルールを定めるとともに、大規模災害時における市民への情報連絡手段のひとつとして位置付けし、報道機関への発表の要請についての事項を定める。

1．市の発表

(1) 本部設置前

本部長の指示により、政策調整部長が記者クラブを通じて報道関係に対して、災害に関する情報の発表・協力の要請を行う。

(2) 本部設置後

本部設置後については、政策調整部を担当窓口として、報道機関に対して災害に関する情報の発表・協力の要請を行う。

政策調整部は、本部が設置された場合は、ただちに市庁舎内に臨時記者詰め所及び共同会見所を設置する。

発表は、原則として、本部長の決定に基づき、指揮監が共同記者会見方式で行うが、その内容の相違を避けるため、関係機関とあらかじめ連絡協議して、被害状況の統一に努めるものとする。

(3) プレスルームの設置

プレスルームの設置は、市庁舎内とするが、災害対策本部の情報収集活動等に支障とならないよう、プレス用の電話等、通信手段を別途検討しておく必要がある。

2．消防署の発表

消防署の行う警戒防御に関する発表は、指揮監が行う共同記者会見の場で、指定する幹部が行うものとする。なお、必要に応じて、現場行動及び状況等については、現場最高責任者が行う。

3．緊急放送等の要請

市は、緊急時における情報連絡手段としてラジオ、テレビの放送機能を有効に活用する。なお、ラジオ・テレビ局に対する緊急放送の要請については、県と放送機関との「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定」に基づき、直接放送機関に要請する。

N H K 大 津 放 送 局 び わ 湖 放 送 京 都 放 送 エ フ エ ム 滋 賀 守山市有線放送農業協同組合	放送を求める理由 放送の内容 希望する放送日時 その他必要な事項	災害対策基本法第 57 条 災害対策基本法に基づ く放送要請に関する協 定 災害対策基本法第 57 条
---	---	---

第4節 消防・救急救助活動等

【北消防署、消防団、防災担当課、各機関】

災害時には、消防署が関係機関と連携し、全機能を挙げて消防・救急救助活動や避難の安全確保にあたる。そのための組織体制の確立、消防隊や救急隊の運用方法等について示す。

第1 消防活動

1. 組織

(1) 活動体制

消防署長は、災害の規模に応じ、特に必要と認めた場合は、消防署に「消防前進指揮所」を設置する。

(2) 動員体制

湖南広域消防局消防職員非常召集規定第2条に規定する召集(以下「非常召集」という。)が行われたときは、勤務時間外の消防職員は直ちに消防署または指定された場所に参集する。

2. 初期活動

非常召集を必要とする災害が発生した場合、消防署は直ちに次の初動措置を行う。

[初期活動のあらまし]

- (1) 消防前進指揮所の設置
- (2) 車両・機材等の安全確保
- (3) 有線電話の通話統制
- (4) 全無線局の点検
- (5) 被害状況の把握
- (6) 重要防御地域の状況把握
- (7) 消防車・救急車・広報車等出動準備

3. 応援要請

(1) 消防相互応援協定

火災等の発生に際し、災害規模が大きく、本市または湖南広域消防局の消防力で対処できない場合は、消防組織法第21条の規定に基づき、消防相互応援協定を締結している湖南広域行政組合管内の市、大津市、甲賀広域行政組合及び東近江行政組合に応援を要請し、被害を最小限度に止める。

ア. 災害等の種別

ビル火災で多数の人命救助が必要と認められる災害
危険物、高圧ガス等の大規模な火災
異常気象等により延焼が拡大すると認められる建物火災
前各号の他、特に社会的影響が大きいと考えられる災害

イ. 応援要請の方法

延焼の状況を考慮して、次の事項を明らかにして、応援要請をする。

災害等の種別、概要

災害等の発生日時、場所
応援消防力の指定
その他必要な事項

(2) 滋賀県広域消防相互応援協定

本市または湖南広域消防局の消防力及び消防相互応援協定を締結している隣接市の消防力によっても的確な対応が困難な場合は、「滋賀県広域消防相互応援協定」及び「滋賀県広域消防相互応援基本計画」により相互応援を行う。

ア．応援要請の方法

滋賀県広域消防相互応援協定による応援要請を行うときは、次の事項を明らかにして要請する。(事後、速やかに文書提出)

災害の発生場所及び概要
必要とする人員、車両及び資機材
集結場所、活動内容及び連絡担当者
その他必要な事項

(3) 滋賀県下消防団広域相互応援協定

ア．応援要請の方法

滋賀県下消防団広域相互応援協定による応援要請を行うときは、次の事項を明らかにして要請する。(事後、速やかに文書提出)

災害の発生場所及び概要
必要とする人員、車両等
集結場所、活動内容及び連絡責任者
その他必要な事項

(4) 他府県消防隊の応援要請(消防組織法第24条の3)

ア．応援要請の方法

緊急消防援助隊他府県の応援要請をしたいときは、次の事項を明らかにして県本部に要請する。(後日文書提出)

火災の状況及び応援要請の理由
応援消防隊の派遣を必要とする期間(予定)
応援要請を行う消防隊の種別と人員
市への進入経路及び集結(待機)場所

イ．受入れ体制

緊急消防隊他府県の円滑な受入れを図るため、応援要請を行う消防機関は連絡係等を設け受入れ体制を整えておく。

応援消防隊への地理情報の提供
(消火栓、利用可能な自然水利等を掲載した消防マップの提出)
消防活動の指揮本部の確立(応援メンバーも常駐)
応援消防隊の人員、器材数、指導者等の確認
応援消防隊の活動拠点となる用地、仮眠施設等の手配
応援消防隊に対する給食等の手配

4. 消火活動

災害防御の部隊運用は、以下の基本原則に基づく。

[消防活動の基本]

- (1) 火災発生件数が少なく消防力が優勢で初期において鎮圧できると判断される場合は、積極的な防御活動を展開して一挙に鎮圧する。
- (2) 同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。
- (3) 火災規模と対比して消防力が劣性と判断された場合は、住民の安全確保を最優先とし道路、河川、耐火建造物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。
- (4) 延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地、避難路確保の活動を行う。
- (5) 事業所等の火災に対しては、市街地に延焼の拡大のおそれがある場合に限り局部的に防御し、一般市街地の火災防御活動を優先する。ただし、不特定多数を収容する対象物等から出火した場合は、人命の救助を目的とした消防活動を行う。

5. 通常時の出動計画

(1) 出動区分

通常火災

消防隊は出動指令に基づき次の区分により出動する。

ア. 基本出動

火災の覚知と同時にを行う出動をいう。

イ. 増強第1出動

火勢拡大を認め、消防分隊の増強を必要とする場合に行う出動をいう。

ウ. 増強第2出動

増強第1出動以後において、更に消防分隊の増強を必要とする場合に行う出動をいう。

エ. 増強第3出動

地震または異常な気象現象下において火災が延焼拡大した場合で、現場上席指揮者が判断して、飛火その他により火災が更に拡大し、または、多発するおそれがあると認められた場合に行う出動をいう。

オ. 増強第4出動

増強第3出動以後において、更に消防分隊の増強を必要とする場合に行う出動をいう。

カ. 特命出動

災害管制課において必要と認め指令した場合

当務中の上席指揮者が必要と認め指令した場合

消防組織法第21条第2項の規定による消防相互応援協定による場合

キ. 警戒出動

火災とまぎらわしい煙を発見し、または、怪煙情報等で覚知した場合で火災の事実が不確実のときは、警戒出動するものとする。

6. 消防団の活動

(1) 出火の防止

火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し、出火防止及び飛び火の警戒を呼びかける。

(2) 消火活動

消防署の出動不能または困難な地域における消火活動あるいは、主要避難路の確保のための消火活動について単独もしくは、消防署と協力して行う。

(3) 情報の収集

火災発見が困難な地域の出火の発見通報は、道路障害の状況、特異救助事象の発生状況を報告し、消防団本部は、指示命令の伝達を行う。

(4) 救急救助

要救助者の救助救出と負傷者に対する応急措置の実施と安全な場所への搬送を行う。その他「第2 救急救助活動」による。

(5) 避難誘導

避難の指示・勧告がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。

(資料 4-14) 滋賀県防災行政無線系統図

(資料 5-5) 消防団の現況

(資料 5-6) 防災資機材・食糧等の備蓄状況

(資料 5-7) 消防水利の整備状況

第2 救急救助活動

災害時の救急救助活動は、災害の緩急度合いを考慮して、消防署が現有資機材を有効に活用し行う。

ただし、同時多発的に多数の要救急救助者が発生した場合には、全市的に救急隊、救助隊の統括運用を行い、必要に応じて、警察署その他の関係防災機関（守山野洲医師会、日赤滋賀県支部、自衛隊等）と連携して、迅速かつ効果的な救急救助対策を実施する。

1. 消防隊の救急救助活動

(1) 活動及び出動の原則

救急救助活動は、救急業務規定等関係規定に基づき行うが、そのほか次による。

ア．救助は救命処置を必要とする者を優先救出し、軽傷者は消防団員、自主防災組織及び付近住民に協力を求めて救出を行う。

ただし、活動人員に比較し多数の要救助者がある場合は容易に救出できるものを優先して実施する。

イ．救助事象が火災現場付近とそれ以外の場所にあった場合は、火災現場付近の救出を優先して実施する。

ウ．傷病者の救急搬送は、救命を必要とする者を優先して収容医療機関に搬送する。

エ．傷病者に対しては救急処置を必要とする者を優先する。その他の傷病者に対しては、消防団員、自主防災組織等の協力を得て、自主的な応急手当てを行わせる。

オ．傷病者の救急搬送にあたっては、軽傷者の割り込みにより救急車が占有されることのないよう毅然たる態度で活動する。

なお、このような気配がある場合は、現場の警察官等に協力を依頼し混乱を避ける。

(2) 非常時の救急・救助

救急、救助活動の対象が大規模であり、通常の救急、救助体制をもってしては対処できない各種災害に対し、次のように定める。

ア．非番職員の非常召集を行い、救急救助活動の体制の強化を図る。

イ．平常時の出動体制では処理し得ない多数の負傷者が発生したとき等、災害規模に応じて出動隊を合理的に運用するため、別表の非常災害時救急救助出動計画表に基づいて、各段階に応じた出動体制をとる。

ウ．非常災害が発生した場合の救急救助隊の指揮は、原則として、その地域を管轄する消防署が行うものとする。ただし、第3体制以上の災害については、消防長がこれを指揮する。

エ．現場指揮者は、負傷者の現場応急手当及び救急搬送統制の円滑を図るため、必要に応じて、次により応急救護所を設置するものとする。

応急救護所は救急車の進入に便利な位置で、現場本部との連絡が容易な場所に設置する。

応急救護所は、応急救護用携帯テントまたは防水シート等により設置し、毛布担架、その他救急資機材を設置する。

応急救護所を設置したときは、応急救護所の位置及び使用無線局を消防本部災害管制課へ報告し、この報告を受けた災害管制課は、一斉指令電話及び無線により各署ならびに事故現場の無線局に対し伝達する。

救助救出した負傷者について状況の把握を確実にするため、負傷者搬送票及び負傷者一覧表を作成し、氏名、性別、年齢、住所、負傷程度、収容先について現場本部へ報告する。

(資料 3-9) 災害発生時医療助産計画体系図(概要)

2. 警察署の任務

警察署長は、被害の程度に応じて、部隊を被災地域に派遣し、倒壊、埋没家屋等からの救出、救助に努める。

第3 危険物等・有毒物対策

高圧ガス、危険物、火薬類及び毒物・劇物に関しそれらを保管する事業所等に災害が発生したとき、または火災、水災、震災等により危険な状態が生じたとき、これらの危険を防除するための施設の責任者及び各関係機関の行うべき応急措置は次のとおりである。

(資料 5-8) 危険物施設等の現況

1. 高圧ガス(保管施設)

[施設責任者の応急措置]

(1) 作業を中止し、必要に応じ設備内のガスを安全な場所に移動し、または安全放出し、こ

の作業に必要な作業員のほかは待機させる等の安全措置を講ずるとともに、警察及び消防機関等へ直ちに通報する。

- (2) 貯蔵所または充填容器が危険な状態になった時は、直ちに充填容器を、安全な場所に移動する。
- (3) 上記の措置を講ずることができない時は、従業員または必要に応じて付近の住民に避難するよう警告する。
- (4) 充填容器が外傷または火災を受けた場合には、充填されている高圧ガスを安全な場所で廃棄し、またはその充填容器とともに他に損害を及ぼすおそれのない水中に沈め、もしくは地中に埋める。
- (5) 消防隊の到着に際しては、誘導員を配備する等して進入を容易にし、かつ災害の状況及び事業所内の高圧ガスの保有量ならびに保有位置等について報告する。

[消防署の応急措置]

- (1) 必要に応じて安全措置等について、指導を実施する。
- (2) 保管施設に破損を伴う被害の拡大を防止するため、関係機関と連絡を密にして、地域防災組織（高圧事業所の相互応援組織）及び事業所の自衛消防組織に対し、必要な指示を行うとともに、消防活動を実施する。

[警察署の応急措置]

- (1) 警察署は、市、道路管理者及び交通機関と連携する。
- (2) ガスの種類、性質及び気象条件等を考慮して広報活動を推進する。

2. 危険物（保管施設）

[施設責任者の応急措置]

- (1) 発火源の除去、油類の流出及び拡散防止策、自衛消防隊による応急措置を講ずるとともに、警察及び消防機関等へ直ちに通報する。
- (2) 充填容器等が危険な状態になった時は、直ちに充填容器等を安全な場所に移動する。
- (3) 上記の措置を講ずることができない時、または必要と認められた時は、従業員及び付近の住民に避難するよう警告する。
- (4) 消防隊の到着に際しては、誘導員を配備する等して進入を容易にし、かつ災害の状況及び事業所内の石油類等の保有量ならびに保有位置等について報告する。

[消防署の応急措置]

- (1) 危険物の流出あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置等について指導する。
- (2) 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動要領、ならびにタンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策を講じる。
- (3) 災害状況を把握し、状況に応じて従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置を講じ、防災機関と連携して活動する。

[警察署の応急措置]

- (1) 災害発生が予想される時は、警察官を派遣し情報収集に努める。
- (2) 消防隊、施設関係者と協力して、初期防災活動を推進する。
- (3) 施設周辺住民の避難誘導及び広報活動を実施する。

- (4) 負傷者の救出、救助活動を推進する。

3 . 火薬類（保管施設）

[施設責任者の応急措置]

- (1) 保管または貯蔵中の火薬類を安全な位置に移す余裕がある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張人をつけて、関係者以外の者が近づくことを禁止する。
- (2) 道路が危険であるかまたは、搬送の余裕がない場合は、火薬類の付近の水溝等の水中に沈める等安全な措置を講ずる。
- (3) 搬出の余裕がない場合には、火薬庫にあっては入口等の目張等で完全に密閉し、外部には消火措置を講じ、爆発により危害を受けるおそれのある地域はすべて立入禁止の措置をとり、危険区域内の住民等を避難させるための措置を講ずる。
- (4) その他法令に定める安全措置を講ずるとともに、警察及び消防機関等へ直ちに通報する。
- (5) 消防隊の到着に際しては、誘導員を配置する等して進入を容易にし、かつ災害の状況及び事業所内の火薬類等の保有量ならびに保有位置等について報告する。

[消防署の応急措置]

- (1) 火災に際しては、誘発防止のため、延焼拡大を阻止する消防活動を行う。
- (2) 施設の責任者及び現場の警察官と連携して応急対策の実施にあたる。

[警察署の応急措置]

- (1) 火薬類取扱場所の付近に火災が発生し、貯蔵中の火薬類に引火爆発のおそれがある場合には、施設の責任者及び現場の消防責任者等と連絡を密にして、交通規制を行う。

4 . 毒物・劇物（保管施設）

[施設責任者の応急措置]

- (1) 発火源の除去、毒物・劇物の安全な場所への移動、漏出防止及び除毒措置等の安全措置を講ずるとともに、警察及び消防機関等へ直ちに通報する。
- (2) 上記の措置を講ずることができないとき、または必要と認めるときは、従業員及び付近の住民に避難するよう警告する。
- (3) 消防隊の到着に際しては、誘導員を配備する等して進入を容易にし、かつ災害の状況及び事業所内の毒物・劇物の保有量ならびに保有位置等について報告する。
- (4) 中毒防止方法の広報活動を実施する。

[消防署の応急措置]

- (1) 火災に際しては、施設防火管理者と連絡を密にして、施設の延焼阻止、汚染区域の拡大を防止する。

[環境生活部の応急措置]

- (1) 保管施設等の責任者に対して、危害防止のための応急措置を講じるよう指示し、その毒物・劇物の危害の及ぶ危険区域を指定して、警察及び消防機関と協力して、交通遮断、緊急避難、広報活動等の必要な措置をとる。
- (2) 危険区域は、危害のおそれが消滅するまで、関係者以外の立入りを禁止して、被害の拡大を防止し、除毒方法を講じて、早急に復旧するように努める。
- (3) 危険区域の立入り禁止の解除にあたっては、消防署及び警察署と十分な連絡をとり、混

乱のないように措置する。

第5節 水防活動

【防災担当課、都市経済部】

水防活動は、水防計画に基づいて行われ、水防法により、滋賀県知事から指定された指定水防管理団体である守山市が、市域に係る河川の洪水等の水災に対処し、その被害を軽減することを図る。

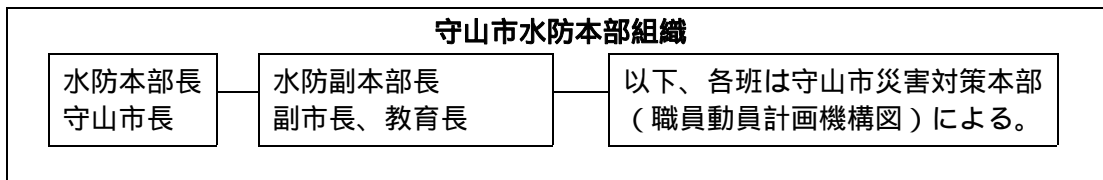
第1 水防本部設置及び分担任務

1. 水防本部

水防管理者は、洪水等で水防活動が必要であると認めるときから、その危険が除去されるまでの間、市に水防事務を処理する。

2. 組織事務分担

水防本部の事務局は都市経済部水防担当課におき、水防本部の組織を次のとおりとする。



第2 危険箇所等の巡視

1. 河川等の巡視

水防管理者、消防団長、消防署長は随時市域の河川、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、ただちに当該河川、堤防等の管理者に連絡をとり必要な措置を求めるものとする。

2. 要水防区域及び危険箇所

番号	河川名	左右岸	管内	担当水防管理団体	要水防区域		重要水防区域		特に重要な水防区域		左の理由	防御すべき施設	対策水防工法
					区域	延長(m)	区域	延長(m)	区域	延長(m)			
51	法竜川	左右岸	南部	守山市	起点から下流1,860m	3720					護岸老朽		
52	天神川	左右岸	南部	守山市	県道大津守山近江八幡線より上流420m	840							
53	山賀川	左右岸	南部	守山市	薬師橋から上流700m	1400							
54	堺川	左右岸	南部	守山市	市道焔魔堂大門線より下流1,200m	2400							

3. 水防上重大影響箇所

水防上、特に重要な影響を持つ箇所は、以下のとおりである。

(1) 河川調書

図面対象番号	河川名	左右岸の別	種別	重要度	地先名	距離杭	延長(m)	対象とする流量(m ³ /s)	対象とする流量を現河道に流した時の水位	現堤防高	計画堤防余裕高	担当出張所	備考
1	野洲川	左岸	漏水	B	守山市幸津川町地先	1.9~2.0	100	4,500	89.72	91.85	1.5	野洲川	
2	野洲川	左岸	漏水	B	守山市幸津川町地先	2.0~2.3	300	4,500	89.72	91.85	1.5	野洲川	
3	野洲川	左岸	漏水	B	守山市新庄町地先	3.3~3.7	400	4,500	92.51	94.28	1.5	野洲川	
4	野洲川	左岸	旧川跡	要注意	守山市笠原町地先	3.9~4.3	400	4,500	93.55	95.14	1.5	野洲川	
5	野洲川	左岸	漏水	B	守山市川田町地先	5.5~5.6	100	4,500	95.63	97.51	1.5	野洲川	
6	野洲川	左岸	漏水	B	守山市川田町地先	5.6~5.7	100	4,500	95.63	97.51	1.5	野洲川	
7	野洲川	左岸	旧川跡	要注意	守山市小島町～野洲市野洲地先	7.1~7.5	400	4,500	100.31	102.96	1.5	野洲川	
10	野洲川	左岸	旧川跡	要注意	守山市野洲～守山市吉身地先	8.3~8.7	400	4,500	103.19	105.89	1.5	野洲川	
11	野洲川	左岸	すべり(旧川跡)	B(要注意)	守山市吉身～守山市立入町地先	8.7~8.9	200	4,500	103.67	106.05	1.5	野洲川	
12	野洲川	左岸	すべり(旧川跡)	B(要注意)	守山市立入町地先	8.9~9.1	200	4,500	104.09	106.32	1.5	野洲川	
13	野洲川	左岸	旧川跡	要注意	守山市立入町地先	9.1~9.5	400	4,500	104.94	107.52	1.5	野洲川	
14	野洲川	左岸	旧川跡	要注意	守山市立入町～栗東市出庭地先	9.5~9.7	200	4,500	105.37	107.93	1.5	野洲川	9.6k付近破堤跡
20	野洲川	右岸	漏水	B	守山市小浜町地先	0.8~1.1	400	4,500	87.95	90.44	1.5	野洲川	
21	野洲川	右岸	漏水	B	守山市小浜町地先	1.1~1.3	200	4,500	88.35	92.01	1.5	野洲川	
22	野洲川	右岸	漏水	B	守山市小浜町地先	1.3~1.7	400	4,500	88.98	91.21	1.5	野洲川	
23	野洲川	右岸	漏水	B	守山市服部町地先	1.9~2.0	100	4,500	89.72	91.81	1.5	野洲川	
24	野洲川	右岸	漏水	B	守山市服部町地先	2.0~2.3	300	4,500	89.72	91.81	1.5	野洲川	
25	野洲川	右岸	漏水	B	守山市服部町地先	2.5~3.1	600	4,500	91.41	93.26	1.5	野洲川	
26	野洲川	右岸	すべり	B	守山市新庄町地先	4.3~4.7	400	4,500	93.8	95.59	1.5	野洲川	
27	野洲川	右岸	旧川跡	要注意	守山市新庄町～野洲市市三宅地先	4.7~6.9	2,200	4,500	94.78	96.41	1.5	野洲川	

出典：滋賀県水防計画

(2) 野洲川橋梁調書

河川名	路線名	橋梁名	地先	摘要
野洲川	市道天満大橋線	天満大橋	小浜町	野洲市に通ずる重要路線
野洲川	市道立田服部大橋線	服部大橋	服部町	野洲市に通ずる重要路線
野洲川	県道近江八幡大津線	中洲大橋	小浜町	野洲市に通ずる重要路線
野洲川	県道守山中主線	川田大橋	川田町	野洲市に通ずる重要路線
野洲川	県道近江八幡守山線	新庄大橋	新庄町	野洲市に通ずる重要路線
野洲川	県道幸津川服部線	稲荷大橋	幸津川町	野洲市に通ずる重要路線
野洲川	国道477号	幸浜大橋	幸津川町	野洲市に通ずる重要路線

4. 水位状況の観測通報連絡

水防管理者は、出水のおそれがあることを知ったとき、または、水防警報により出水の通知があったときには、水位変動を監視し、通報水位に達した場合、以下の各項により、南部土木事務所長に水位を通報する。

(1) 各関係自治会長は、常に水位の観測を行い水防本部に通報する。

(2) 報告とその間隔

通報水位に達したときより、通報水位に下がるまでの1時間ごと、ただし、次の場合は随時。

ア．警戒水位に達したとき。

イ．最高水位

ウ．警戒水位まで下がったとき。

エ．通報水位まで下がったとき。

(資料4-12) 野洲川増水警戒連絡系統図

第3 水防非常配備と出動

1. 水防管理団体の非常配備

水防法第10条の5に基づき、水防管理者は、水防警報の発せられたとき、警戒水位に達したとき、その他水防上必要があると認めるときは、水防計画で定めるところにより、消防団及び職員を出動させ、または出動の準備をさせなければならない。出動及び出動の準備のための警報は、水防警報によるものとする。

(1) 職員の非常配備

守山市災害警戒体制及び災害対策本部「第3章第1節 応急活動体制」を準用する。

(資料3-4) 警戒体制における配置職員及び指揮系統等

(2) 消防機関の非常配備

ア．準備

水防本部長の要請により消防団長及び消防署長は本部に出向し、その後の状況を把握するとともに、各分団長及び部長を地区会館または消防車庫に詰めさせ、資機材の準備、点検ならびに団員との連絡にあたる。また、団長は作業人員の配置ならびに作業計画を立て、準備命令はおおむね次の際に発するものとする。

水位に上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測されたとき。

洪水予報が発せられたとき。

その他、必要があると判断したとき。

イ．待機

各分団長は消防団長の指示により、一般団員を地区会館または消防車庫に集合させ、作業人員の配置ならびに作業計画等について説明を行う。

ウ．出動

水防本部長の指示に基づき消防機関の全員が所定の詰所から警戒配置につくものとする。出動命令はおおむね次の状況の際に発する。

河川の水位が警戒水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき。

河川の水位が警戒水位に達していないが、気象状況等の判断により、今後急激なる降雨量があると予測されたとき。

その他、本部長が必要と認めたとき。

(3) 水防信号

ア．水防信号の種類

種 別	内 容
第1信号	警戒水位に達したこと及び水防活動のための待機を知らせる。
第2信号	消防団員及び消防機関に属するもの全員が直ちに出勤すべきことを知らせる。
第3信号	当該水防管理団体の区域内に居住するものが出勤すべきことを知らせる。
第4信号	必要と認める区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせる。

イ．水防信号の打鐘及び吹聴方法

種 別	警 鐘 信 号 (打 鐘 方 法)
第1信号	打 休止5秒 打 休止5秒 打 休止5秒
第2信号	打打打 休止5秒 打打打 休止5秒
第3信号	打打打打 休止5秒 打打打打 休止5秒
第4信号	乱 打

種 別	サイレン信号 (吹 鳴 方 法)
第1信号	吹鳴5秒 - 10秒休止 吹鳴5秒 - 10秒休止
第2信号	吹鳴7秒 - 7秒休止 吹鳴7秒 - 7秒休止
第3信号	吹鳴10秒 - 5秒休止 吹鳴10秒 - 5秒休止
第4信号	吹鳴30秒 - 3秒休止 吹鳴30秒 - 3秒休止

(注)

信号は適宜の時間、継続的に繰り返すこと。
必要があれば警鐘、サイレン信号を併用してもよい。
危険の去ったときは、口頭伝達により周知させる。

2. 水防活動

(1) 非常警戒

水防管理者は、警戒水位に達したときは、南部土木事務所長に報告するとともに、警戒、水防作業を開始する。

(2) 警察官の出動

水防管理者は水防活動に際し、区域居住者の立ち退き等の必要があるときは、警察署長に対して警察官の出動を求めるものとする。

(3) 優先通行の標識と身分証

ア．優先通行の標識

イ．身分証標

(資料 6-2) 水防活動優先通行の標識と身分証

(4) 決壊の通報

堤防等が破堤した場合は、水防管理者、消防署長及び消防団長は、直ちに南部土木事務所長及び氾濫のおよぶおそれのある隣接する水防管理者に通報するものとする。

(5) 避難のための立ち退き

ア．水防管理者は、堤防等が破堤あるいは破堤の危険ありと判断した場合、直ちに必要と認める地区の住民に、立ち退きまたはその準備を指示するものとする。

イ．水防管理者は、警察署長と協議の上、あらかじめ立ち退き計画を作成し、立ち退き先、経路等に必要な措置を講じておくものとする。

ウ．水防管理者は、立ち退きまたはその準備を指示した場合は、警察署長にその旨を通知する。

エ．立ち退き計画の主な事項は次のとおりである。

立ち退きを要する人口、世帯数

避難地点及び避難地点までの経路(図示併記のこと)

立ち退きのための指導員編成表(発生時に随時作成)

(6) 水防解除

河川の水位が警戒水位以下に減り、水防警戒の必要がなくなり、水防警報の解除を命じたときは、水防管理者は、これを一般に周知させ、南部土木事務所長に報告する。

3. 水防活動報告

(1) 水防管理者が、南部土木事務所長に緊急に報告すべき事項は、次のとおりである。

ア．消防機関を出動させたとき。

イ．他の水防管理者等に応援を要請したとき。

ウ．破堤、氾濫したとき。

(2) 水防管理者は水防作業を実施し、作業が終結したときは遅滞なく水防記録を作成してこ

れを保管するとともに、南部土木事務所長に報告する。

- ア．天候の状況ならびに警戒中の水位観測表
- イ．警戒出動及び解散命令の時刻
- ウ．水防機関に属する者の出動の時刻及び人員
- エ．水防作業の状況
- オ．堤防その他の施設等の異常の有無及びこれに対する処置と効果
- カ．使用材料の種類及び員数とその消耗分及び回収分
- キ．水防法第 28 条による収用又は器具材料の種類、員数及び使用場所
- ク．障害物を処分した数量及びその事由ならびに除去の場所
- ケ．土地を一時使用したときは、その箇所及び所有者の住所とその理由
- コ．応援の状況
- サ．居住者出動の状況
- シ．警察の救助の状況
- ス．現場指揮官公吏氏名
- セ．立ち退きの状況及びそれを指示した理由
- ソ．水防関係者の死傷
- タ．雨後の水防につき考慮を要する点、その他水防管理者の所見
- チ．堤防その他の施設にして緊急工事を要するものが生じたときはその場所及びその損傷
状況
- ツ．被災区域図、被災写真及び水防活動写真
- テ．その他必要な事項

第6節 警備・交通対策

【守山警察署、都市経済部、環境生活部】

風水害をはじめとする災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、住民の生命、身体、財産の保護を図り、各種犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持等について万全を期することを目的として、警察署の防災関係機関が行う対策を定める。

第1 災害時の警備

1. 警察の任務

警備体制下の警察活動は、おおむね次のとおり行われる。

- (1) 情報の収集・伝達
- (2) 救出救助活動等
- (3) 避難誘導
- (4) 死体見分
- (5) 二次災害の防止
- (6) 危険個所等における避難誘導等の措置
- (7) 地域安全活動等社会秩序の維持
- (8) 緊急交通路の確保
- (9) 被災者等への情報伝達活動
- (10) 報道対策
- (11) 情報管理に関する措置
- (12) 関係機関との相互連絡
- (13) ボランティア活動等の受入れ

2. 警備体制

風水害時の警備体制は守山警察署長が発令し、その種類は次のとおりである。

- (1) 警戒体制
暴風、大雨、洪水等の警報が発令された場合に発令する。
- (2) 非常体制
台風、大雨、暴風、洪水等により県内に相当な災害が発生し、又は発生すると認められる場合に発令する。
- (3) 緊急体制
台風、大雨、暴風、洪水等により県内に大規模な災害が発生し、又は発生すると認められた場合に発令するものとする。

3. 警備体制の変更等

気象条件の悪化または好転、危険の増減、被害地における応急措置の状況、情勢の変化等に応じて、警備体制の変更または解除を発令する。

4. 警備部隊の編成

警察署長は管内の災害の種別、規模、態様に応じて、災害警備活動に必要な警備部隊を編成する。

なお、各警備体制下における部隊編成は次のとおりである。

(1) 警戒体制

ア．署警備連絡室開設

イ．実員の5分の1による視察警戒

(2) 非常体制

ア．署警備連絡室開設

イ．実員の3分の2による警戒警備

(3) 緊急体制

ア．署警備本部開設

イ．実員の全員による警戒警備

第2 道路交通規制

1. 交通規制の種別・根拠等

災害により道路、橋梁等の道路施設に被害が発生し、交通の安全と施設保安上必要があると思われるときは、交通規制ならびにこれに関連した応急対策を講ずる。

災害時における規制の種別及び根拠は、おおむね次によることとなっている。

種 別	根 拠 法	規 制 の 内 容
道 路 法 に基づく規制	道 路 法 第 46 条	災害所において道路施設の破損等により施設構造の保全または交通の危険を防止するため必要があるときは、道路管理者が交通を禁止し、また、制限(重量制限を含む)するものとする。
道 路 交 通 法 に基づく規制	道 路 交 通 法 第 4 条 第 5 条 第 6 条	災害時において道路上の危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められるときは、公安委員会、警察署長、警察官は歩行者または車両の通行を禁止しまたは制限するものとする。
災 害 対 策 基 本 法 に基づく規制	災 害 対 策 基 本 法 第 76 条	災害応急対策に必要な人員、物資等の緊急輸送確保のため必要があると認められるときは、公安委員会は緊急輸送に従事する車両以外の車両の通行を禁止しまたは制限するものとする。

2. 交通規制の実施

市内の道路の交通規制については、警察署、県道・国道及び市道の道路管理者と協力して、おおむね次のとおり実施するものとする。

(1) 交通規制必要区間の調査及び報告

都市経済部長は、災害の発生が予想され、または発生したときは、都市経済部の職員を派遣し、道路施設の巡回調査を行う。

道路施設の被害により危険な状態が予想され、もしくは発見したときまたは通報等によ

り承知したときは、ただちに本部長に報告するとともに、関係機関に通知し、交通の安全と円滑を図るための交通規制の実施に協力する。

(2) 交通規制の実施

都市経済部長は、その必要があると認めるときは、環境生活部長及び警察署等の関係機関と協力して、危険個所の回避措置、迂回案内の表示等の交通対策を行うとともに、下記の諸対策についても、警察及び関係機関と協議して行い交通秩序の維持に努める。

ア．災害発生直後の交通規制

迅速な救出・救助活動、避難路の確保及び被害の拡大防止等を図るため、被災地域に通じる幹線道路において流入車両を抑制する。

イ．災害応急対策期の交通規制

災害応急対策を的確かつ迅速に行うため、広域交通管制を実施し、連やかに区域または区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の通行を整止し、または制限する等して、緊急交通路を確保する。

ウ．復旧期の交通規制

円滑な災害復旧を図るため、被災地及びその周辺等における道路の復旧状況に応じ、交通規制を見直しする。

(3) 緊急交通路の確保

ア．緊急交通路の指定

高速道路、国道、主要地方道等を中心とした緊急交通路を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、または制限するとともに誘導を行う。

イ．交通障害物の除去

道路管理者等との連携を密にし、放置車両、その他交通障害物の除去にあたり、緊急通行車両の円滑な運行を確保する。

ウ．警備業者等への派遣要請

被害の状況に応じて警備業者等に対し、別途締結した協定に基づく派遣要請を行う。

(4) 広域交通規制の実施

大規模災害発生時等の広域交通規制管制に関する協定等に基づき、他府県警察との連携を密にして、幹線道路を中心とした広域的な交通規制を実施する。

(5) 広域緊急援助隊(交通部隊)の派遣要請

緊急交通路を確保し、広域交通管制を迅速かつ的確に実施するため、広域緊急援助隊(交通部隊)の派遣要請を行う。

(6) 交通情報の提供

緊急交通路の確保と誘導等のため、テレビ、ラジオ等のマスメディア、インターネット、道路交通情報板、路側通信及び道路交通情報センター等により、緊急交通路の指定について周知徹底を図るとともに交通情報を提供する。

3．交通情報の収集

交通情報の収集は、交通規制対象道路を重点にして、以下のとおり、市及び警察機関が協力して行う。

(1) 県警察本部

ア．警察署警備本部と連携を密にして交通情報の収集を行う。

イ．道路管理者、その他関係行政機関からの交通情報の収集を行う。

(2) 警察署警備本部

ア．災害警備活動、地域活動、その他あらゆる警察活動を通じて交通情報の収集を行う。

イ．道路管理者、その他関係行政機関からの交通情報の収集を行う。

ウ．適宜、交通情報を県警警備本部に報告するとともに、市本部に通報する。

(3) 市本部（環境生活部）

環境生活部長は、警察署、道路管理者、その他関係行政機関と密に連絡するとともに、班員を派遣する等して、以下の事項について、交通情報の収集を行う。

[収集すべき主な交通情報]

ア．鉄道、駅等の交通機関の被害状況及び復旧の見通し

イ．主要道路、橋梁等の被害状況及び復旧の見通し

ウ．交通規制の実施状況

エ．特に危険と認められた道路及び橋梁

オ．その他必要な事項

第7節 緊急輸送対策

【総務部、都市経済部】

市保有車両の集中管理、車両が不足した場合の調達、緊急輸送車両の確認手続きについて、作業の分担その他必要な取決めや、業務の留意点は次のとおりである。

1. 車両を効率的に管理し、必要な車両の調達を行う。
2. 車両が不足する場合、市内交通輸送業者からの借り上げ、県その他の防災関係機関に対する応援要請を行う。
3. 船艇、航空機、鉄道その他必要な輸送手段を確保する。
4. 輸送拠点、物資の集積場所等を確保し、効率的な輸送体制を整える。

第1 輸送手段の確保

1. 車両等の調達

(1) 市保有車両の把握

総務部長は、災害発生後、必要と認めた場合は、輸送活動に使用可能な市保有車両の状況について把握し、指揮監を通じて本部長に報告する。

(2) 借り上げの準備

市保有車両では対応が困難な場合や特殊車両については、市内の輸送業者等からの借り上げにより、迅速な対応を図る。

総務部長は、災害の状況により必要と認める場合は、あらかじめ次のとおり、輸送業者等からの借り上げの準備を行う。

ア. 借り上げ可能な輸送業者等

借り上げ可能な輸送業者等については、あらかじめ協定等によりおおよその調達可能台数を把握しておくものとする。

イ. 車両の待機

市内の各輸送業者等は、市からの要請があった場合は、供給可能台数を各事業所に待機させる。

ウ. 借り上げ料金

借り上げに要する費用は、市が当該輸送業者等の団体もしくは当該業者等と通常行うところにより協議して定める。

(3) 燃料の調達

総務部長は、各課の専用管理車両、市保有車両及び借り上げ車両のすべてに必要な燃料の調達を行う。

調達は、守山市石油協同組合及び滋賀県石油商業組合等の関係機関に対してあらかじめ定められた方法により供給を要請し行う。

(資料 5-14) 守山市保有車両一覧

(資料 2-4) 災害緊急車両指定給油所に関する協定書

2. 配車計画

(1) 輸送対象の優先順位

輸送は、次の項目について行うが、車両の配車、運用にあたっての基本的な優先順位は、おおむね次の順とする。

[輸送対象の優先順位]

- ア. リ災者の避難のための対策要員及びリ災者の輸送
- イ. 医療・助産における対策要員、資機材及びリ災者の輸送
- ウ. リ災者救出のための対策要員、資機材及びリ災者の輸送
- エ. 公共施設の応急復旧のための人員及び資機材の輸送
- オ. 飲料水の供給のための輸送
- カ. 救助物資の輸送
- キ. 死体の捜索及び処理のための輸送
- ク. 埋葬のための輸送
- ケ. その他災害対策に必要な人員及び物資の輸送

(2) 配車手続等

- ア. 総務部長は、本部長の指示に基づき、各部で所有する車両及び応援派遣された車両について、総合的に調整し配分する。
- イ. 総務部長は、災害の状況に応じて必要とする車両を各部及び市内の輸送関係業者等に対し、車両の待機を要請する。
- ウ. 車両の運行に必要な人員は、原則としてその事務を所管する各部の要員をもってあてる。
- エ. 防災関係機関からの要請があった時は、待機車両の活用等により可能な限り協力する。

3. 緊急通行車両の確認

(1) 緊急通行車両の範囲

緊急通行車両として確認される車両は、災害対策基本法第 50 条第 2 項に定める災害応急対策の実施責任者またはその委任を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に従事する車両とする。

[緊急通行車両の範囲]

- ア. 警報の発令及び伝達ならびに避難の勧告または指示に関するもの
- イ. 消防、水防その他応急措置に関するもの
- ウ. 被災者の救護、救助その他の保護に関するもの
- エ. 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関するもの
- オ. 施設及び設備の応急の復旧に関するもの
- カ. 清掃、防疫、その他の保護衛生に関するもの
- キ. 犯罪の予防、交通の規制、その他災害地における社会秩序の維持に関するもの
- ク. 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御または拡大の防止のための措置に関するもの

(2) 確認手続等

緊急通行車両であることの確認、標章、証明書の交付は、市の所有する車両については、

守山警察署長または県公安委員会に、所定の書類をもって申請する。

(資料 5-15) 守山市緊急通行車両事前届出一覧等

(資料 8-10) 緊急通行車両申請様式

4. 車両以外の輸送手段

道路・橋梁等の損壊等により車両による輸送が不可能な場合、もしくは、著しく緊急性を要する場合等には、総務部長は、被災地域の状況に応じた輸送計画を作成し、以下のとおり車両以外の輸送手段を確保し行う。

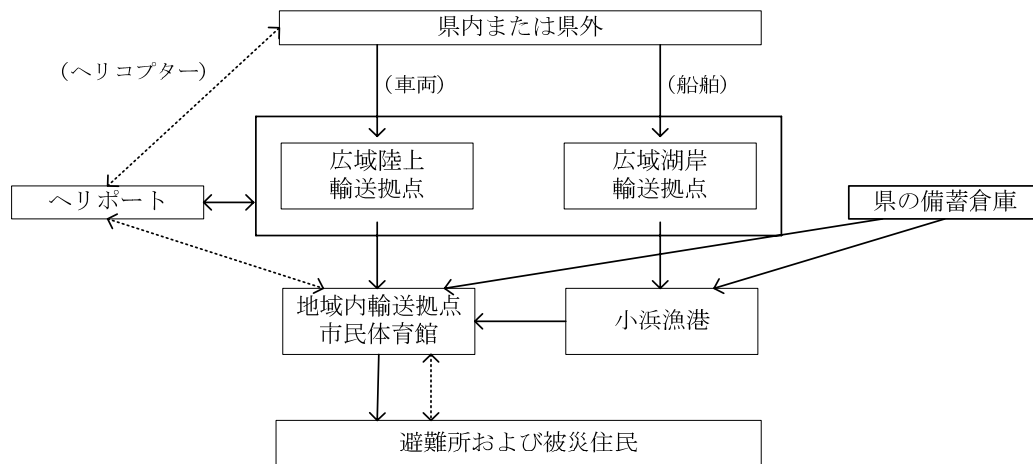
なお、各機関への要請については、「第3章第1節第5 応援の要請」の定めるところにより県本部を通じて行う。

- (1) 航空機（県防災ヘリコプター）による輸送
- (2) 鉄道（JR西日本）による輸送
- (3) 船艇（ボート等）による輸送

第2 輸送拠点・集積場所

1. 緊急輸送ネットワーク

他地域と県内及び市内の所要を結ぶ緊急時確保路線、湖上及び航空輸送による物資の受入れ基地及び市内の輸送拠点を結ぶ緊急輸送ネットワークを調整する。



2. 集積場所

災害時において、調達した物資等や他県市町からの救助物資を受け入れ・保管し、さらに各地域へ配布するための仕分け等を行うための大規模物流施設として、次の施設を物資の集積場所とする。

区名	施設の名称	所在地	備考
陸上輸送及び空中輸送による	市民体育館	三宅町 100	

3. 輸送拠点

市内各地域への物資等を効率的に輸送するための中継物流施設として次の施設を物資の輸送拠点とする。

施設 の 名 称	所 在 地
守山市民体育館（市輸送拠点）	三宅町 100
守山会館（地区輸送拠点）	今宿二丁目 5-15
吉身会館（地区輸送拠点）	吉身三丁目 2-8
小津会館（地区輸送拠点）	欲賀町 901-1
玉津会館（地区輸送拠点）	矢島町 3091
河西会館（地区輸送拠点）	今市町 160
速野会館（地区輸送拠点）	水保町 2236
中洲会館（地区輸送拠点）	幸津川町 1043-5

第3 緊急輸送の実施

1. 輸送を実施する範囲

都市経済部が実施する輸送の範囲は次のとおりとする。

[都市経済部が実施する輸送の範囲]

- (1) 各対策項目のうち、輸送についての明確な定めのないもの。
（例：応急対策要員の輸送）
- (2) 各部各班が輸送を担当する定めのあるもので、状況により応援を必要とするもの。
（例：給水、給食・生活必需品等の輸送、傷病者の搬送、応急復旧用資機材等の輸送）

2. 輸送の内容

都市経済部が行う輸送に必要な人員は、都市経済部の職員をもってあてるが、人員に不足がある場合は、本部長に応援職員の割当を求めるものとする。

各活動業務ごとの輸送作業は次のとおりとする。

(1) 給食・生活必需品等の輸送

県の配布場所 集積場所 輸送拠点 炊き出し所 備蓄倉庫 ヘリポート	}	集積場所 輸送拠点 避難場所
--	---	----------------------

(2) 給水活動

給水場 補給水源	}	給水拠点 病院
-------------	---	------------

(3) 医薬品、医療器具の輸送

備蓄場所

集積場所

病院

ヘリポート

} 救護所

(4) 要員の輸送

市役所

活動現場

医療対策本部

救護所

(5) その他各部(班)の応援

救助、道路啓開、消毒、清掃用資機材の輸送

避難誘導員、通信員、水防要員の輸送応援

第8節 緊急輸送道路等の確保

【都市経済部、防災担当課、各機関】

災害発生により通常の輸送体制が大きく混乱した場合に備えて、市内における陸、空の2つの緊急輸送ルートの、応急的な復旧作業の分担や手順等に関する取決めを行う。

[業務の概要]

1. 各担当部長は、職員によるパトロール活動、警察署への照会、参集職員からの情報収集その他の方法により道路、臨時ヘリポート施設の被害状況を把握し本部長に報告する。
2. 本部長の指示に基づき、各施設所轄の関係機関等に被害状況を通知する。県本部へは、防災情報システムでの情報伝達を基本とする。
3. 都市経済部長は、本部長の指示に基づき、市指定の路線から順次道路の確保作業を関係機関に要請する。
4. 都市経済部長は、本部長の指示に基づき、必要な臨時ヘリポート施設の開設を行う。

第1 緊急輸送道路の確保

1. 道路の確保順位

都市経済部長は、災害後の緊急輸送活動を円滑に実施するため、県の緊急輸送道路との整合を図るなか、被害を受けた道路を次により確保する。

- (1) 本部長の指示に基づき、建設業協会等の協力を得て、市指定の路線から順次確保する。
- (2) 地域によって指定の路線から確保することが困難な場合、もしくは応急対策上重要となる路線については、必要に応じその他の路線を確保する。

(資料5-9) 緊急輸送道路路線一覧

(資料5-10) 緊急輸送道路路線位置図

2. 道路確保作業の内容

(1) 市本部都市経済部

都市経済部長は、本部長の指示があった場合、もしくは大規模な災害が発生した場合は、次のとおり、緊急輸送路の確保のための作業を実施する。

ア．緊急輸送路の被害状況を確認し、本部長に報告する。

イ．本部長から指示された応急復旧工事必要区間の2車線通行確保を図る。

なお、被害の状況により応急修理ができないと判断される場合は、所轄警察署長と協議の上、通行止め・う回規制等の必要な措置をとる。なお、やむを得ない事情により独自の判断で交通規制を行った場合は、速やかに所轄警察署長に通知する。

ウ．道路確保作業中の安全と円滑な道路交通の確保に留意する。

エ．人員、車両、資機材等に不足がある時は、他部または「第3章第1節第5 応援の要請」の定めに基づく応援要請を本部長に求める。

オ．片側のみ確保作業完了時で必要と認める場合は、手信号による交通の整理、誘導を行う。

カ．緊急輸送路の確保作業が完了した場合及び交通規制を行った場合は、速やかに本部長にその旨を報告する。

(2) 琵琶湖河川事務所

野洲川管理用道路上の障害物の状況を調査し、除去対策をたて、関係機関と協力の上、所轄する管理用道路の障害物の除去作業を実施する。

(3) 他の道路管理者等との相互協力

ア．都市経済部は、災害等により道路が破損した場合は、必ず交通の確保のため、滋賀県及び近畿地方整備局と道路復旧についての情報交換及び必要な資機材の確保等で協力し合うよう努めるものとする。

イ．都市経済部は、周辺市町と緊急道路の応急復旧に関し情報交換等を行うものとする。

ウ．都市経済部は、県道路公社等と応急復旧に関し情報交換等を行うものとする。

(資料 5-6) 防災資機材・食糧等の備蓄状況

3. 警察署の任務

警察署は、交通確保の観点から交通の障害となっている倒壊樹木、垂れ下がっている電線等の障害物の除去について、各道路管理者及び関係機関に連絡して、復旧の促進を図るとともに、これに協力するものとする。

第2 臨時ヘリポートの開設

臨時ヘリポートの開設の決定は、県からの指示または本部長の指示によるものとする。都市経済部長は、本部長の指示があった場合、もしくは大規模災害の発生を覚知した場合は、本部長の開設の指示に備えて、臨時ヘリポートの開設が可能な予定地について、被害状況等をあらかじめ把握しておくものとする。

第9節 ライフライン施設の応急対策

各ライフライン施設を所有する機関が行う応急的復旧対策についての事項は、次のとおりとするとともに、市及び関係機関は次のような段階をふんで、施設機能の回復作業に努めるものとする。

1. 各施設機能の代替となるサービスの応急的な提供に努める。
2. 相互に協力して、応急的な復旧措置を講じる。
3. 各関係機関が、順次被害の程度に応じて定められた計画に基づき、本格的な復旧作業を実施する。

第1 上水道施設

【上下水道事業所】

災害時には、上下水道事業所の職員を把握し、施設の災害調査の上、緊急措置を行うとともに応急復旧等の諸体制を速やかに確立する。

情報の収集連絡を密にし、被害の規模、態様に即した判断のもとに応急給水用水源の確保ならびに応急復旧を実施する。

本部長は、市域に関し施設の被害状況を把握した場合は、「上水道施設災害応急復旧作業に関する協定」に基づき速やかに必要な措置を講ずるよう要請する。

〔協定締結団体〕

（資料 4-4）守山市上水道施設・業者

〔協定名称〕

（資料 2-3）上水道施設災害応急復旧作業に関する協定書

1. 応急復旧活動体制

(1) 応急活動

災害発生時には、滋賀県災害対策本部等と密接な連絡を保ちながら応急活動に対処する。

(2) 情報連絡体制

発生時には、有線による通信連絡が不可能になることが予想されるため、無線設備及び市防災行政無線を活用して、応急連絡体制の確立を図る。

(3) 動員体制等

ア．職員の動員・配備は、「第3章第1節第3 災害対策本部職員の動員・配備」による。

イ．上水道施設の応急復旧にあたっては、守山市管工事業協同組合の協力を得て行う。

ウ．応急復旧は、市が備蓄する資機材及び車両により行う。

災害の規模により多くの資機材もしくは車両を必要とする場合には、守山市管工事業協同組合及び所属事業所等所有の資機材等の緊急調達を行う。

なお、不足する場合の資機材等の調達は、県に備蓄品の提供もしくは関係会社等からの調達協力を要請する。

(4) 応援体制

本市及び守山市管工事業協同組合で対応が困難な場合は、滋賀県水道協会等に協力を要請し、災害時の応援確保に努める。

2. 応急復旧対策

(1) 基本方針

- ア．応急復旧は、原則として復旧担当職員の監督のもとで施工業者によって行う。
- イ．断水区域の早期解消を図るため、水源地及び配水場の応急復旧、送・配水管等の管路の応急復旧及び給水装置の応急復旧は平行して行う。
- ウ．把握した被害状況を基に、所要資機材、復旧行程等を策定した復旧計画を確立する。
- エ．応急復旧作業は昼夜兼行で行う。

(2) 復旧活動の内容

- ア．復旧計画に基づいて、復旧資材の手配等の出動準備を行う。
- イ．施工業者に出動要請を行う。ただし、宅地内給水装置の応急復旧は、原則として給水装置の所有者から修繕依頼があったものについて、守山市管工事業協同組合等の協力により行う。
- ウ．応急復旧は、次により行う。
 - 応急復旧は本復旧を原則とし、これが困難なときは仮配管等による仮復旧とする。
 - 施工にあたっては、作業の難易、能力及び復旧資材の有無等を勘案し、最も早期復旧の可能な方法を選定する。
 - 施設の機能に重大な影響を及ぼす被害の復旧を優先して行い、通水に支障のない漏水等の軽微な被害は二次的に扱う。
 - 応急復旧完了後、ただちに充水または試運転を行い、洗浄及び消毒（水質検査）を行って速やかに通水する。

(3) 記録及び報告

- 応急復旧状況の写真撮影を行うとともに、別に定める復旧調書に復旧内容等の所要事項に記載して市本部等に提出する。

3. 災害時の広報

【政策調整部】

- 発災後の広域的な広報は、県本部を通じ、報道関係機関の協力を得て実施する。
- また、広報の時期については、地震発生直後及び応急対策の進捗状況に合わせてその都度決定する。
- 市内の一部地域を対象とする広報は、政策調整部が広報車による路上広報等を行うが、必要に応じて、市有線放送農業協同組合その他による広報を要請し行う。

第2 公共下水道、農業集落排水施設

【上下水道事業所】

上下水道事業所長は、大規模な災害が発生したときは、速やかに管渠・農業集落排水処理場・ポンプ場等の下水道施設の被害状況を把握し、関係機関と連携し、被災した施設の応急復旧のために必要な資機材、車両及び人員を確保し、汚水の流下に支障のないよう応急措置を講じ、排水に万全を期する。

1. 管渠の応急措置

- (1) 下水管渠の被害に対しては、とりあえず汚水の流下に支障のないように移動式ポンプを配置して排水に努めるとともに、迅速に管渠の応急復旧措置を講じる。

- (2) 幹線の被害は、相当広範囲にわたる排水機能の停止をまねくおそれがあるので、原則として応急復旧を行い、本復旧の方針をたてる。
- (3) 枝線の被害については直接本復旧を行う。
- (4) 多量の塵芥等により管渠の閉塞または流下が阻害されないようマンホールで流入防止等の応急措置を行い、排水の円滑を図る。
- (5) 工事施工中の箇所においては、工事請負人に対して被害を最小限に止めるよう指揮監督するとともに、状況に応じて、現場要員、資機材の補給を行わせるものとする。

2. ポンプ場等の応急措置

- (1) 農業集落排水処理場、ポンプ場等が停電した場合は、直ちに自家発電装置に切り替え、下水処理・下水排除に万全を期する。
- (2) 下水道施設に浸水をきたした場合には、土のう等により浸水を阻止し、破損個所の応急修理を行い、下水処理・下水排除に万全を期する。

3. 動員体制等

- (1) 職員の動員・配備は、「第3章第1節第3 災害対策本部職員の動員・配備」による。
- (2) 下水道施設の応急復旧にあたっては、関係業者の協力を得て行う。
- (3) 応急復旧は、市が警備する資機材及び車両により行う。

災害の規模により多くの資機材もしくは車両を必要とする場合には、市内工事店等所有の資機材等の緊急調達を行う。

なお、不足する場合の資機材等の調達は、県に備蓄品の提供もしくは関係会社等からの調達協力を要請する

4. 災害時の広報

【政策調整部】

下水道施設の被害状況及び復旧の状況等の市民への広報は、政策調整部が広報車による路上広報等を行うが、必要に応じて市有線放送農業協同組合による広報活動その他による広報を要請し行う。

また、広報の時期については、災害発生直後及び応急復旧対策の進捗状況に合わせてその都度決定する。

第3 電気施設

【関西電力】

大規模の災害により電気の供給が停止したり、または停止するおそれのあるときは、守山市全域の管轄する関西電力滋賀営業所に災害対策本部が、また、現業機関である滋賀営業所に災害対策支部がそれぞれ設置され、応急対策及び復旧措置を講ずることとなっている。

1. 災害時の活動体制

- (1) 非常体制の区分
- (2) 非常災害対策組織
- (3) 情報連絡ルート
- (4) 市災害対策本部他関係機関への状況報告

2. 災害時の応急措置

- (1) 要員の確保
 - ア. 勤務時間内
 - イ. 勤務時間外
- (2) 資機材の確保
- (3) 災害時の危険防止措置

3. 応急復旧対策

(1) 被害状況の把握及び復旧計画の策定

被害状況を把握し、次の事項をふくむ復旧計画を作成する。

- ア. 復旧応援班の必要の有無
- イ. 復旧作業班の配置状況
- ウ. 復旧資機材の調達
- エ. 復旧作業の日程
- オ. 復旧の完了見込
- カ. 宿泊施設、食料、衛生対策等の手配
- キ. その他必要な対策

(2) 復旧の順位

各設備の復旧順位は原則として下記によるものとするが、災害状況、各設備の被害復旧の難易等を勘案し、供給上復旧効果の大きいものより行う。

ア. 送電設備

- 全回線送電不能の主要路線
- 全回線送電不能のその他の路線
- 一部回線送電不能の主要路線
- 一部回線送電不能のその他の路線

イ. 変電設備

- 主要幹線の復旧に関する送電用変電所
- 都市部に送配電する送電系統の中間変電所
- 重要施設に送電する配電用変電所

ウ. 配電設備

水道、新聞、放送、ガス、電鉄、排水設備、県、市役所、警察、消防、病院、N T T、避難所、その他重要施設に対しては優先的に送電する等、各所ごとに具体的な復旧順位を定めておく。

長期浸水地区等における重要施設に対しては、仮復旧工法を駆使し、供給支障の解消及び公衆の安全を確保する。

エ. 通信設備

- 給電司令用回線ならびに制御保護及び監視回線
- 保守用回線
- 業務用回線

4．災害時の広報

「第3章第3節 災害時の広報」のとおり行う。

第4 ガス施設

【大阪ガス、ガス事業者】

ガス施設に被害が発生した場合、ガス事業者は、ガス漏洩による二次災害の防止等安全の確保を最重点とし、ガス施設の応急復旧を迅速に行いガスの供給を確保する。

また、災害発生時には、「災害対策要綱」に基づき、地域防災機関と密接に連携して、ガス事業者社内各部門の連絡協力のもとに応急対策を実施する。

1．情報の収集伝達

(1) 気象予報等の収集、伝達

気象情報等を収集し、一斉無線連絡装置により直ちに各事業所へ伝達する。

ア．地震情報

供給区域内の主要地点に地震計を設置し、地震情報を収集する。

イ．気象情報

県防災情報システムにより気象情報を収集する。

(2) 通信連絡

ア．災害発生時に、主要事業所間の通信手段を確保するため、無線通信網の確保を図る。

イ．事業所管内の諸状況を把握するため、工作車等に陸上移動局を配置して無線連絡の確保を図る。

ウ．対策本部を設ける事業所には、停電時対策として非常電源装置を設置する。

(3) 被害状況の収集、報告

ガス事業者管内施設及び顧客施設の被害状況を収集し、専用電話等により防災関係先への緊急連絡を行う。

2．応急対策用員の確保

(1) 災害時の発生が予想される場合、または発生した場合は、ガス事業者社員と関連会社を対象に、待機及び非常召集に基づく動員を行う。

また、迅速な出社をするために自動呼出装置を活用する。

(2) 災害が発生した場合、ガス事業者本社及び当該事業所に災害対策本部を設置し、工事会社、サービスチェーン等の協力会社を含めた全体的な活動ができるよう動員を行う。

3．災害時の広報

災害時において混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため、必要がある時は、顧客及び一般市民に対し災害に関する各種の情報を広報する。

「第3章第3節 災害時の広報」のとおり行う。

4．風水害危険防止対策

水害、冠水地域の整圧器の機能監視及び他工事現場の特別見回りと防護強化打合せ等を行うとともに防護及び応急機材の点検整備を行う。

なお、関係機関との情報連絡を行うとともに、過去の災害事例を参考にした被害予想施設を重点的に監視する。

5 . 応急復旧対策

- (1) 供給施設の災害復旧について、被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上でガスを供給再開する。
- (2) 災害復旧計画の策定及び実施にあたっては、救助救急活動の拠点となる場所等を原則として優先する等、災害状況、各施設の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の高いものから行う。

第5 電気通信設備

【西日本電信電話】

災害時における電気通信サービスの確保に係わる基本的な考え方は、復旧活動・医療活動機関等の通信確保はもとより、被災地域における通信の途絶防止と一般通信の確保のために、応急復旧を迅速かつ的確に実施する。

1 . 災害時の応急対策

- (1) 災害が発生した場合は次の応急対策を実施する。
 - ア．通信用電源の確保（予備電源設備、移動電源車等の出動）
 - イ．通信の確保（衛星通信、移動無線車、非常用移動電話局装置の出動）
 - ウ．特設公衆電話の設置
 - エ．輻輳対策（発信規制、伝言ダイヤル等の運用）
- (2) 災害の規模、状況により災害対策本部を設置し、情報の収集伝達、応急対策及び復旧計画等の総合調整を図り、速やかに応急対策がとれる体制を確立する。

2 . 復旧工事

- (1) 応急復旧対策終了後、被害の原因を調査分析し、必要な改良事項を組み入れ災害復旧工事を実施する。
- (2) 最小限の通信を確保するため、次のとおり回線の復旧順位を定め、これに従い措置を講じる。

順位	重要通信を確保する機関
1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象機関に設置されるもの ・ 水防機関に設置されるもの ・ 消防機関に設置されるもの ・ 災害救助機関に設置されるもの ・ 警察機関に設置されるもの ・ 防衛機関に設置されるもの ・ 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ・ 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ・ 電力の供給に直接関係がある機関に設置されるもの
2	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガスの供給に直接関係がある機関に設置されるもの ・ 水道の供給に直接関係がある機関に設置されるもの ・ 選挙管理機関に設置されるもの ・ 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの ・ 新聞社、放送事業者または通信社の機関に設置されるもの ・ 第1順位以外の国または地方公共団体の機関に設置されるもの
3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1順位及び第2順位に該当しないもの

3. 災害時の広報

「第3章第3節 災害時の広報」のとおり行う。

第6 鉄道施設

【西日本旅客鉄道、東海旅客鉄道】

1. 計画方針

本計画は、守山市の地域においてJR列車の衝突、脱線、転覆その他の事故により、多くの死傷を伴う鉄道災害が発生し、若しくは発生しようとする場合における応急救助対策等について定めるものとする。

2. 計画の内容

(1) 対策本部及び復旧本部の設置等

対策本部及び復旧本部の設置、廃止は、関係指令員が協議のうえ決定し、本部長の承認を得るものとする。

(2) 対策本部の業務

対策本部は、事故に対する救援要請、救護、輸送、復旧、調査、情報の発表等の指揮及びその他の業務を行うものとする。

(3) 復旧本部の業務

復旧本部長は、事故が発生したときは直ちに現場に急行し、事故に対する救護、復旧に着手する。

対策本部等の種別、設置標準及び招集範囲

種別	設置基準	招集範囲 (社内間接社員)
第1種体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重大な事故等が発生したとき ・ お客様、通行人等に死傷者が生じたとき又はそのおそれがあるとき ・ 本線が長時間不通となるおそれがあるとき ・ 特に必要と認めたとき 	招集可能者の全員
第2種体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重大な事故等が発生したとき ・ 本線が長時間不通となるおそれがあるとき ・ 特に必要と認めたとき 	招集可能者の半数
第3種体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他必要と認めた時 (台風・降雨降雪等により、大きな輸送障害のおそれがあるとき) 	必要最少数

招集範囲は本部員の班別構成標準による。

上記を標準として関係課室長、駅区所長は、種別毎の招集者を定めておくこと。

ただし、本社対策本部からの指示により、事故等の影響範囲とその重要性を勘案して、対策本部の設置及び体制の変更が指示される場合がある。

第10節 公共施設等の応急対策

公共施設等の応急対策として、“道路・橋梁” “河川及び内水排除施設” “その他社会公共施設” を取り上げ、利用者の安全確保と施設機能の早期回復のために各所轄機関は、次のような応急復旧対策を実施する。

第1 道路・橋梁

【各施設管理者】

災害が発生した場合、各道路管理所等は、災害の規模に応じた応急対策体制を確立し所管の道路・橋梁について被害状況を速やかに把握し、次のとおり、道路交通の確保を図るものとする。

[業務の概要]

1. 必要に応じ迂回路を選定する。
2. 交通規制等の措置等の利用者の安全策を講ずる。
3. 必要に応じパトロールカー等により広報を行う。
4. 被害の状況や施設の緊急度等に応じて被災走路・橋梁の応急ならびに復旧措置を行う。

なお、応急復旧に要する作業は、あらかじめ締結する協定に基づき、守山商工会議所等に協力を要請する。

1. 災害時の応急措置

部局・機関名	応急措置のあらし
市都市経済部	<p>(1) 市域内の道路の亀裂、陥没等の道路被害、道路上の霜害物の状況及び落橋の有無等について、道路パトロール、警察署等への照会、参集職員からの情報収集その他により被害情報を収集する。この場合、収集した情報を本部長、及び県に報告するとともに、被害状況に応じた応急措置を実施し交通の確保に努める。</p> <p>(2) 上下水道、電気、ガス、電話等の道路占用施設の被害を発見した場合は、当該施設管理者及び当該走路管理者にその旨通報する。 緊急のため、そのいとまがない場合には、現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知措置等市民の安全確保のための措置をとり事後連絡するものとする。</p>
県南部土木事務所	<p>所轄する道路の被害状況、道路上の障害物の状況を調査するとともに、県及び市との連絡を密にして、緊急度に応じて、復旧、障害物の除去等の作業の実施を早急に行う。</p> <p>また、通行が危険な路線、区間については、所轄警察署長に通報するとともに、状況によっては職員を現場に派遣し、交通止め等の措置を講じ、迂回路の指示を含めた道路標識、保安施設に万全を期する。</p>

2. 応急復旧対策

部局・機関名	応急措置のあらまし
市都市経済部	<p>災害により被害を受けた市道等については、次のような実施手順にしたがって、応急復旧を行う。</p> <p>(1) 応急復旧目標 応急復旧は、原則として2車線の通行が確保できるように行う。</p> <p>(2) 応急復旧方法 ア. 路面の亀裂、地割れについては、土砂、砕石等を充填する。 なお、状況によっては仮舗装を行う。 イ. 路面の大きな陥没については、土砂、砕石等により盛土する。 ウ. 倒壊した電柱、街路樹、落下物等については、道路端にたい積するものとする。 エ. 落下した橋梁、もしくはその危険があると認められた橋梁または被害状況により応急復旧ができない場合は、所轄警察署等関係機関に連絡、連携して必要な措置を講じる。 なお、応急復旧は、落橋部分に、木角材、H形鋼をかけ渡し、敷板を敷きならべ、土砂をかぶせて行う。また、状況によっては中間に仮橋脚を設ける。 オ. 上記作業について、市限りで処理できない場合は、速やかに隣接市、県及び自衛隊に応援要請の手続きをとる。</p>
県南部土木事務所	<p>パトロールによる調査結果等を基に、被害状況を把握し、速やかに応急復旧工事を行い、道路としての機能回復に努める。</p>

第2 河川及び内水排除施設

【各施設管理者】

洪水等により河川堤防や護岸施設、内水排除施設等が破損したときには、市及び県土木交通部は、被害状況を速やかに把握し、各施設を所轄する機関と協力して、応急復旧に努めるものとする。

1. 市（都市経済部）

災害の発生に伴う被害を軽減するため、市域内の水防活動が十分に行いうる体制を確立し、次のとおり行う。

- (1) 都市経済部長は、管内地域について、水位測定の監視を強化するとともに、必要に応じて、工事中の箇所及び機関箇所を重点的に巡視し、被害箇所については、直ちに県に報告するとともに、必要な措置を実施する。
- (2) 都市経済部長は、ポンプ場、水門等施設について、破壊、故障・停電等による運転不能の被害が生じた場合は、土のう、矢板等により応急に締め切りを行うとともに、県土木交通部に報告し協力等を要請し排水作業を継続し、内水による被害の拡大を防止する。
- (3) 都市経済部長は、低地帯等が河川、内排水路の洪水、いっき水等により浸水被害が発生した場合は、市所有の可搬式ポンプを使用して排水に努める。

なお、能力不足のときは、県建設業協会守山支部等のポンプ、労力応援を要請して応急排水を実施する。

2. 県土木交通部（南部土木事務所）

- (1) 県土木交通部は、市の実施する応急措置に関し、技術的援助及び総合調整を行うほか、応急復旧に関して総合的判断のもとに実施する

第3 漁港施設

【都市経済部】

漁港施設が被害を受けた場合、またはそのおそれがあるときは、速やかに応急措置を行うとともに、被害を最小限に止めるよう努める。また、生活救援物資等の緊急輸送に湖上輸送を活用するために緊急ネットワーク上必要とされる施設を優先的に復旧する。

1. 応急対策

都市経済部長は、災害が発生した場合、当該漁港管理者等の報告による被害状況を的確に把握し、応急対策に必要な技術的指導を行う。

2. 復旧対策

漁港施設の被害のうち、特に公共の安全を確保の上、緊急に復旧を行う必要のあるものは次の通りである。

- (1) 係留施設の破損で、船舶の係留または荷役に重大な支障を与えているもの。
- (2) 臨港交通施設の破損で、これによって当該臨港交通施設による輸送が不可能か、または著しく困難であるもの。
- (3) 水域施設の埋塞で、船舶の航行または停泊に重大な支障を与えているもの。
- (4) 外郭施設の破損で、これを放置すれば著しい被害を生ずるおそれのあるもの。

第4 農業水産業施設等

【都市経済部】

被害の状況を早期に調査し、実態を把握するとともに農林水産施設の被害の早期回復を図る。

1. 農業用施設

(1) 基本方針

被害の状況を速やかに把握するとともに、関係機関、地元住民と協力し、必要な措置をとる。

(2) 応急対策

灌漑排水施設の被害状況を速やかに把握するとともに、被害の程度に応じ、施設の管理者に対し必要な処理をさせるとともに、事後の復旧が早期に行われるよう努める。

ア．出水等により、広範囲にわたる湛水の危険がある場合は速やかに関係機関と連絡をとり、災害区域全体の総合調整の上になった施設の応急対策を実施する。

イ．管理施設（揚水機場、樋門、水路等）が損傷し、危険が生じたときは、直ちに関係者の協力を得て適切な処置をとり、必要な場合は、関係機関に連絡し協力を求める。

2. 畜産施設

(1) 基本方針

災害発生による畜舎及び管理施設の破壊、家畜の逃亡、家畜のへい死、病気の発生等に

ついて実態を把握し、関係機関の協力を得て適宜応急措置を講ずる。

(2) 応急対策

ア．畜産農家は、災害により畜舎及び関連施設が破壊等の被害を受け、または家畜の逃亡があった場合は、施設の応急復旧により家畜を収容し、住民への危害防止ならびに一般災害復旧作業の妨げとならないよう努める。

イ．家畜のへい死、病気の発生または発生のおそれがあるときは、この旨を家畜保健衛生所に報告するとともに、農協、家畜診療所等の協力により、へい畜の処分ならびに病気の発生または、まん延を防止するための予防接種、薬剤散布等による消毒等を実施する。

ウ．被災地域における飼料を確保するため、おうみ富士農業協同組合等との連携を図るとともに飼料業者等への協力要請を行う。

第5 その他社会公共施設

【各施設管理者】

洪水等により施設や設備が被災したとき、各施設の管理者は、利用者・入所者の安全の確保を図り、被害状況を所管部へ速やかに報告し、必要な復旧対策の実施を求めるとともに施設保全のための自主的な災害対策活動を実施する。

また、各施設を所管する各部長は、災害発生後速やかに被害状況の把握に努め、利用者・入所者の安全確保等必要な応急措置を指示するとともに、緊急度に応じて応急復旧対策を講ずるものとする。

災害時における防災拠点となる「市庁舎」、後方医療施設ともなる「市民病院等」、不特定多数の利用者が想定される公共施設や図書館等の「その他公共施設」に関し、利用者の安全確保と施設機能の早期回復のため各所轄機関がとるべき応急措置は次のとおりとする。

1．市庁舎

(1) 大規模な災害が発生した場合は、次の措置をとる。

ア．被害状況の把握

総務部は、速やかに被害状況を調査する。

イ．修理の対応

総務部長は、被害状況を把握し、軽易な被害については応急修理を実施することとし、被害が著しい場合は、修理を行うものとする。なお、必要に応じて、都市経済部は協力するものとする。

2．市民病院等

(1) 施設利用者・入所者の安全確保

ア．入院患者の避難対策については、担架等用具を必要とする者と単独歩行可能な者の分別を常に把握し、災害時において適切な避難措置を講ずる。

イ．外来患者等の避難対策については、所定の災害時防災マニュアルに基づき、災害発生時に万全を期するとともに、講じた応急措置のあらましについて市本部へ速やかに報告する。

ウ．院内放送、職員の案内等により、発災時における混乱の防止措置を講ずる。

特にラジオ、テレビ等による情報の収集及び施設滞留者への情報の提供により不安の

解消に努める。

(2) 施設建物の保全

ア．停電時の措置

自家発電装置に切り替え、手術等緊急時に必要な電源を確保する。なお、自家発電装置が被害により機能しない場合は、市本部に連絡し発電機その他必要な資材の調達を依頼する。

イ．給水不能時の措置

水道施設が被災した場合は、市本部に連絡し緊急給水を要請する。

ウ．ボイラー使用不能時の措置

医療機器の蒸気消毒、暖房及び患者の給食は、電気、LPGまたは固形燃料等に切り替え、それぞれ処理する。

エ．重要機材等の保管措置

手術用機材、簡易ベットその他緊急必要機材については、常に安全保管及び緊急持ち出しの体制を確保する。

放射線使用施設については、災害の状況に応じて、立ち入り禁止等危険防止の措置を講ずる。

3．その他社会公共施設

(1) 施設利用者・入所者の安全確保

ア．避難対策については、あらかじめ特に綿密な計画を樹立しておき、災害発生時に万全を期するとともに、講じた応急措置のあらましについて所管部へ速やかに報告する。

イ．場内放送、職員の案内等により、発災時における混乱の防止措置を講ずる。

特にラジオ、テレビ等による情報の収集及び施設滞留者への情報の提供により不安の解消に努める。

ウ．けが人の発生時には、応急措置をとるとともに、市本部及び関係機関へ通報して臨機な措置を講ずる。

エ．施設利用者・入所者の人命救助を第一とする。

オ．社会教育施設等において、災害が発生した場合の各種事業の続行もしくは中止の決定については、施設の管理者が利用者の安全確保を第一に行う。

(2) 施設建物の保全

ア．応急措置

施設建物の保全については、防災活動の拠点となるものについて、重点的に実施するものとし、施設建物の被害状況を早急に調査のうえ次の措置をとる。

[応急措置が可能な程度の被害の場合]

危険個所があれば緊急保安措置を実施する。

機能確保のための必要限度内の復旧措置を実施する。

電気、ガス、水道、通信施設等の設備関係の応急措置及び補修が単独で対応困難な場合は、市本部を通じて関係機関と連絡をとり、応援を得て実施する。

[応急措置が不可能な被害の場合]

危険防止のための必要な保全措置を講ずる。

防災活動の拠点として重要な建物で業務活動及び機能確保のため必要がある場合は、市災害対策本部を通じて、仮設建築物の建設等の手配を行う。

イ．その他留意事項

火気使用設備器具及び消火器具等の点検検査。

特に避難所となった施設は、火災予防について、十分な措置をとる。

ガラス類等の危険物の処理

危険個所への立ち入り禁止の表示

(資料 4-1) 市内公共施設連絡簿

第 6 文化財の保護

【教育委員会】

災害時や災害復旧・復興過程における指定文化財の破壊や散逸を防止するため、指定文化財に対する保護措置をとる。

1. 指定文化財

(1) 災害発生時の措置

ア．所有者、管理者は、ただちに消防機関へ通報するとともに市本部（教育委員会）へ被害の状況を報告する。

イ．教育部長は、所有者、管理者等から被害の報告を受けたときは、速やかに応急措置をとるよう指示する。

ウ．関係機関（国、県）は、指定文化財の被害を最小限にするため、協力して応急措置を講ずる。

(2) 被害状況の調査と対策

ア．教育委員会は被害の状況調査を行う。

イ．教育委員会は、専門職員（専門家）等とともに被害状況調査を行い、被害の程度により、必要な措置を講ずる。

ウ．被災の著しい場合もしくは著しい被害を受けることが予想される場合は、管理者と協議のもと、指定文化財（移動可能物）を一時的に安全な場所に保管する。

エ．指定文化財の移設または破損等が生じた場合は、関係機関に対し、事後報告を行う。

(3) 復旧対策

管理者より指定文化財に破損等が生じた旨の報告があったときは、教育委員会は被害状況調査結果に基づき、関係機関と協議するとともに、関係機関の指導のもとに復旧計画を策定する。

指定の別	事 項	根拠法令	備 考
国 指 定	<ul style="list-style-type: none"> ・滅失、棄損、亡失、盗難の届出 ・修理、復旧の届出 (現状変更に係わるものを除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財保護法第 33 条 ・同報第 43 条の 2 	<ul style="list-style-type: none"> ・文化庁長官宛 10 日以内 ・文化庁長官宛 着手前 30 日以内 (助言、指導を行う)
県 指 定	<ul style="list-style-type: none"> ・滅失、棄損等の届出 ・管理または修理に関する勧告及び費用の一部負担 ・文化財の現況、管理もしくは修理の状況報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・県文化財保護条例第 10 条 ・同条例 14 条 ・同条例 21 条 	<ul style="list-style-type: none"> ・県教委教育長宛 (速やかに) ・県教委が必要と認める場合
市 指 定	<ul style="list-style-type: none"> ・滅失、棄損、亡失、盗難の届出 ・管理等に関する勧告及び費用の一部負担 	<ul style="list-style-type: none"> ・市文化財保護条例第 13 条 ・同条例 11 条 	<ul style="list-style-type: none"> ・市教委教育長宛 (速やかに)

(資料 5-3) 指定文化財一覧

第 1 1 節 避難対策

【防災担当課、各部、各機関】

風水害等の場合で、局地的地域を対象とする避難対策に特別な措置を講ずる必要がある部分について、市の各部及び防災関係機関の役割分担、その他必要な措置について定める。

第 1 避難準備情報、避難の勧告及び指示

1. 実施責任者

避難勧告の指示権者は次のとおりであるが、勧告・指示を行ったとき、あるいは自主避難が行われたときは、関係機関は相互に連絡を行うものとする。

事項 区分	実施責任者	措置	実施の基準
避難準備情報	市長	災害時要援護者に対する立退き勧告及び立退き先の指示	災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、特別の必要があると認められるとき。
避難勧告	市長 (災害対策基本 60 条)	立退きの勧告及び立退き先の指示	災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、特別の必要があると認められるとき。
避難の指示等	知事及びその命を受けた職員 水防法 29 条 地すべり等防止法 25 条	立退き先の指示	災害により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	水防管理者 (水防法 29 条)	立退きの指示	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	市長 (災害対策基本法 60 条)	立退き及び立退き先の指示	災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、特別の必要があると認められるとき。
	警察官 (災害対策基本法 61 条) 警察官職務執行法 4 条	立退き先の指示 警告 避難指示	市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき。 市長から要求があったとき。 重大な被害が切迫したと認めるときは、警告を発し、または特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難措置をとる。
自衛官 (自衛隊法 94 条)		災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にはいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。	
知事による避難の指示等の代行		知事は、市長がその全部または大部分の事務を行うことができない時は、避難のための立ち退き及び指示に関する措置の全部または一部を代行する。	

ただし、市長は避難準備情報、勧告及び指示を行った場合、ただちに知事に報告するものとする。

その他のものは、いずれも市長の指示による場合、もしくは緊急避難的な措置として「指示」を行う。

そのため、市長以外のものが緊急避難的な措置として「指示」を行った場合は、実施後、直ちにその旨を本部長に通知し、県知事への報告をしなければならない。

2. 避難準備情報・勧告・指示を行う場合

避難勧告・指示を発すべき権限のある者は、それぞれの法律に定められているが、災害応急対策の第一次的な実施責任者である本部長を中心として、相互に連携をとり実施する、勧告・指示を行う場合に関しては、災害の状況により様々な場合が想定されるが、災害の推移によりおおむね次のような基準によるものとする。

(1) 市の責務

ア．市民に対して避難場所及び避難の方法を周知し、災害時には、避難場所に自主的に避難するように指導する。

イ．災害が発生するおそれがある場合は、市民に対し、その情勢を的確に伝達し、早期に避難の勧告及び指示を行い、高齢者、幼児、児童、婦人、病人等は避難所または安全地域の親せき、知人宅等に自主的に避難するよう指導する。

(2) 一般的基準

避難及び立ち退きの勧告及び指示の基準は、原則として次のような事態になったときに発するものとする。

ア．河川等が警戒水位を突破し、洪水のおそれがあるとき。

イ．河川の上流地域が水害を受け、下流地域に危険が認められたとき。

ウ．避難の必要が予想される各種気象警報が発表されたとき。

エ．その他、水防管理者が必要と認めるとき。

オ．火災が拡大するおそれがあるとき。

カ．ガス等の流出拡散により広域的に人命の危険が予測される場合。

キ．その他市民の生命または身体を災害から保護するため、必要と認められるとき。

(3) 河川災害に対する避難の勧告・指示等

河川災害に対する避難の勧告・指示等は次の通りとする。

ア．河川災害

警戒水位以上の水位

河岸高の5割程度以上の水位（警戒水位の定めのない場合）

河床低下等のため、警戒水位の定めが不適当な場合の警戒水位未満の出水

琵琶湖洪水予報または野洲川洪水予報が発表された場合

イ．河川以外の施設災害

最大24時間雨量80mm以上の降雨

時間雨量が特に大である場合（時間あたり20mm以上の降雨）

降り始めてから100mm以上の降雨

以上の異常な自然現象において、消防、水防団、行政、警察等が警戒にあたることを必要とする状態で、しかも堤防の破堤、溢水及び土砂災害（土石流、地すべり、崖崩れ）の兆候が見られる時、避難の勧告または指示等の基準とする。

3. 避難準備情報・勧告・指示の対象者

避難の勧告・指示は、住居者、滞在者、通過者等を含め、避難を要すると認められる区域内にいるすべての人を対象とする。

4. 避難準備情報・勧告・指示の内容

避難の勧告・指示は、次のことを明らかにする。

[避難の勧告・指示の内容]

- (1) 避難対象地域（町丁名、施設名等）
- (2) 避難の理由（避難要因となった危険要素の所在地、避難に要する時間等）
- (3) 避難先（安全な方向及び避難場所の名称）
- (4) その他（避難行動時の最小携帯品、災害時要援護者の優先避難・介助の呼びかけ等）

5. 避難準備情報・勧告・指示の伝達等

(1) 関係地域内住民等への伝達

避難の勧告・指示を発令した場合は、広報車、サイレン、警鐘、安全・安心メール、緊急速報メール等により伝達するとともに、報道機関の協力を得る等、関係区域内のすべての人に伝わるよう、あらゆる手段を活用する。

なお、状況によっては、消防団員等により関係地域に個別に伝達を行うものとする。その他「第3章第3節 災害時の広報」による。

なお、避難措置解除の連絡は、報道機関への協力要請、職員による看板・ポスター等の掲示等による。

(2) 隣接市等機関への通報

市長が避難の勧告・指示を行ったとき、または警察官等から避難の指示を行った旨の通報を受けたとき、総務部次長は、次の要領により、必要に応じて関係機関等へ連絡するものとする。

ア．隣接市（防災担当）

地域住民が避難のため、隣接市内の施設を利用する場合が想定される。

また、避難の誘導上、経路により協力を求めなければならない場合もあるので、隣接市に対しても連絡しておくものとする。

なお、隣接市において、避難対策を検討する上で必要な情報である。

イ．県の関係機関

各警察署、その他関係機関に連絡し協力を要請する。

ウ．学校施設等の管理者

教育部長を通じて、避難場所として利用する学校施設等の管理者に対し、連絡し協力を要請する。

第2 避難情報の県等への報告

防災担当課長は、避難情報（自主避難、避難準備情報、勧告、指示）の発令（開始）及び解除について、次の事項を記録するとともに速やかにその旨を県本部に報告する。

また、県本部へは県防災情報システムでの報告経路を基本とする。

ただし、システムが使用可能な場合または県からの指示があった場合は、電話、FAX、県防災行政無線等により県地方本部を通じ県本部へ報告する。

なお、避難所を開設した際は、守山警察署長に対しても報告を行う。

[県等へ報告すべき事項]

- ア．発令日時（避難開始日時）
- イ．解除日時（非難終了日時）
- ウ．避難区分（自主避難、準備情報、勧告、指示、解除）
- エ．避難対象地域
- オ．避難先施設名
- カ．避難先住所
- キ．応急救護所設置の有無
- ク．避難対象世帯
- ケ．避難世帯
- コ．避難人数
- サ．その他参考となる事項

第3 警戒区域の設定等

住民の保護を目的として警戒区域を設定し、応急対策に従事する者以外の者の立入禁止、退去を命ずる場合は、次の基準により行う。

警戒区域の設定

設定権者	災害の種類	内容（要件）	根拠
市長	災害全般	災害が発生し、または災害が発生しようとしている場合において、人の生命または身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第63条
警察官	災害全般	同上の場合において、市長もしくはその委任を受けた市の職員が現場にいないとき、またはこれらの者から要請があったとき。	災害対策基本法第63条
		人の生命もしくは身体に危険を及ぼし、または財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合。	警察官職務執行法第4条
自衛官	災害全般	市長等、警察官及び会場保安官がその場にいない場合に限る。	災害対策基本法第63条
消防職員または消防団員	火災を除く 災害全般	災害の現場において、消防活動の確保を主目的に設定する。	消防法第36条において準用する同法第28条
消防団長、消防団員、または消防機関に属する者	洪水	水防上緊急に必要がある場所において。	水防法第21条
県知事による応急処置の代行		市長がその全部または大部分の事務を行うことができない時は、警戒区域の設定等の措置の全部または一部を代行する。	災害対策基本法第73条

（注）警察官は消防法第28条、第36条、水防法第21条の規定によっても、第一次的な設定権者が現場にいないかまたは要請があったときは警戒区域を設定できる。

第4 市公共施設等の来訪者・入所者等の避難

市公共施設や大型店舗等、不特定多数が利用する公共的施設における避難対策については、市長の指示または勧告を受けた各施設の管理者が特定の計画に基づき行う。

この項目の主な目的は、

- ・第1に、各施設における避難行動に関し、各施設の所管部を通じて、その完了の有無を確認することで各施設の来訪者、入所者等の安全確保を図る。
- ・第2に「災害時の広報活動」における「安全情報」のデータ源としての活用を図る。

の2点である。

1. 避難計画の策定

市の公共施設及び災害対策基本法に基づく「防災上重要な施設」とすべき施設の管理者は、来訪者・入所者等の安全・避難のための避難計画を策定するものとする。特に自衛消防組織を有する施設においては、自衛防災組織の活動内容に来訪者・入所者の避難計画を確立して

おくものとする。

また、その他多数の従業員・来訪者が勤務もしくは出入りする主要な商業施設、事務所、工場等の管理者は施設内における従業員・来訪者の安全な避難対策を講じるように努める。

2. 避難の完了報告

大規模な災害が発生し避難の勧告・指示が発令されたとき、もしくは自主的に各施設において、来訪者、入所者、職員、従業員等の避難を実施した時は、各施設の管理者は、以下のとおり、市本部へ避難の完了報告を行うものとし、防災担当次長は、あらかじめその周知徹底に努める。

(1) 市の施設の場合

各施設の管理者は、以下の通り、所管部を通じて、避難の完了を報告する。

なお連絡の方法は、一般加入電話、FAX、防災行政無線もしくは伝令による。

(2) 市以外の施設、事務所等の場合

市以外の施設、事務所等の管理者は、市の所管部を通じて防災担当課へ報告する。なお、有線電話が使用できない場合の措置について、伝令による最寄の市内防災関係機関への通報等あらかじめ周知徹底しておく。

ア．教育施設

教育委員会は、市立施設とあわせて、国・県立及び私立の教育施設分を集約し、防災担当課へ報告する。

イ．福祉施設

健康福祉部は、市立施設とあわせて、県立、市立の福祉施設分を集約し、防災担当課へ報告する。

ウ．事務所、工場等

都市経済部は、市内の事務所、工場その他の施設の状況を集約し、防災担当課へ報告する。

3. 社会福祉施設等の災害時要援護者の避難

施設・設備の損壊、ライフライン等の途絶等により、社会福祉施設の機能が麻痺している場合に、市本部、県本部は、食料・飲料水の確保、近隣施設及び近隣市町への人員の派遣の要請、入所者の移送等必要な援助を行うものとする。

社会福祉施設においては、平常時から防災訓練の実施や地域団体、ボランティアの災害時における援助の協力を求める等の取り組みに努めるものとする。

(1) 入所者の相互受入

市本部は、県本部の指示により、県本部、近隣市町、近隣社会福祉施設、社会福祉協議会等関係機関と協力し移送等を行う。

(2) 在宅要援護者の受入

市本部は、避難所(福祉避難室を含む)等で介護等を要する被災者を発見した場合には、県本部に報告し、県本部の指示により避難所(福祉避難室を含む)等から社会福祉施設へ、県本部、近隣市町、近隣社会福祉施設、社会福祉協議会等関係機関と協力し、移送を行う。

(3) 社会福祉施設の体制

社会福祉施設は、平常時から災害を想定した防災計画の策定・訓練を実施するとともに、地域の自主防災組織、地域団体、ボランティア等との地震災害に備えた連携の強化、一定量の食料・飲料水・医薬品の備蓄等に努める。

第5 避難の誘導

避難誘導については、特に以下の点に留意するものとする。

1. 避難の誘導を行う者

(1) 地域の場合

ア．本部長は、健康福祉部長に対して、必要と認める避難場所及び広域避難場所にそれぞれ複数の市職員を派遣し、避難収容者の整理及び本部からの指示・情報等の収受にあたらせる。

イ．地域内から避難場所または広域避難場所までの避難誘導は、消防団員、自主防災組織及び現場の警察官等が行う。

ウ．避難に時間を要する災害時要援護者に対しては、避難準備情報を提供するとともに、自主防災組織を通じて、避難誘導を行う。

(2) 学校、事業所等の場合

学校、幼稚園、保育園、事業所、大型店舗等その他多数の人が集まる場所における避難の誘導は、それぞれの施設の責任者、管理者等による自主的な統制を原則とする。

ただし、学校、幼稚園、保育園、福祉施設及び夜間多人数が集まる場所等については、災害の規模、態様により必要と認められる時は、相当数の市職員を派遣し、その施設の責任者、管理者等に積極的に協力して、安全な場所への避難誘導等の必要な措置を講ずるものとする。

(3) 交通機関等の場合

交通機関等における避難の誘導は、その交通機関があらかじめ定める防災計画、避難計画に基づき、各交通機関施設の組織体制により必要な措置を講ずる。

2. 避難の誘導

(1) 携帯品の制限

携帯品は、円滑な避難行動に支障をおこさない最小限度のものとするが、平常時より、おおよそ次のようなものを目途とする非常用袋を容易しておくようPRに努める。

なお、自動車による避難及び家財の持出し等は危険なので中止させる。

ア．家族の名札（住所、氏名、生年月日、血液型等を記載したもの）

イ．3日分の食料と飲料水、タオル、救急医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ等

ウ．服装は軽装として素足を避け、帽子、頭巾、雨具類及び必要に応じ防寒具

エ．貴重品以外の荷物は携行しないこと

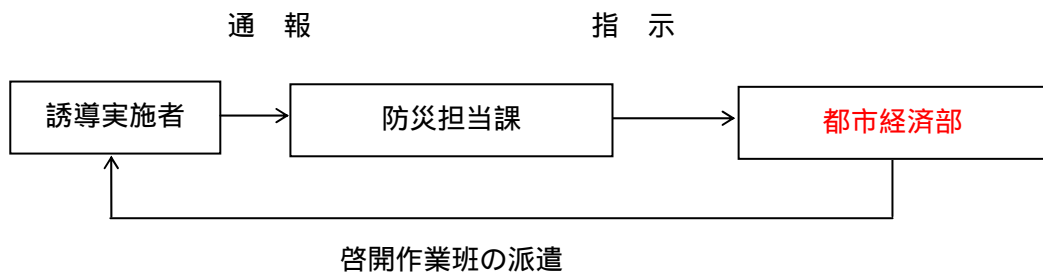
(2) 避難の誘導方法

避難の誘導方法については、災害の規模、態様に応じて、混乱なく迅速に安全な避難場所に誘導するために必要な方法をとることとするが、おおよそ次のようなことを目途とする。

[避難の誘導時に留意する事項]

- ア．避難の勧告・指示が出された場合、誘導にあたった市職員は、警察官、消防職員（団員）と連絡をとり、また、自治会・自主防災組織等の協力を得て、避難所に誘導収容する。
- イ．誘導経路については、事前に調査検討してその安全を確認しておくものとする。誘導する場合は、危険個所に標示、なわ張り等をするほか、重点に誘導員を配置し事故防止に努める。また、夜間の場合は、照明資材を活用して誘導の適正を期するものとする。
- ウ．浸水地においては、必要により船艇、ロープ等の資材を活用し、安全を期するものとする。
- エ．避難の勧告・指示に従わない者については、説得に努める。
- オ．避難の誘導は、病人、高齢者、幼児、心身障害者その他単独で避難することが困難な人を優先するとともに、できるかぎり早めに事前避難させるよう努める。
- カ．在宅の災害時要援護者については、平常時より在宅福祉サービス等を利用している要援護者に加え、災害発生により家族や近隣の援護を失って自宅に取り残される等、新たに援助を必要とする者が想定される。
- キ．市本部は、警察署・消防署・民生委員・地域住民等の協力を得ながら 在宅サービス一人暮らし高齢者、高齢者世帯、障害者、難病患者等の名簿を利用することにより、居住に取り残された災害時要援護者の迅速な発見に努める。
災害時要援護者を発見した場合には、避難場所への移動、社会福祉施設等への緊急入所等の措置をとる。
市は、特に、在宅の障害者については平常時よりその実態把握に努めるとともに住宅地別、障害種別ごとに名簿の整備を行う。
- ク．避難経路は、本部長から特に指示がない時は、避難の誘導にあたる者が指定するように努める。
なお、避難経路の船艇にあたっては、火災、落下物、危険物、パニックのおこるおそれ等のない経路を選定し、また、状況が許す限り指示者があらかじめ経路の実際を確認して、行うように努める。
- ケ．選定した避難路に重大な障害があり、容易に取り除くことができない時は、防災担当課を経由して、都市経済部に対して、避難道路の啓開（切り開き）等を要請する。

道路の啓開（切り開き）等の要請の流れ



3．災害時要援護者の避難支援

災害時要援護者の避難については、あらかじめ作成された避難支援プランに基づき、避難

支援を行うとともに、自主防災組織、自治会等の地域団体においては、地域内の高齢者や障害者、乳幼児等の避難状況を確認し、支援が必要な場合は、消防団等と協力して、安全な避難を確保する。

第6 避難路及び避難場所の安全確保

1. 消防署の任務

消防署は、避難の勧告または指示が出された地域の市民が避難を行う場合には、災害の規模、道路、橋梁の状況、火災の拡大の経路及び消防隊の運用等を勘案して、最も安全と思われる方法を本部長及び警察署に通報する。

また、市民の避難が開始された場合には、ヘリコプター、広報車、当該地域に出動中の消防車両車載拡声器の活用により、円滑な避難誘導に協力するとともに、付近にいる消防団員に対して市民の避難誘導の勧告・指示の伝達の徹底にあたるよう要請する。

なお、避難勧告・指示の発令時点以降の消火活動、被災者の移動が完了するまでの間、避難場所・避難道路の安全確保に努めるとともに、広域避難場所または避難所周辺からの延焼防止及び飛び火等による広域避難場所または避難所内部の火災発生の防止を最優先で行う。

2. 警察署の任務

警察署は、避難の勧告・指示が発令された旨の通報を受けた時は、関係機関とともに道路の確保に努めるとともに、広報活動を積極的に実施し、避難者の混乱による事故やもめごと等が発生しないよう、適切な誘導を期する。

また、避難所においては、関係機関の職員と密接に連絡をとりながら、避難者の保護及び避難場所等の秩序保持に努める。

(資料 5-12) 避難場所一覧

(資料 5-13) 避難場所位置図

第7 避難所の開設

1. 開設の担当者

避難所の設置場所は、本部長があらかじめ指定する避難所一覧表に基づき、被害の状況に応じて決めるが、開設の実務については、本部長がそれぞれの施設に複数の職員を派遣して担当させる。

2. 開設の手順

(1) 勤務時間内

勤務時間内においては、本部長は、開設する避難所を定め、施設管理者に避難所開設の連絡を行うとともに、管理職員を派遣して、避難所開設を行う。避難所開設の手順は、おおよそ次のとおりとする。

ア．避難所を開設する施設の被害を調査し、安全を確認する

イ．電話、無線等により避難所開設の旨を本部に報告

ウ．施設の門を開ける

エ．施設の入口扉を開ける

(すでに避難者がある時は、取りあえず広いスペースに誘導する)

オ．避難所内事務所を開設

カ．避難者の受け入れ(収容)スペースを指定

キ．すでに避難している人を指定のスペースへ誘導

以下「避難所の運営」の項へ

(2) 勤務時間外

勤務時間外においては、災害対策本部が設置されている場合は勤務時間内と同様とし、災害対策本部が設置されていない警戒体制の段階で避難所の開設が必要と判断した場合は、防災担当課長は、ただちに市長の判断を仰ぎ、開設する避難所を設定する。

開設する避難所については、ただちに施設管理者に連絡し、施設の解錠と避難所としての利用を要請するとともに、あらかじめ定めてある避難所担当の職員を派遣する。

ア．避難所を解錠し、施設の被害調査等安全を確認する。(施設管理者による)

イ．担当職員の到達後、担当職員により、避難所開設の旨を本部に報告

ウ．施設の門を開ける

エ．施設の入口扉を開ける

(すでに避難者がある時は、取りあえず広いスペースに誘導する)

オ．避難所内事務所を開設

カ．避難者の受け入れ(収容)スペースを指定

キ．すでに避難している人を指定のスペースへ誘導

以下「避難所の運営」の項へ

3．開設するときの留意事項

(1) 開設

避難所の開設は、原則として、本部長の指示により行う。

ただし、勤務時間外で本部長の判断を仰ぐ間がない場合は、防災担当課長の判断により、開設する。

特に、すでに避難住民が集まっている時は、速やかに上記の作業を行い、とりあえず、体育館や大会議室等、広いスペースに誘導し、避難した市民の不安の緩和を期するとともに、無用の混乱の防止に努める。

(2) 区画の指定

避難した市民の受け入れスペースの指定にあたっては、事情の許す限り、自主防災組織等の意見を聞き、地域ごとにスペースを設定し、避難した市民による自主的な統制に基づく運営となるよう配慮する。

また、スペースの指定の標示方法については、床面に色テープを貼るか、または略図掲示等のわかりやすいものにする。

(3) 報告

避難所開設にあたって職員は、避難住民の収容を終えた後、速やかに本部に対して、電話(FAXもしくは口頭)または無線によりその旨を報告する。

本部長は、避難所の開設を確認後、政策調整部に対して、市民に対する避難所開設に関する広報活動の実施を要請する。

(4) 避難所内事務所の開設

上記の措置をとった後、避難所内に事務所を速やかに開設し、「事務所」の看板等を掲げて、避難した市民に対して、避難所運営の責任者の所在を明らかにする。

なお、避難所開設以降は、事務所には要員を常時配置しておく。また事務所には、避難所の運営に必要な用品（避難所収容者名簿、物品受払簿等の様式、事務用品等）を準備しておく。

第8 避難所の運営

1. 運営の担当者

避難所の運営は、健康福祉部長が派遣する複数の職員（うち1人を責任者として班長が指名）が担当する。

なお、避難所は、都市経済部、環境生活部、教育委員会等の行う応急対策・復旧活動の拠点ともなることが予想される。

避難所内での各活動場所の指定等の調整業務は、健康福祉部福祉担当課長を責任者として職員が行う。

2. 運営の手順

避難所運営の手順はおおよそ次のとおりとする。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 避難所収容者名簿（カード）の配布・作成(2) 居住区域の割り振り(3) 食料、生活必需品の請求、受取、配給(4) 避難所の運営状況の報告（毎日正午。その他適宜）(5) 避難所運営記録の作成 |
|--|

3. 運営の方法

(1) 避難所収容者名簿（カード）

避難所収容者名簿（カード）は、避難所運営のための基礎資料となる。

避難所を開設し、避難した市民等の受け入れを行った際には、まず避難所収容者名簿（カード）を配り、避難した市民等に対して、各世帯単位に記入するよう指示するものとする。

避難所収容記録簿は、集まった避難所収容者名簿（カード）を基にして、できる限り、早い時期に作成し事務所内に保管するとともに、健康福祉部福祉担当課長を通じて、健康福祉部長へ報告する。

(2) 居住区域の割り振り

部屋の割り振りは、可能な限り、地域地区（自治会等）ごとにまとまりをもてるように行う。

各住居区域は、適当な人員（30人程度を目途とする）で編成し、居住区域ごとに代表者（班長）を選任するよう指示して、以降の情報の連絡等についての窓口役となるよう要請

する。

[居住区域の代表者（班長）の役割]

- ア．市（本部）からの指示、伝達事項の周知
- イ．避難者数、給食数、その他物資の必要数の把握と報告
- ウ．物資の配布活動時の補助
- エ．居住区域の避難者の要望・苦情等のとりまとめ
- オ．衛生班が行う消毒活動等への協力
- カ．施設の保全管理

(3) 食料、生活必需品の請求、受取、配給

責任者となる職員は、避難所全体で集約された食料、生活必需品、その他物資の必要数のうち、現地で調達の不可能なものについては、健康福祉部福祉担当課長に報告し、健康福祉部長を通じて、健康福祉部職員へ調達を要請する。

また、到着した食料や物資を受け取った時は、その都度、避難所物品受払簿に記入の上、自治会長等の協力を得て配給を行う。

(4) 災害時要援護者対策

避難所の運営にあたって災害時要援護者に関して次の措置をとる。

- ア．担当職員、ケアマネジャー、民生委員等の訪問等による実態調査の実施
- イ．避難者の障害や身体の状態に応じて、避難所（福祉避難室を含む）から適切な措置を受けられる施設（福祉避難所）への速やかな移送
- ウ．避難所や障害や身体の状態に応じて保健師・ケアマネジャー・ガイドヘルパー・手話通訳者等の派遣。なお、市は、平素から資格者の名簿を整備する等の措置を講じておく。
- エ．高齢者、重症心身障害者、乳幼児等に配慮した食料の支給

(5) 避難の長期化等への対応

責任者となる職員は、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活環境に保つように努める。また、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女や多様な視点が反映できるよう配慮する。

(6) 避難所の運営状況及び運営記録の作成

責任者となる職員は、避難所の運営状況について、1日1回正午までに健康福祉部福祉担当課長を通じて、健康福祉部長に報告する。

また、避難所の運営記録として、避難所開設日誌を記入する。

(7) 被災者の移送

ア．被災者の他市町への移送

健康福祉部長は、被害が甚大なため、地区内の避難所に被災者を収容できないと認められる場合には、本部長へその旨報告し、他地区の避難所へ移送を要請する。

また、本部長は市内に収容余力がない場合は、県知事に対して、被災地以外もしくは被害の小さい他市町への移送を要請する。その他県の計画の定めるところによる。

イ．他市町からの被災者の受け入れ協力

本部長は、県知事より他市町からの被災者を受け入れるための避難所の開設の指示を受けた場合、県の計画の定めるところにより積極的に行う。

(資料 8-11) 避難所運営関連様式

避難者カード

避難所収容者名簿

避難所開設日誌

物品出納簿

り災者救助明細書

第12節 応急医療救護

【市民病院、健康福祉部、北消防署】

限られた医療施設や医療スタッフを有効に活用し、市民の生命を守ることを最優先の目的として、被災者が適切な医療及び助産の措置を受けられるよう次の対策活動に努める。

1. 災害発生初期の医療救護体制
2. 緊急に高度な救命治療を必要とする重症者の搬送体制と収容医療機関の受け入れ体制
3. 医療品・資機材の確保等

施設・資機材とスタッフの適正な配分や役割区分、手順等、必要な措置を取り決める。

第1 初動医療体制

本部長は、災害時において多数の傷病者が発生した場合、または医療機関の被害等によりその機能が停止した場合、以下のとおり行う。

- (1) 本部長は、指揮監に対して、健康福祉部長を長とする市医療対策本部の設置、収容医療機関の受け入れ体制の確立、市医療救護班の編成・出動及び救護所の設置等必要な措置を講ずるよう命ずる。
- (2) 健康福祉部長は、災害の状況に応じ必要と認めた場合は、守山野洲医師会長に対して、救急医療管理者の設置及び収容医療機関の受け入れ体制の確立及び医師会医療救護班の編成・出動を要請する。
- (3) 健康福祉部長は、本部長の指示に基づき災害の状況に応じ県地方本部を通じ県本部に対して、医療救護活動に関し必要な措置を要請する。

(資料3-9) 災害発生時医療助産計画体系図(概要)

1. 医療対策本部の設置

本部長の指示があった場合、または必要があると認めた場合は、本部に健康福祉部長を長とする市医療対策本部を設置し、健康福祉部長の指揮のもと、救急医療管理者等による市内の医療・救護活動を行う。

2. 医療救護班の編成

- (1) 市の機関による医療救護班

健康福祉部長は、医療・助産の救急救護を必要とすると判断した場合、市の機関による医療救護班の編成・出動を命ずる。

- (2) 医師会医療救護班

健康福祉部長は、状況に応じ必要と認めた場合、守山野洲医師会に対し、医療救護班の編成、出動を要請する。

なお、守山野洲医師会長は自ら必要と認めた場合は、本部長の要請を待たずに、対策本部の設置、収容医療機関の受け入れ体制の確立及び医療救護班の編成・出動を行い、傷病者の医療救護活動にあたる。この場合、守山野洲医師会長は、直ちに本部長に通報するとともに、看護要員、事務・連絡要員等の派遣を要請するものとする。

医師会医療救護班の編成については、守山野洲医師会が別に定めるところに基づき災害

の状況に応じて行う。

(資料 4-5) 医師緊急連絡簿

3. 救護所の設置

(1) 設置場所

健康福祉部長は、医療救護活動を行うにあたり必要と認める場合は、次のとおり消防署、守山野洲医師会、警察署等の協力を得て、救護所を設置する。

救護所は、以下のうちから、被災者にとって、最も安全かつ交通の利便性に富んでいると思われる場所を選定する。

なお、市に災害救助法が適用され、県による救護班が派遣された場合は、県の指示による。

ア．福祉保健センター

イ．避難所

ウ．災害現場

エ．その他本部長が必要と認めた場所

(2) 救護所の開設及び運営

救護所の開設及び運営実務は、健康福祉部長の指揮により、健康福祉部職員が行う。

4. 医療救護及び助産活動

(1) 活動の内容

医療救護及び助産活動は、原則として医療班が救護所において、以下のとおり実施する。また、災害の状況によって、被災地等を巡回し、医療救護・助産活動を実施する。

なお、医療班は、救護所 1ヶ所に対して、医師 1 名、保健師または看護師 2 名及び事務職員 1 名が出動し、区分の判定及び救命処置その他の応急的医療救護・助産活動にあたるものとする。

- - - - 医療救護班の活動の内容 - - - - ア．傷病者の傷害等の区分の班別 * イ．病院等への移送順位の決定 ウ．傷病者に対する応急処置 エ．助産活動 オ．死亡の確認
--

* 傷病者の状態を観察し、重症(傷)度と緊急度を判定し、収容医療機関への緊急連絡事項等を簡単に記したメモ(トリアージタグ)を傷病者に装着する。

(2) 活動の実施期間

医療救護・助産活動を実施する期間は、災害の状況に応じ本部長が定めるが、おおむね災害発生の日から 14 日以内とする。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事の補助機関として実施する。

(3) 助産について

ア．助産の対象者

助産を受けられるのは、災害のため助産の途を失い、災害発生の日以前または以後

7日以内に分べんした人とする。なお、被災の有無及び経済力の如何を問わない。

イ．助産の範囲

分べんの介助

分べん前、分べんの処置

脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

(4) 経費の負担について

災害救助法の適用を受けた場合は県負担(限度額以内)その他の場合は、市負担とする。

(資料 8-12) 医療救護活動に関する様式

5 . 班の編成

各活動項目毎の班編成については、災害の状況により、健康福祉部長が決定するが、おおむね以下のとおりとする。

名 称	活 動 項	班 数	各 班 の 構 成 員	備 考
医療対策本部	本部業務 連絡・庶務	1	職員 8名	健康福祉部 職員により 編成する
災害対策本部 すこやか生活班 救急医療担当課	救護所設営	最 大	職員 18名 うち5名は医療救護班の 事務・連絡要員となる。	健康福祉部 すこやか生活 班救急医療担 当課により編 成

第2 重症(傷)病者等の搬送体制

1 . 搬送体制

原則として、被災現場から救護所までは、警察署、自治会(自主防災組織)、市民ボランティア等の協力を得て消防署が実施する。

また、救護所から収容医療機関への搬送については、市民病院班及び消防署(救急隊)が県その他関係機関の協力を得て行う。

2 . 収容医療機関への搬送の方法

市は、病院へ収容する必要がある重症(傷)病者の収容医療機関への搬送を次のとおり行う。

- (1) 各救護所救急医療担当課職員が消防本部災害管制課に搬送を要請する。
- (2) 市公用車または各救護所救急医療担当課職員が使用している自動車により搬送する。
- (3) 救急医療担当職員、消防署職員、その他市職員により担架で搬送する。

第3 重症(傷)病者等の収容医療機関

1 . 収容医療機関の受け入れ体制の確立

健康福祉部長は、守山野洲医師会に所属する一般病院等の被害状況と収容可能ベッド数を速やかに把握し、救護所から搬送される重症(傷)病者の収容医療機関として確保するとともに、医師・看護師等からなる病院医療救護班の編成、収容スペースの確保等の受け入れ体制の確立を要請する。

2. 収容可否施設の把握

健康福祉部長は、消防署長と協力して、収容医療機関の収容状況を常に把握し、関係部署に必要な情報を伝達するとともに、県に重症(傷)病者等を受け入れる災害拠点病院等の施設の斡旋を要請する。

第4 医療品・資器材の確保

1. 各医療救護班の対応

医療救護及び助産活動に必要な医療資器材等の使用、調達確保については、原則として、次のとおり行う。

- (1) 市医療救護班及び市以外の医療救護班の要員として派遣される職員は、各保管場所において市の現有医療資器材及び医療品を確保し救護所に携行する。
- (2) 市の要請により、出勤した守山野洲医師会医療救護班が使用する医療品、医療用資器材については、原則として市の用意した資器材により対応するが、必要により自己が携行した医薬品等を使用した場合の使用消耗資材の費用については、市に請求する。
- (3) 県により編成される医療救護班は、原則として、自己が携行した医療品、医療用資器材を使用するものとし、使用消耗資材の費用については、市に請求する。

2. 医薬品・資器材等の保管場所

市の備蓄する医療品等の保管については、コミュニティ防災センターとし、その他順次整備を図っていく。

3. 不足のときの調達方法

副本部長は、各医療救護班が医療・助産救護のために使用する医療器具及び医療品等が不足したときは、必要に応じて市薬剤師会、その他医薬品・医療用資器材取扱い業者、県（健康福祉部）、日赤及び医療機関等に協力を要請して、補給する。

なお、輸血用血液が必要な場合は、日赤県支部に確保されている各種の血液製剤等の供給を依頼する。

また、救急医療担当課に対して、市民への献血よびかけを要請する。

第5 特殊医療

1. 透析患者等への対応

慢性腎不全患者の多くは、1人1回の透析に約120ℓの水を使用する血液透析を週2～3回受けており、災害時にも平常時と同様の医療を要することから、適切な医療体制を確保する必要がある。

- (1) 市民病院及び救急医療担当課は、守山野洲医師会及び透析医療機関等と協力し、透析医療機関の被災の状況、透析医療の可否について情報を収集する。
- (2) 市民病院は、日本透析医学会に協力を要請し、市外の受け入れ可能な透析医療機関及びその医療機関への搬送手段を確保する。
- (3) 市民病院は、透析医療機関からの要請に応じ、水、電気、食料等の供給、あるいは復旧

について、防災担当課を通じて関係機関と調整する。

- (4) 市民病院は、救急医療担当課と協力して避難所において透析が必要な患者を把握する。
- (5) 市民病院は、政策調整部と連携して、透析医療機関及び患者からの問い合わせに対し、情報を提供する。

2. 在宅難病患者への対応

人工呼吸器を装着している在宅難病患者等は、病態が不安定であるとともに専門医療を要することから、災害時には医療施設等に救護する必要がある。

このため、平常時から災害時要援護者名簿を備えて、在宅難病患者の状況について把握を行うとともに、医療機関及び県、近隣市町等との連携により、災害時における在宅難病患者の搬送及び救護の体制整備に努める。

第6 心のケア

市民病院は、救急医療担当課と協力して、知的・精神障害者や大規模な災害による心的外傷後ストレス障害の状況把握に努めるとともに、県及び保健所に精神相談チームの派遣等、心的障害、精神障害への対応を要請する。

第13節 生活救援対策

市が取り込むべき応急対策は、飲料水・食品・生活必需品等の供給や、住宅に関する応急措置、災害相談業務の実施からなる。

第1 飲料水の供給

【上下水道事業所】

1. 補給給水源の確保

(1) 配水池

大規模災害が発生した場合、市上下水道事業所は、県企業庁と情報連絡を密にして速やかに上水道の配水池に貯留を図り、応急給水用の水を確保する。

市内の水道施設

施設名	所在地	施設能力(日最大) または貯水能力	原水種別	配水方法
県南部水道事務所 (吉川浄水場)	受水地点(洲本、石田)	26,000 m ³	琵琶湖(表流水)	自然流下
立入水源地	立入町 482	3,666 m ³	浅井戸、深井戸	ポンプ圧送
播磨田水源地	播磨田町 206-3	500 m ³	深井戸	ポンプ圧送
洲本配水場	洲本町 620	3,860 m ³	県水	ポンプ圧送
石田配水場	石田町 480	11,000 m ³	県水	ポンプ圧送
計		45,026 m ³		

(2) 受水槽・プール等

その他状況により関係各部・機関に協力を要請し、100 m³級貯水槽、小中学校プール、受水槽等を補給給水源として使用する。

この場合、機械的処理(飲料水ろ水装置等)、薬剤投入、煮沸消毒等を施す等、安全性に特に留意する。

(3) 井戸

井戸等を緊急水源として活用する場合は、その可能性を確認する必要がある、井戸の使用、休止中に係わらず定期的に水質検査を実施し安全性を確認しなければならない。

(4) その他

災害時に備え、各家庭に20~60ℓ程度の水を常備するよう、奨励する。

2. 需要の把握(被害状況の把握)

災害が発生し、給水機能が停止すると判断される時は、上下水道事業所は、防災担当課長と密に連絡して、速やかに被害状況の把握に努め、応急給水の実施が必要な地域、給水活動体制の規模等を決めるための需要調査を実施する。

なお、被害状況把握の方法は次によることとする。

[被害状況把握の方法]

(1) 市本部への被害状況

- (2) 県本部への被害状況
- (3) 市民からの市上下水道事業所への通報
- (4) 市民からの県企業庁への通報

市内の全域の状況を把握した際には、次の事項について、県企業庁とあわせて本部長へ報告するものとする。

[本部長への報告事項]

- (1) 断水区域、世帯、人口
- (2) 復旧の見込み
- (3) 給水班編成状況及び必要見込み
- (4) 応急給水開始時期
- (5) 給水所（拠点）の設置（予定）場所

3．給水所の設定

(1) 設 定

給水は、原則として、各家庭への個別給水ではなく、給水所を設定し、給水車等による浄水の供給による拠点給水方式で行うものとする。

給水所（拠点）の設定は、上下水道事業所が行うが、原則として、避難場所を単位として行う。なお、断水区域が一部の区域の場合には、状況に応じて、被災地等に給水所を設定する。

(2) 周知・広報

給水所を設定した時は、政策調整部が直ちに被災地市民に対する広報活動を実施するとともに、設定した場所及びその周辺に「給水所」を大書した掲示物を表示する。

また、給水所に被災地の自主防災組織もしくは代表となる住民を指定するよう、要請し、掲示物にあわせて表示する。これにより、給水に関する市民からの問合せ、要望等については、できる限り代表者に取りまとめを依頼するものとする。

4．応急給水用資機材の確保

応急給水活動に使用できる車両及び資機材は、次の通りである。

なお、不足車両及び資機材等の調達は、水道関係業者その他の地方公共団体、自衛隊等の応援を求める。

（資料 5-6）防災資機材・食糧等の備蓄状況

5．応急給水の実施

(1) 給水基準

給水の量は、1人1日3ℓとする。

なお、必要以上の容器を持参し、規定を上回る給水を求める市民に対しては、一般にこれが飲料水及び炊事のための水を合計したものである旨を十分説明し、協力を求めるものとする。

(2) 車両輸送による給水

ア．給水所（拠点）への搬送

飲料水等の給水所（拠点）への搬送は、上下水道事業所が策定する応急給水計画に基づき行う。

給水応援を受ける場合、上下水道事業所の計画に基づき、避難場所を単位として、担当職員が受水場所や給水場所までの案内を行うとともに給水活動を行う。

必要な車両・機材は、市が備蓄する給水タンク等や上下水道事業所及び他部からの応援流用したものを使用して行う。

なお、給水及び給水用具は、上下水道事業所の検査を受け衛生的に処理したのち行うものとする。

イ．給水所（拠点）での給水

給水所（拠点）での給水は、家庭において自ら持参した容器や上下水道事業所が備蓄する飲料用ポリ袋等をもって、給水所となった施設の各部担当職員、地区の消防団等の協力を得て行う。

ウ．医療機関・福祉施設への給水

病院、診療所及び腎人工透析医療施設ならびに入院施設を有する助産所、重症重度心身障害児・者施設及び特別養護老人ホーム等の福祉施設への給水は、緊急な請求があった場合、車両等により給水を行う。

(3) 仮設給水栓設置による給水

断水地域の状況や水道施設の復旧状況によって、消火栓や応急仮配管の活用による応急給水が可能な場合は、次の通り応急給水を実施する。

ア．消火栓を活用した応急給水

災害のため飲料に適した水が得られず、応急給水の必要がある地域の給水拠点の周辺で、活用できる消火栓がある場合は応急給水栓を接続して、応急給水を行う。

イ．応急仮配管による応急給水

復旧が長時間を要すると予想される断水地域や、多量の水を必要とする大規模な医療機関等の断水に対しては、状況に応じて、仮配管を行い、仮設給水栓を設置して、給水を行う。

仮設給水栓の設置場所は、上下水道事業所が関係機関と協議し、最も有効に活用できる地点を選定するよう努める。

第2 食品の供給

【健康福祉部】

災害により自宅で炊飯等が不可能になった市民に応急的な炊き出しを行ったり、あるいは住家の被害を受けたため一時的縁故先等へ避難する市民に対して、食品の供給を実施するための役割分担、手順等について定める。

なお、災害により食品の配給・販売機構等がマヒし、応急的な食品の供給活動を行う必要があると認めた場合についても、この計画により行う。

1. 食品の給与実施の決定

【防災担当課】

(1) 給与実施の決定者

ア. 災害救助法適用前

本部長は被害により、

避難所に収容され、または食品や調理のための手段を失い、近隣の援助だけでは対応できない市民が

ある程度の人数の規模で発生し

相当程度の期間、その状態が継続する。

と判断された場合に食品の給与の実施を決定する。

イ. 災害救助法適用後

本部長は、救助の実施について県知事から委任を受けた場合には、救助の実施機関として、食品の給与の実施にあたる。また、委任を受けてなかった場合は、県の救助を補助する

この場合、災害救助法による「食品の供与」の実施期間は、災害発生から7日以内となるが、厚生労働大臣の同意により期限を延長することができる。

なお、市限りにおいて処理不可能な場合は、近隣市町、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

(2) 給与対象者

応急食品の実施の対象者は、次の通りとする。

ア. 避難所に収容された者

イ. 住家の被害が全焼、全壊、流失、半壊、半焼または床上浸水等であって、炊事のできない者

ウ. 住家に被害を受け、一時縁故先等へ避難する者（ 1）

エ. 旅行者・滞在者・通勤通学者で他に食品を得る手段のない者

オ. 災害応急対策活動従事者（ 2）

なお、米穀の供給機構が混乱し、通常の供給が不可能になった場合には、知事の指定を受けて、被害を受けない市民に対しても米穀等の応急供給を実施する。

（ 1）一時縁故先等へ避難する者は、3日分を支給

（ 2）災害応急対策活動従事者は、災害救助法の実費弁償の対象外

(3) 食品給与の内容

応急的に給与する食品は、市が備蓄する保存食(アルファ化米等)及び調達による米穀、食パン、弁当等の主食のほか、必要に応じて、指定業者等から梅干し、佃煮等の副食を調達する。

また、乳児に対しては、市が備蓄する粉ミルクによるミルク(調整粉乳)とする。

2. 需要の把握(被害状況の把握)

【健康福祉部】

応急食品の必要数の把握は、健康福祉部長が、関係各部がそれぞれ次により実施したものを総括して行う。

なお、把握した食品の必要数(食数)は、ただちに健康福祉部長を通じて、本部長に報告し、本部長の給与数の決定を待って、必要数の調達・輸送を実施する。

[必要数の把握の分担]

- (1) 避難所については、国保年金班がそれぞれ担当の避難所において実施したものを集計のうえ報告する。
- (2) 住宅残留者については、国保年金班が消防署その他の関係各部、関係機関、自治会等の住民組織の協力を得て実施する。
- (3) 災害応急対策活動従事者については、各部の協力を得て、健康福祉部が実施する。

3. 食品の確保

【都市経済部】

(1) 市の食品確保体制

食品の確保は、都市経済部長が本部長の指示に基づき、以下の通り行う。

ア．アルファ化米及び粉ミルクについては、市の備蓄品を使用する

（資料 5-6）防災資機材・食糧等の備蓄状況

イ．梅干し、佃煮等の副食については、指定業者・協定締結業者から緊急調達するものとする。

(2) 県からの米穀等調達

米穀の調達は、県知事に対し割当申請を行い、その指示を受けて、市内卸売業者もしくは小売販売業者から調達する。

（資料 2-22）災害時における応急食糧の緊急引渡し取扱要領

4. 食品給与活動の実施

【都市経済部、健康福祉部】

(1) 食品の輸送

都市経済部長は、市において調達した食品及び県から支給を受けた食品について、集積場所から、各地区の輸送拠点までの輸送業務を担当する。なお、状況により業者に依頼して輸送する。

(2) 食品集積場所

食品の集積場所（保管場所）は、原則として、次の通りとする。

なお、災害の状況によっては、最寄りの輸送拠点、避難所、交通及び連絡に便利な公共施設その他の適当な場所を選定する。

食品の保管場所	連絡方法（電話）
市民体育館	583-5354

(3) 食品の給与

ア．給与食品

給与する食品は、災害発生第 1 日目（3 食）は、アルファ化米とし、第 2 日目以降は、米飯の炊き出しまたは弁当・食パン等により行う。また乳幼児に対しては、調整粉乳とする。

イ．給与基準

アルファ化米 1 食あたり 100g 入り 1 個

米 穀 1 食あたり精米 200g 以内（*1、*2）

食パン	1日あたり 200g (約半斤) 以内
調製粉乳	乳児 1日あたり 115g 以内 幼児 1日あたり 78g 以内

*1 ただし通常の配給ができない場合の配給については、1日あたり米穀(精米換算)400g以内とする。

*2 ただし救助作業に従事する場合にあっては米穀(精米換算)1食あたり300g以内とする。

ウ．炊き出しの実施

炊き出しは、市内各公民館の調理実習室及び市内各小学校、保育所等の各給食施設ならびに移動式炊飯器を利用し、健康福祉部が行うが、必要に応じて、日赤奉仕団、自治会及び民間業者等に協力を依頼する。

エ．給与活動を実施する範囲

給与活動を実施する範囲は、各小学校の学区内を基準とするが、災害の実情により健康福祉部長が調整する。なお、応急物資の集積場所及び輸送拠点は、「第3章第7節第2輸送拠点・集積場所」に示した施設とする。

第3 生活必需品の供給

【健康福祉部】

災害により被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失または棄損し、日常生活を営むことが困難である市民に対し、一時の急場をしのぐ程度の被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を供給または貸与するための役割分担、手順等の対策を実施する。

1．供給実施の決定

(1) 供給実施の決定者

災害救助法の適用の有無にかかわらず、本部長は必要と認めた場合、生活必需品供給の実施を決定する。

なお、市限りにおいて処理不可能な場合は、近隣市町、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

(2) 供給対象者

災害対策活動従事者を除き、「食品」の規定を準用する。

(3) 応急給付の内容

生活必需品の応急給付は、以下の範囲内で行うものとする。

ア．寝具毛布・布団等
イ．外衣普段着・作業衣・婦人服・子供服
ウ．肌着シャツ・ズボン下・パンツ等
エ．身回り品タオル・手拭い等
オ．炊事用具鍋・釜・包丁・バケツ等
カ．食器茶わん・汁わん・皿・はし・スプーン等
キ．日用品石けん・ちり紙・歯ブラシ・歯磨粉等
ク．光熱材料マッチ・ローソク・プロパンガス等
ケ．衛生用品紙おむつ、生理用品等

2. 需要の把握（被害状況の把握）

災害対策活動従事者を除き、「食品」の規定を準用する。

3. 生活必需品の確保

健康福祉部長は、本部長の指示に基づき、迅速に市内または市外の業者から調達するが、市の調達量に不足が生じた時、または調達が困難な時は県に備蓄物資の融通等を要請するものとする。

(1) 物資の調達先

市内における物資の調達先は、次の通りとし、あらかじめ下記の機関と協議を行う。

調達先	所在地	連絡先
守山商工会議所	吉身三丁目 11-43	582-2425
おうみ富士農業協同組合	吉身三丁目 7-6	582-3401

災害救助法が適用された時は、知事から救助に関する事務の委任を受けた場合は、市は、救助の実施機関として、生活必需品の支給を行う。また、委任を受けなかった場合は、県の救助を補助する。

4. 供給活動の実施

(1) 配分計画等の樹立

健康福祉部長は、救助物資の輸送及び配分計画をたて、これにより迅速な被災地等への輸送及び供給を行う。

(2) 生活必需品の集積場所（保管場所）及び輸送業務の分担

災害対策活動従事者を除き、「食品」の規定を準用する。

(3) 生活必需品の供給

ア．給与（貸与）基準

生活必需品の給与（貸与）基準は、災害救助法の範囲内で行う。

イ．その他については、「食品」の規定を準用する。

（資料 6-7）災害救助法による救助の程度、方法及び期間

（資料 8-13）世帯構成員別被害状況

なお、応急物資の集積場所及び輸送拠点は、「第 3 章第 7 節第 2 輸送拠点・集積場所」に示した施設とする。

第 4 被災宅地危険度判定の実施

【都市経済部】

豪雨等により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被災宅地危険度判定士（以下、「宅地判定士」という。）による被災宅地危険度判定を実施し、被害の発生状況の迅速かつ的確に把握と二次災害の発生を防止・軽減し、住民の安全を図る。

1. 危険度判定実施本部の設置

(1) 危険度判定実施本部の設置

都市経済部は、市内に相当程度の被害があり、危険な被災宅地が発生していると予測されるときは、本部長の判断により、危険度判定の実施を決定する。

判定実施を決定したときは、災害対策本部に都市経済部開発担当課長を実施本部長とする危険度判定実施本部を設置し、判定業務にあたる。また、必要に応じて、被災地内あるいはその周辺に、判定拠点を設置する。

判定実施を決定したときは、県知事に連絡するとともに、報道機関等を通じて市民に判定実施の周知を努める。

(2) 実施本部の業務

宅地に係る被害情報の収集

判定実施計画の作成

ア．実施オペレーションタイプ

イ．判定実施区域、優先順位

ウ．判定コーディネーター数

エ．判定実施期間

オ．必要判定士数

カ．応援判定士数

キ．判定資機材等

宅地判定士・判定調整員の受入れ

宅地判定士・判定調整員の組織編成

判定の実施及び判定結果の現地表示

判定結果の調整及び集計ならびに本部長への報告

判定結果に対する住民等からの相談への対応

その他

(3) 県への支援要請

都市経済部は、次の内容を具体化して、県危険度判定支援本部長に対し支援要請を行う。

宅地判定士、判定調整員の派遣

判定資機材の提供

実施本部又は判定拠点までの輸送手段の用意

宅地判定士・判定調整員の宿舎・食事の確保

その他

2. 被災宅地危険度判定の実施

都市経済部は、宅地判定士と協力して、被災宅地の危険度判定を実施する。

宅地判定士は、被災した擁壁、のり面等を含む宅地を対象として、調査票に定められた判定基準により客観的に判定する。

3. 判定結果の表示及び周知

(1) 被災宅地危険度判定の結果は、「危険」、「要注意」、「調査済」に区分し、3色の判定ステ

ッカー（危険：赤色、要注意：黄色、調査済：青色）を当該宅地の使用者・居住者だけでなく、第三者にも容易に分かるように宅地等の見やすい場所に表示する。なお、判定ステッカーには、判定結果に基づく対処方法や二次災害防止のための方法、判定結果に対する問い合わせ先等を記載する。

- (2) 被災宅地危険度判定結果により「危険」又は「要注意」と判断された宅地については、二次災害防止上の観点から、その意味を市民等に十分周知する。

被災宅地危険度判定結果の区分及びステッカー

判定結果	危険	要注意	調査済
ステッカー			
判定内容	宅地への立ち入りは、危険である。	宅地に入る場合には、十分な注意が必要である。	宅地の被災程度は小さいと考えられる。

4. 危険と判断された宅地の所有者等への対応

都市経済部は、応急危険度判定により「危険」と判断された宅地の所有者・管理者からの相談に優先して対応し、修理・復旧等を促進する。

第5 被害家屋調査の実施

【都市経済部、総務部】

総務部は、都市経済部と協力して、被災した建築物について、り災証明の発行と連携した被害家屋調査を実施する。

1. 第一次被害家屋調査

第一次被害家屋調査は、次の手順で行う。

(1) 事前準備

<p>調査実施計画策定</p> <p>調査員の確保</p> <p>調査備品等の準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査携帯品の調達、準備（調査票の印刷発注等） ・ 調査用地図の用意（住宅地図、マッピングシステム） ・ 調査員運搬用車両の手配 <p>参考資料の整理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防署による火災の調査結果
--

(2) 調査体制

第一次被害家屋調査は、都市経済部の職員により実施する。また、必要がある場合は県に応援を要請する。

調査種類	調査員	調査方法
第一次被害家屋調査	2人1組	外観から目視調査

(3) 判定基準

総務部は、り災証明を発行するにあたって、内閣府政策統括官（防災担当）通知「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日府政防第518号。警察庁警備局長、消防庁次長、厚生労働省社会・援護局長、中小企業庁次長、国土交通省住宅局長あて）」に基づき、1棟全体で、部位別に、表面的な状況をもとに、家屋被害の判定を被害家屋損害割合判定表により行う。

(4) その他

総務部は、り災者台帳を作成する。また、政策調整部は、り災証明に関連する必要事項を広報する。

2. 第二次被害家屋調査

(1) 調査体制

第一次被害家屋調査の判定結果に不服のあった家屋及び第一次被害家屋調査ができなかった家屋について、申し出に基づき第二次被害家屋調査（再調査）を実施する。

調査種類	調査員	調査方法
第二次被害家屋調査（再調査）	2人1組	内部立ち入り調査

(2) 判定基準

家屋被害の判定は、内閣府政策統括官（防災担当）通知「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日府政防第518号。警察庁警備局長、消防庁次長、厚生労働省社会・援護局長、中小企業庁次長、国土交通省住宅局長あて）」に基づくが、判定が困難なものは、判定委員会を設置し、判定委員会の意見を踏まえて本部長が判定する。

判定委員は、専門知識を有する建築士、不動産鑑定士、学識経験者等から本部長が委嘱する。

第6 公営・民間住宅の確保・供給

【都市経済部】

都市経済部は、市営住宅、市内民間住宅の空き家の確保を行う。

1. 市営住宅

(1) 目的外使用

都市経済部は、市営住宅の空き家について、目的外使用による被災世帯の一時的な入居住宅として確保する。

なお、市営住宅は災害発生の日から3年間に限り、一時入居住宅として正規の入居資格要件の有無を問わないものとする（公営住宅法第24条の2）。

(2) 災害公営住宅

大規模な災害発生時に国の補助を受けて市営住宅として整備または借り上げた住宅の入居者は、災害発生の日から3年間に限り、市営住宅の入居資格要件に加えて当該災害により住宅を失ったものでなければならない。(公営住宅法第24条第2項)

2. 民間住宅の確保

市営住宅の空き家の確保、応急仮設住宅の建設によっても、被災世帯の一時入居住宅の確保が困難な場合は、都市経済部は関係団体と協力し、市内の民間賃貸住宅の空き家を、借り上げ又はあっせんの方法により被災者が入居できるよう確保する。

3. 公営・民間住宅の入居者の募集・選定

公営・民間住宅への入居者の募集及び入居者の選定は、「第8 応急仮設住宅の建設」を準用する。

第7 応急仮設住宅の建設

【都市経済部】

1. 建設実施の決定

(1) 災害救助法適用前

応急仮設住宅実施の決定は、本部長が行う。

なお、事業の内容については、災害救助法の規定に準じて行う。

(2) 災害救助法適用後

災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅建設の実施は、県知事が決定し行う。

本部長は、県知事の職権の一部を委任された場合、救助の実施機関として行う。

2. 建設地の選定

応急仮設住宅の建設地は、以下の条件を考慮し、本部長が都市経済部長の意見を聞くとともに関係各部長の協力を得て選定する。

[建設地の条件]

(1) 浸水等の危険がないこと

(2) 飲料水等が得やすく、しかも保健衛生上良好なこと

(3) 児童、生徒の通学やその他生活たて直し上の便宜を考慮し可能な限り、被災者の生活圏内になること

(4) 交通の便がよいこと

(5) 公有地であること

(6) 敷地が広大であること

3. 建設の実施

(1) 建設戸数

応急仮設住宅の設置戸数は、本部長が都市経済部長の意見を聞いて決定する。

災害規模が大きい場合は、建設戸数の集団化(50戸以上)を図り、相互扶助、コミュニティ育成等を目的とした集会施設の整備を図る。

(2) 建設の基準

ア．構造及び規模

構造 平屋 1 戸建及び長屋建

規模 1 戸あたり 29.7 m²以内を標準とする

必要に応じて段差の解消やスロープや手すり等、高齢者・障害者に配慮した福祉仮設住宅を建設する。

イ．費用

1 戸あたり建設費の限度額は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間ならびに実費弁償の程度」の定めるところによる。

(3) 着工及び供与の期間

災害発生の日から 20 日以内に着工する。供与期間は工事完了の日から 2 年以内とする。

(4) 建設の実施

応急仮設住宅建設の工事については、守山商工会議所建設部会に協力を要請し、都市経済部職員の監督のもとに行う。

(資料 6-7) 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

4．入居者の選定

(1) 入居対象者

ア．住家が全壊、全焼または流失した者であること

イ．居住する住家がない者であること

ウ．自らの資力をもってしては、住宅を確保することのできない者であること。例えば、次の者を優先し選定する。

特定の資産のない老人、病弱者、身体障害者

生活保護法の被保護者及び要保護者

特定の資産のない母子・寡婦世帯

特定の資産のない失業者

特定の資産のない勤労者

特定の資産のない小企業者

上記に準ずる経済的弱者

(2) 入居者の選定

本部長が上記の資格基準に基づき関係各部職員、議会議員、自治会長、民政委員等による協議会を開催し、その意見を聞いて入居者を選定の上、県知事に報告する。そののち知事の収容者決定及び本部長への通知を受けて、工事の完了次第入居者を収容する。入居者の選定は、次に留意する。

ア．応急仮設住宅に収容する入居者の選考にあたっては、あらかじめ民生委員等の意見を聴取し、被災者の資力その他の生活条件を十分に調査し決定するものとする。

イ．入居者の選定にあたっては応急仮設住宅のうち一定の割合について、災害時要援護者を優先的に入居させるよう努める。

ウ．応急仮設住宅は、被災者に一時住居の場所を提供するための仮設建物であって、その目的が達成されたときは供与を終えるべき性格のものであるから入居者にこの趣旨を徹

底させるとともに入居者の自立にむけて住宅の斡旋を積極的に行う。

(3) 応急仮設住宅の管理

都市経済部は、入居者台帳を整備し、応急仮設住宅の管理を行うとともに、仮設住宅入居が円滑に進むよう関係各部長と調整するものとする。

第8 被災住宅の応急処理

【都市経済部】

1. 応急修理実施の決定

(1) 実施者

被災住宅の応急修理の実施は、災害救助法の適用の有無にかかわらず、本部長が必要と認めたととき行う。なお、市限りにおいて処理不可能な場合は、近隣市町、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

(2) 対象者

応急修理の実施の対象者は、次の通りとする。

- ア．住家が半壊、半焼等の被害を受け、当面の日常生活を営むことのできない状態にある市民
- イ．自らの資力では、住家の修理ができない市民
- ウ．修理により、とりあえずの日常生活を営むことのできる市民
- エ．応急仮設住宅（民間賃貸住宅等を含む）を利用しない市民

(3) 応急修理の給付内容

応急修理は、居室、炊事場、便所等の日常生活に欠くことのできない部分について、必要最小限において、実施（給付）するものとする。

修理を要する費用の限度は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間ならびに実費弁償の程度」方法及び期間の定めるところによる。

（資料6-7）災害救助法による救助の程度、方法及び期間

2. 修理対象住宅の選定

修理対象住宅の選定は、都市経済部長が関係各部長の協力を得て、上記いずれかに該当するものの中から総合的な調査を実施する。

3. 修理の実施

(1) 修理の費用

応急修理に要する費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間ならびに実費弁償の程度」の基準によるものとし、現物給付（原材料費、労務賃等）をもって、実施する。

(2) 修理の期間

応急修理は、原則として災害発生の日から1ヶ月以内に完了するものとする。

(3) 修理の実施

都市経済部長は、修理対象住宅の選定を終えた後、本部長に報告するとともに、直ちに住宅の応急修理実施に必要な資機材の調達、要員の確保について、県もしくは、守山商工会議所建設部会に要請し、設計・監督等の総括事務にあたる。

4. 市営住宅の応急修理

既設の市営住宅または付帯施設が災害により著しく損傷を受けた場合は、住民が当面の日常生活を営むことができるよう応急修理を次の通り、実施する。

- (1) 市営住宅または付帯施設の被害状況は、都市経済部が早急に調査を行う。
- (2) 市営住宅または付帯施設のうち危険箇所については、応急保安措置を実施するとともに、危害防止のために住民に周知を図る。
- (3) 市営住宅の応急修理は、屋根、居室、炊事場、便所等の日常生活に欠くことのできない部分のみを対象とし、修理の必要度の高い住宅から実施する。

(資料6-7) 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

第9 応急保育の実施

【健康福祉部】

市は、災害発生後に市民がいつときも早く災害による打撃から立ち直り生活再建に着手できるように支援する。

応急保育は、乳幼児を持つ市民が安心して生活再建のための活動に専念できるよう援助し、あわせて乳幼児の精神的安定を保護する観点から行わなければならない。

保育時に災害の発生した場合の乳幼児の安全を確保するための事前措置、災害発生直後の応急措置及び災害復旧期における応急保育実施のための手順等の対策を講じるものとする。

なお、法人保育園等についても同様の対策を講じるよう協力を要請する。

1. 事前措置

- (1) 健康福祉部は、災害の発生に備えて、災害に関する情報を迅速・的確に伝達する方法、保育園の休園等の適切な措置を保育園長に対し指示ができるよう対策を講じておかなければならない。
- (2) 保育園長は、災害時の応急保育の実施方法等について計画をたてておくとともに、災害の発生に備えて、保育園の立地条件等を考慮し、あらかじめ次のような応急対策を講じておくものとする。
 - ア．児童の避難訓練、災害時の事前指導及び事後措置ならびに保護者等との連絡方法を確立し、その周知を図る。
 - イ．警察官、消防署、消防団等との連絡網を確立する。
 - ウ．保育時に災害が発生した場合、保護者への児童の引き渡し、及び保護者の事情により残留する児童の保護等について対策を講じておく。
 - エ．勤務時間外においては、保育園長は所属職員の非常召集の方法を定め、職員に周知しておく。

2. 災害発生直後の体制

- (1) 保育園長は、保育時に災害が発生した場合、状況に応じ適切な緊急避難の措置を講じる。
- (2) 保育園長は、児童、職員ならびに施設設備等の被害状況を把握し、速やかに健康福祉部を通じて、本部長に報告する。
- (3) 保育園長は、準備した応急保育計画に基づき、臨時の編成を行う等、災害の状況に対応して速やかに調整を図り応急保育の早期実現に努めるとともに、決定事項については、迅

速に児童及び保護者に周知する。

- (4)健康福祉部は、保育園長に対して迅速に適切な緊急対策に関する指示を行うとともに、班員ごとに分担を定め、保育園長に対する情報及び指令の伝達についての万全を期する。あわせて、保育園の衛生管理指導、施設の緊急使用等の応急・復旧対策の総括にあたる。
- (5)勤務時間外に災害が発生した場合、保育園長は、所定の職員を保育園に参集させ、応急保育の実施及び保育園の管理等のために必要な体制を確立させる。

3. 応急保育の実施

- (1) 保育園長は、職員の掌握して保育園の復旧に努め、児童のり災状況を把握し、健康福祉部との調整を図り、災害復旧体制の確立に努める。
- (2) 健康福祉部は、情報、指令の伝達について万全の措置を講じるものとし、保育園長は、職員、児童及び保護者に対し、その指示事項の徹底を図る。
- (3) 保育園長は、通園可能な児童については、応急保育計画に基づき保育を行う。また、り災により通園できない児童については、地域毎に実情を把握するよう努める。
- (4) 保育園長は、可能な限り、入園児童以外の児童の受け入れ保育を実施するよう務める。
- (5) 避難所等に保育園を提供したため、長期に渡り保育園として使用が出来ない場合、健康福祉部は、健康福祉部長を通じて関係各部長との協議の下に早急に保育が再開できるよう対策を講じるとともに、保育園長に平常保育の開始される時期を指示して、早急に保護者に連絡するよう努める。

4. その他の留意事項

(1) 避難時の注意事項

各クラスの保育士は、非常ベルが鳴ったら次の事項に注意し、児童を速やかに避難させる。

ア．避難場所を確認する。

イ．児童の両手は空け（なるべく手に荷物を持たさず）に、クラス単位に順次避難させる。

ウ．保育士は、非常口等の案内を確認するとともに、児童が前の人を追い越さず、話さないよう避難誘導する。

エ．避難所に到着した順に整列し、児童の点呼を行う。

オ．保育園長の指示があるまでその位置を離れない。

(2) 児童の救護

施設内における児童の救護は原則として、当該園医等がこれにあたるが、随時、本部長の要請により、最寄りの小・中学校の校医等が加わる。

(3) 給食

給食については、可能な限り、応急保育の一環として実施するよう努めるものとする。また、食材の調達、施設設備の復旧が困難な状態にあり、給食の実施が不可能な場合でも、健康福祉部は、いつときも早く給食を再開できるよう努めるものとする。

(4) 炊き出しへの協力

関係部長より要請があり、本部長から被災者への炊き出しを行う指示があった場合は、保育園長は、可能な限り、保育園の給食設備等を提供し、炊き出しを行う体制をとる。

第 10 被害相談の実施

【環境生活部】

被災相談は、災害による精神的・物質的打撃から立ち直るための支援の窓口を広く開放することにより、迅速な応急対策に実施のための情報の流れを円滑にすることを第 1 のねらいとする。

また、第 2 のねらいとして、社会システムの混乱や情報の不足によるパニックの発生を防止し、社会秩序への信頼を回復し生活再建への着手を促すために行うものである。

市、県及びその他防災関係機関が行う災害相談について、それぞれの役割分担、手順等次のとおり対策を実施する。

1．災害相談窓口の開設

環境生活部は、大規模な災害が発生した場合、もしくは本部長の指示があった場合は、直ちに市役所庁舎に災害相談窓口を開設し、被災者またはその関係者からの家族の消息、医療救護、交通事情等に関する問い合わせ相談に応ずる。

2．臨時市民相談所の開設

環境生活部は、災害発生による避難が終了したのちは、本部長の指示または自らの判断に基づき、市臨時市民相談所を開設し、被災した市民の相談、要望、苦情等の積極的な聞き取りに努める。

開設の実施にあたっては、相談事項の速やかな解決を図るため、関係各部及び関係機関の協力を得るものとする。

3．県との連携

環境生活部は、必要に応じ、県の相談窓口との連絡を密にし、被災者の相談に適切に応じる。

4．防災関係による災害相談

(1) 警察署

警察署長は、警察署または交番その他必要な場所に相談所を開設し、警察関係の相談業務にあたる。

(2) その他防災関係機関

本部長は、必要に応じて、電気、ガス、水道その他の防災関係機関に対して、市の災害相談への担当係員の派遣、営業所等における災害相談業務の実施等について協力を要請する。また、各防災関係機関の災害相談受付体制に関する情報の収集・広報活動に努める。

第14節 災害時要援護者対策

【環境生活部、健康福祉部】

災害が発生した場合、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人、被災児童等の災害時要援護者にとって適切な防災行動をとることは困難であり、その健康と生命は、平常時にない危険にさらされることとなる。そのため、これら災害時要援護者に対しては特別な配慮をもって災害対策を行う。

また、視聴覚障害者等への広報は、文字放送、手話、FAX、テレホンサービス、パソコン通信等のメディアを活用するほか、ボランティアの協力を得て点字広報紙等を発行する。

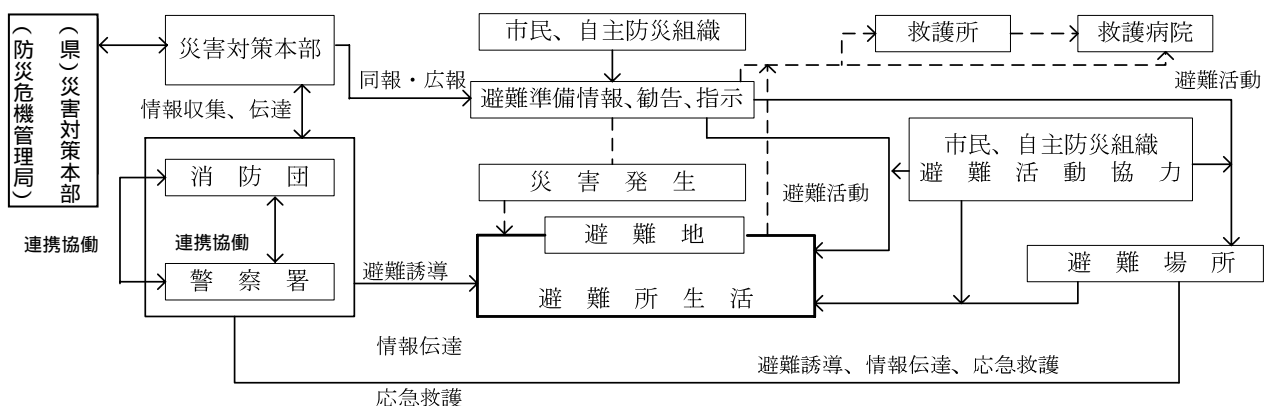
第1 災害時に配慮すべき事項

市は、次の事項について災害時要援護者に十分配慮する。

- ・ 各種媒体を活用した情報提供（外国語での情報提供にも配慮）
- ・ 自主防災組織、民生委員、児童委員等地域住民の協力による避難誘導
- ・ 名簿等の活用による居宅に取り残された要援護者の迅速な発見
- ・ 条件に適した避難所の提供や社会福祉施設への緊急入所等対象者に応じたきめ細かな対応
- ・ 避難所等における要援護者の把握とニーズ調査
- ・ おむつやポータブル便器等生活必需品の配慮
- ・ 補装具等の給付
- ・ 粉ミルク、やわらかい食品等食事内容の配慮
- ・ 手話通訳者やボランティア等の協力による生活支援
- ・ 巡回健康相談や栄養相談等の重点的实施
- ・ 仮設住宅の構造、仕様についての配慮
- ・ 仮設住宅への優先的入居
- ・ 仮設住宅入居者等への相談、訪問、安否確認
- ・ ケースワーカーの配置や継続的なメンタルケアの対策
- ・ インフルエンザや食中毒等の感染症の防止
- ・ 社会福祉施設の被害状況調査
- ・ 福祉相談窓口の設置

第2 災害時要援護者対策

1. 系統図



2. 担当と任務、活動内容

(1) 避難準備情報・避難勧告・指示等の発令時の対応

ア. 市の役割

広報車、市有線放送等により避難活動の呼びかけを実施。
避難地等への避難誘導。消防団、警察署と連携共助。
災害時要援護者の避難者を把握。
避難地生活での食料、飲料水等の確保。
避難地生活者等への情報伝達。
避難地での応急救護の実施。診療所、救護病院への搬送。
自主防災組織との連携。

イ. 市民、自主防災組織の役割

自主防災組織の役割確認。
民生委員、児童委員と協力しての避難誘導。
災害時要援護者の避難状況を把握。
災害時要援護者との連絡確保及び避難等の介護等の協力。

(2) 災害発生後の避難所生活等について

ア. 市の役割

災害時要援護者の避難者数の把握。
避難所生活での食料、飲料水等の確保。避難地生活者等への情報伝達。
疾病者を救護所、救護病院へ搬送。
巡回診療の実施。
相談窓口の開設。
福祉施設及びケアマネジャーとの連携。
ボランティアとの連携。
避難所運営委員会への参加。災害時要援護者の避難生活の安全確保。

イ. 市民、自主防災組織の役割

災害時要援護者への介助等の協力。ボランティア活動を要請。
情報伝達。
健康状態の把握。
民生委員、児童委員との連携。

3. 避難対応

(1) 高齢者、障害者等への対応

ア. 避難所への避難の場合

近隣の住民による安否確認。避難までに時間的ゆとりがある場合は、市本部健康福祉部が職員を派遣する。

近隣の住民による避難所までの救助、医療施設への同伴等。避難までに時間的ゆとりがある場合は、市本部健康福祉部が職員を派遣する。

避難所管理者は、災害時要援護者に対して体調を維持するため配慮する。

イ. 避難所（福祉避難室を含む）から福祉避難所へ移動する場合

避難所（福祉避難室を含む）管理者は、老人福祉施設及び身体障害者福祉施設入所者や特に介護が必要と判断される避難者がいる場合は、健康福祉部に通報する。

市本部は、施設管理者と協議の上、福祉施設に開設する避難所へ収容する。また、状況に応じて、本人、家族の希望が有れば家族も一緒に収容する。

ウ．避難しないで在宅生活を送る場合

市本部健康福祉部は、住民組織の協力を得て、住宅状況を把握し、守山市社会福祉協議会と連携して、巡回パトロールの派遣、ケアマネジャー、介護者及び手話通訳者等における在宅支援の対応を行う。

市本部健康福祉部は、必要に応じて生活援助物資等を配分する。

(2) 乳幼児への対応

ア．避難所への避難の場合

不特定多数の避難者の中で、授乳や夜泣き等で避難者間に生じるストレスや摩擦を避けるため、乳幼児を抱える家族については、区画された専用場所を設ける。

乳幼児に必要なミルク、おむつ等の物資については、迅速に調達して配給する。

イ．避難しないで在宅する場合

健康福祉部は、住民組織の協力を得て住宅状況を把握し、巡回パトロール及び母子保健推進員の派遣等の対応を行う。

健康福祉部は、必要に応じ、生活救助物資等を配給する。

(3) 外国人への対応

災害に不慣れな外国人の場合はより不安な状態になることから、母国語による情報提供、生活支援及び精神的ケアを行う。

(4) 帰宅困難者への対応

市内に滞在する帰宅困難者の安全を確保し、市外にいる帰宅困難となった市民の帰宅手段の確保、安否情報の提供等、帰宅困難者対策を行う。

第15節 ボランティア対策

【健康福祉部、社会福祉協議会】

ボランティアの受け入れ体制について、平常時から守山市社会福祉協議会と連携して、市民が自発的にボランティア活動に参加できる条件整備や、各団体の主体性を尊重した支援を行うとともに、ボランティア団体等とのネットワーク化を図る。

第1 ボランティアの派遣要請・支援

1. ボランティアの派遣要請

市は、ボランティアの必要性、支援業務内容、受付場所、受入態勢等について速やかに県災害ボランティアセンターに連絡する。

2. 災害ボランティアセンターの設置

市は、守山市社会福祉協議会と協定して、災害ボランティアセンターを設置し連絡窓口を設定して、災害ボランティアに関する情報提供、相談、登録等を行い、その活動を支援する。活動場所として「市民球場1階事務所」「すこやかセンター敷地内」「守山市立石田デイサービスセンター」の中から災害の状況に合わせて設置する。

3. 災害ボランティア活動に伴う二次災害防止に関する補償措置

災害ボランティアは、その活動に際し、ボランティア保険に加入するものとする。

第2 ボランティアの種類

1. 一般ボランティア

被災者の救援等を行うための自発的なボランティア活動が円滑に行われるよう、守山市社会福祉協議会及び守山市ボランティア連絡協議会等の関係団体と連携し、必要な措置を行う。

災害救援における一般ボランティアの業務例	自治会等のボランティア活動例
<ul style="list-style-type: none">・医療救護・食事援助（炊き出し、配食）・付き添い、介助・家事援助（買い物、保育、高齢者の話し相手）・運搬（救助物資の配分、引っ越し）・修理、修繕（シート張り、家財の修理等）・清掃、片づけ・被災地域内の秩序維持・その他の災害応急対策業務への協力・高齢者や障害者等災害時要援護者の安否確認	<ul style="list-style-type: none">・防犯活動・救援物資の配布・地域の美化・炊き出し・義援金の募集・集会所を避難所として開放・避難所の運営・会報の発行・けが人の救出・消火活動・被災地域内の秩序維持

2. 専門ボランティア

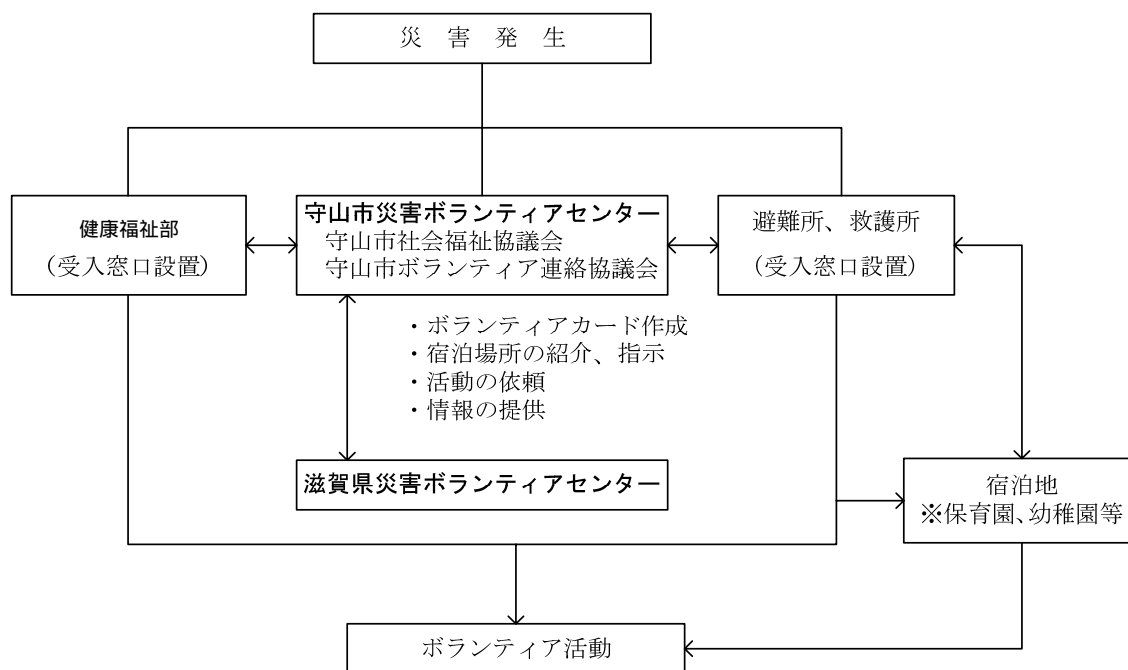
専門ボランティア（被災建築物の応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士、通訳、ケーサーワーカー、カウンセラー、柔道整復師等）の派遣が必要な場合は、県本部が中心となって

関係団体と連携して専門ボランティアの募集、登録、派遣調整を行うため、市は、県へボランティアの派遣を要請する。

災害救援における専門ボランティアの業務
<ul style="list-style-type: none"> ・ 救急、救助、医療、介護、外国語通訳、手話通訳、翻訳 ・ 通信 ・ 被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士 ・ 公共施設の応急復旧、応急仮設住宅の建設 ・ 建設資機材の調達、輸送 ・ 生活必需品の調達、輸送 ・ ボランティアコーディネーター ・ その他の災害応急対策業務への協力

第3 ボランティア活動における役割

1. ボランティア活動のフロー



2. 役割分担

(1) 市、社会福祉協議会、守山市ボランティア連絡協議会の役割

- ア．ボランティア受け入れ窓口の設置。原則として社会福祉協議会、避難所、救護所に設置する。
- イ．ボランティアカードの作成。ボランティア受入れ時に記入する。
- ウ．ボランティアの腕章等を貸与する。
- エ．ボランティアの支援要請を把握し、ボランティア活動の場所を紹介する。
- オ．ボランティア受入れ状況及び把握。状況を市本部へ報告する。

- カ．ボランティア活動の調整及び実践。
- キ．ボランティア及び市民、自主防災組織との連携を図る。
- ク．宿泊場所の紹介ならびに指示。原則として避難地指定のない保育園、幼稚園等とし、テント生活者は原則としてグラウンドを利用する。
- ケ．ボランティア保険への加入促進

(2) 市民、自主防災組織の役割

- ア．ボランティアの支援要請の把握。避難所にあつては、避難所責任者、班長等が把握する。
- イ．ボランティアとの連携、市との連携を図る。

(3) ボランティア自身の役割

- ア．ボランティアカードの記載。
- イ．市との連携により、受け入れ窓口の運営を主体的に実施。
- ウ．ボランティア終了の際は、窓口はその旨を連絡。
- エ．交通手段は、原則としてボランティア自身で確保。
- オ．食料は、原則としてボランティア自身で確保。
- カ．被災情報等の把握と情報の共有化。
- キ．ボランティア自身の情報発信。
- ク．避難所では、運営委員会に参加。
- ケ．ボランティア保険への加入

(資料 8-14) ボランティアカード様式

第16節 清掃・防疫等

災害発生後に懸念される疫病の流行を未然に防止するための衛生対策を中心に“ごみ・し尿の処理”、“防疫・保健衛生”に関し市がとるべき対策と、“障害物の除去”、“行方不明の捜索”“死体の捜索・埋葬”について、各部・各機関の役割分担、手順等の対策を次の通り実施する。

第1 障害物の除去

【都市経済部】

1. 住宅関係障害物の除去

(1) 実施者

災害救助法の適用の有無にかかわらず、本部長が必要と認めるとき障害物除去の実施を決定する。なお、市限りにおいて処理不可能な場合は、近隣市町、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

(2) 除去すべき対象

除去すべき対象物とは、住家及びその周辺に運びこまれた土石、竹木等の障害物、または建物等の倒壊により発生した障害物であり、次の条件に該当するものとする。

[除去すべき対象となる住家の障害物]

- ア．障害物のため当面の日常生活が営み得ない状態にあること
- イ．自らの資力で障害物の除去ができないもの
- ウ．半壊または床上浸水した住家
- エ．原則として、当該災害により直接被害を受けたもの

(3) 除去の実施

ア．災害救助適用前

都市経済部長が本部長の指示に基づき、周囲の状況を考慮して、優先度の高い箇所を指定し、関係各部、守山商工会議所建設部会土木委員会の協力により作業班を編成し実施する。

イ．災害救助適用後

災害救助法が適用された場合の障害物の除去は、次の通り実施する。

市は、除去対象戸数及び所在を調査し、県知事に報告する。

除去作業は市が保有する器具・機械を使用して、市が行う。

労力、機会等が不足する場合は、県（南部土木事務所）に要請し、隣接市からの派遣を求めさらに不足する場合は、市内の土木業者等から資機材・労力等の提供を求める。

支出できる費用は、ロープ、スコップ、その他除去のため必要な機械器具等の借上費、輸送費及び人夫費とし、1世帯あたりに要する限度額は、災害救助法による救助の程度、方法及び期間の定めるところによる。

実施期間は、災害発生の日から10日以内に完了する。

(4) 作業上の留意事項

除去作業を実施するにあたっては、以下の点について、十分留意して行うものとする。

[除去作業の留意事項]

- ア．他の所有者の敷地内で作業が必要な時は、可能な限り管理者、所有者の同意を得る。

イ．除去作業は、緊急やむを得ない場合を除き、再度の輸送や事後の支障が生じないように配慮して行う。

ウ．障害物の集積場所については、廃棄すべきものと保管すべきものとを明確に区分し、収集作業のしやすいよう関係各部と協議して、除去作業実施者が決める。

（資料 6-7）災害救助法による救助の程度、方法及び期間

2．河川等関係の障害物の除去

都市経済部長は、河川等の機能を確保するため、密に連絡し災害時における管内河川、公共下水道・排水路等の巡視を行う。

特に、橋脚、暗渠流入口及び工事箇所の仮設物等につかえる浮遊物ならびに流下浮遊物その他の障害物の除去作業を関係各部、関係機関及び守山商工会議所建設部会土木委員会と協力して、実施する。

（資料 5-1）市域を流れる河川等

第2 ごみの処理

【環境生活部】

大規模な災害時には、建物等の倒壊・破損・焼失その他により、通常時の収集処理能力を上回る大量のごみが市内各地域において、同時多発的に発生することが予想される。

これらの大量のごみは、まず速やかに被災地から除去され地域の環境保全が優先的に確保される必要がある（第1次処理対策）、その上で焼却・埋め立て等の処理を行うことが必要である（第2次処理対策）。

以上の措置を迅速に実施することは、被災地の環境衛生にとって必要なことでありその対策手順を次のように実施する。

1．ごみ処理体制の確立

- (1) ごみ処理施設の被害状況を把握し、必要に応じ応急復旧措置を講じて、保有処理能力の確保に努める。
- (2) ごみ収集作業班は、作業員 2 名、運転手 1 名計 3 名をもって 1 班編成とする。各班各車両 1 台ずつにより収集を行う。
- (3) 委託業者等に協力を要請し、環境生活部の総力をあげて、ごみ処理体制を確立する。

2．第1次処理対策の実施

(1) ごみの一時集積

大量のごみの発生により、ごみ中間処理施設でのストック及び処理が困難な場合、または、最終処分場での処分が困難な場合は、被災地の状況等に応じ、ごみの一時集積場を指定し、被災地域から運搬する。

(2) 一時集積場の選定

一時集積場の具体的な選定に際しては、以下に掲げる点に留意する。なお、一時集積場については定期的な消毒を行う。

[一時集積場の選定条件]

- ア．他の応急対策事業に支障のないこと
- イ．環境衛生に支障がないこと
- ウ．搬入に便利なこと
- エ．のちに行う焼却、埋め立て等の処理に便利なこと

(3) ごみの運搬方法

ごみの運搬方法については、環境生活部長で作業計画を策定し決定するが、原則として、以下の通り行う。

- ア．生ごみ等腐敗しやすい廃棄物は、被災地における防疫上、特に早急に収集されることが望ましいので、環境生活部は委託業者等の協力を得て、最優先で収集・運搬の体制を確立し、市環境センターへ搬送し焼却処理する。
- イ．障害物として道路等に排出された廃棄物は、環境生活部が一時集積場まで直営及び委託業者の協力による車両を適宜配車して、収集・運搬する。
- ウ．倒壊家屋からの廃物、焼失家屋の焼け残り等については、市民に対し一時集積場への直接運搬の協力を要請する。市民への依頼は、政策調整部に対し、広報活動を要請し市の広報により行う。
- エ．集積できずに道路、空地に置かれたごみについては、健康福祉部と連携し定期的な消毒を行う。
- オ．収集及び運搬は、災害発生後収集可能な状態になった時点から速やかに完了させる。

3．第2次処理対策の実施

一時集積場に集積されたごみは、市環境センターで焼却・破砕処分し最終処分場へ運搬するが、「建築物等解体廃棄物」については、再資源化を図る。

なお、第2次処理対策は、第1次処理対策が終了した時点から速やかに完了するよう努める。

第3 し尿処理

【総務部、環境生活部】

大規模な災害時には、電気や上下水道の機能停止により、通常の上尿収集地域だけでなく、市内の全域において、市が収集処理しなければならない事態となり、し尿量が増加することが予想される。し尿は、防疫上の観点から、できる限り早急に収集・処理する必要がある。

環境生活部長は、湖南広域行政組合環境衛生センターとともに必要な体制を確立し、し尿の収集・処理を迅速に実施する。

し尿の処理は、環境生活部長が計画を策定し行うが、おおむね次の通りとする。

- 1．原則として、処理は湖南広域行政組合環境衛生センターにおいて行う。
- 2．下水道管路・ポンプ場等の排水施設の処理機能が確認された場合は、県等関係機関と協議し、公共下水道への直接投入を検討する。
- 3．災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害等が発生し、環境衛生センター汚泥処理施設が重大な被害を受けた時または、し尿・浄化槽汚泥の増大が見込まれ、同施設からその処理体制について、職員の派遣等、協力要請等があった場合は、災害対策本部において必要な調整を行うものとする。

1. 仮設トイレの設置

【総務部】

総務部長は、大規模な災害が発生し速やかな収集・処理が困難な場合は、本部長の指示に基づき、備蓄する仮設トイレ及び調達による貯留式仮設トイレを設置し対応する。

設置の個所は、くみ取り処理地域及び下水道使用不可能地域にある次の施設から優先的に設置する。また、ユニバーサルデザインに配慮し、車椅子対応型の仮設トイレを小中学校に各1基、オストメイト専用の仮設トイレを守山小学校と速野小学校に各1基設置する。

期間は、下水道及び水道施設の機能が復旧する等、本部長がその必要がないと認めるときまでとする。

[仮設トイレ設置を優先する施設]

- (1) 広域避難場所（避難が長時間に及ぶ場合）
- (2) 避難所（避難所内でトイレが不足または使用不可能な場合）
- (3) その他被災者を収容する施設

2. 収集・処理の実施

【環境生活部】

(1) 収集・処理の実施

ア．し尿収集班は、作業員2名、運転手1名計3名をもって1班編成とする。各班各車両1台ずつにて収集する。

イ．し尿の収集・処理については、被災地域、避難所・被災者収容施設、集合住宅団地を優先して行う。

ウ．被害の状況に応じて、とりあえずの措置として、貯留槽、便池等内の2～3割程度のくみ取りとし、各戸の当面の使用を可能にする方法をとる。

エ．収集は、収集が可能になった時点から速やかに完了するよう努める。

(2) 容器等への溜め置き要請

災害の状況により、必要と認める場合は、本市の収集体制及び湖南広域行政組合環境衛生センターの処理体制が整うまでの期間について、容器等への溜め置きを市民へ要請する。その場合の市民への要請については、政策調整部に対し広報活動の実施を要請し行う。また、容器、消毒薬剤、改修処理方式について、状況に応じて適切な措置を講ずる。

第4 防疫・保健衛生

【健康福祉部】

大規模な風水害の発生時には、水道の断水、家屋の浸水、あふれた汚水等により感染症が発生するおそれがある。

また、ガス、電気等の熱エネルギーの供給が停止した場合には、食中毒の発生が懸念される。

防疫・保健衛生対策は、保健所の指導及び指示に基づき実施する。

1. 作業班の編成

健康福祉部長は、必要に応じて作業班を編成し、被災地の防疫措置を迅速かつ強力に実施する。

2. 防疫・保健衛生活動の実施

(1) 全体統括

健康福祉部長は、救急医療担当課からの通報、避難所・被災地等からの通報等により、感染症・食中毒等の発生状況を把握する。

(2) 防疫活動

保健所の指導・指示に基づき、次の防疫活動を実施する。

ア．保健所と連携して、検病調査及び予防宣伝を実施する。

イ．家屋、道路等の消毒を行う。

ウ．そ族昆虫等の駆除を行う。

エ．給水計画に基づく家庭用水の供給を行う。

オ．臨時予防接種の実施を県に求めることができる。

カ．県職員・保健所の指導のもとに、避難所等における防疫活動を実施する。

(3) 食品衛生監視

食品衛生監視活動は、次のとおりとする。

ア．食品衛生監視

臨時給食施設その他関連の食品取扱い施設の監視指導

緊急調達食品等の衛生指導及び不良食品の排除

食中毒発生時の処理

イ．食品衛生検査

被災食品等の検査

被災不良食品の排除指導

(4) 特定動物による危害防止及び愛玩動物救護

市は、災害時に逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、県及び関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼養者への必要な支援等を行う。

ア．特定動物の逸走対策

環境生活部長は、特定動物の逸走及び管理状況の把握を行い、逸走等の事態が生じた場合は、次の必要な措置を行う。

特定動物の逸走が確認された場合は、特定動物飼養者に対し、速やかな収容を指示するとともに、危害を防止するため、関係団体に出動要請を行う。

特定動物が逸走した場合は、付近住民に周知するとともに、県に広報協力を依頼する。

逸走した特定動物捕獲のため、警察等関係機関に協力を要請する。

イ．被災地域における動物の保護

市は、飼い主不明または負傷した犬及びねこの保護及び収容を行うとともに、犬による危害の発生を防止するよう努めるものとする。

また、関係機関と連携し、収容した負傷動物の救急活動に努めるものとする。

ウ．避難所における動物の適正な飼養

市は、被災者とともに避難した動物が避難所で適切に飼養されるよう、県に指導及び助言等の協力を行うとともに、次のことを実施する。

避難所等へ愛玩動物に関する必要な物資の提供に努める。

必要に応じ、被災者の愛玩動物の一時保管の支援を行う。

被災者へ動物救護に関する情報提供を行う。

(資料 8-15) 防疫計画報告・記録、災害防疫活動状況報告

3. 防疫用薬剤・資機材の確保

初期防疫活動は、市が備蓄する分を使用して行う。市備蓄分で不足する時は、市薬剤師会等に協力を要請し調達する。

第5 行方不明者及び死体の搜索・收容・埋葬

市本部は、行方不明者及び死体の搜索、收容、処理及び埋葬は警察と緊密な連携を保ちつつ迅速に行う。ただし、災害救助法が適用された場合、知事から救助の事務を委任されたときは本部長が行い、委任されなかったときは、知事が行う救助を補助する。

なお、市限りで処理不可能な場合は、近接市町、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

1. 搜索依頼・届出の受付

【環境生活部】

所在の確認できない市民に関する問合わせや行方不明の搜索依頼・届出の受付は、市民班が以下のとおり行う。

[搜索依頼・届出の受付の手順]

- (1) 環境生活部は、市庁舎に「災害相談窓口」を開設し、搜索依頼・届出受付の窓口とする。
- (2) 届出を受けた時は、行方不明者の以下の項目について、可能な限り詳細に聴き取り、記録する。

・住所	・氏名	・年齢
・性別	・身長	・着衣その他の特徴

- (3) 「届出」については、まず避難所記録簿にあたり確認する。
- (4) 市民病院診療記録簿その他本部で把握している災害の規模、被災地の状況に関する情報資料、安否情報等により、すでに死亡している者または死亡していると推定される者の名簿（再搜索者リスト）を作成する。

2. 搜索の実施

【健康福祉部、北消防署、消防団】

搜索は、要搜索者リストに基づき、消防署・消防団が警察署、自衛隊その他の関係機関及び地元自治会、諮問ボランティア等の協力を得て、以下の通り実施する。

[搜索活動実施の手順]

- (1) 搜索活動は、健康福祉部及び消防署・消防団が連絡を密接にとりながら、実施する。
- (2) 搜索活動中に死体を発見した時は、所轄警察署に連絡する。
- (3) 搜索の実施期間は災害発生の日から 10 日以内とする。

3. 死体の処理

【健康福祉部】

健康福祉部等は、死体を発見した場合は速やかに警察に連絡し、警察官は医師立会いのもの

とに検視を行う。

- (1) 健康福祉部は、身元不明死体の写真撮影を行う他、人相、着衣、所持品、特徴の掲示または手配を行い、身元の確認に努める。
- (2) 検視を終えた死体は、健康福祉部が関係各部、各機関の協力を得て、本部長が設置する死体収容所（安置所）へ輸送する。

4．死体の収容・安置

【健康福祉部】

健康福祉部は、検視を終えた死体について、警察署、地元自治会等の協力を得て身元確認と身元引受け人の発見に努めるとともに、以下の通り、収容・安置する。

[死体の収容・安置の手順]

- (1) 健康福祉部長は、市内の寺院、公共施設等死体収容に適切な場所を選定して、死体収容所（安置所）を開設する。なお適当な既存建物が確保できない場合は天幕等を設置して代用する。
- (2) 健康福祉部長は、市内葬儀社等の協力を得て、納棺用品、仮葬祭用品等必要な器材を確保する。
- (3) 死体の検案書を引き継ぎ、死体処理台帳を作成する。
- (4) 棺に氏名及び番号を記載した氏名札を添付する。
- (5) 遺族その他より死体引き受けの申し出が有った時は、死体処理台帳により整理の上引き渡す。
- (6) 死体引受人が見つからない死体については、健康福祉部長を身元引受人として、戸籍担当課長に対して、死体火（埋）葬許可証の発行を求める。

5．火葬・埋葬

【環境生活部】

引き取り手のない遺体の取扱い及び遺族等が火・埋葬を行うことが困難な場合は以下の通り、健康福祉部長の要請に基づき、環境生活部が応急措置として、死体を火葬場への輸送、火葬（仮埋葬）を実施する。

なお、火葬場は、野洲川斎苑もしくは、近隣市町の火葬場を利用する。

また、死体の輸送については、民間葬祭業者等に依頼し行うが、必要に応じて、環境生活部職員による「死体輸送班」を編成し行う。

[死体の火葬・埋葬の手順]

- (1) 引き取り手のない死体については、市で応急措置として火葬または埋葬を行う。
- (2) 火葬または埋葬に付する場合は、火、埋葬台帳により処理する。
- (3) 遺骨、遺留品は包装し、氏名札及び遺留品処理票の添付の上、保管所に一時保管する。
- (4) 家族その他関係者から遺骨、遺留品の引き取り希望のある時は、遺骨及び遺留品処理票により整理の上引き渡す。
- (5) 死体が多数のため、市単独で処理不可能な場合は、県本部に対して応援を要請する。
- (6) 火葬・埋葬期間は災害発生の日から 10 日以内とする。

（資料 8-16）搜索受付から火葬・埋葬までの各様式

第17節 応急教育対策

【教育委員会、各機関】

在校時の児童・生徒の安全を確保するための事前措置、災害発生直後の応急措置及び災害復旧期における応急教育の実施にあたっては、次のような内容で実施する。

(資料4-6)市立学校施設連絡簿

第1 事前にとるべき措置

1. 措置のあらまし

[災害のおそれがあるときの留意事項]

- (1) 学校行事、会議、出張を中止する。
- (2) 児童・生徒の避難方法、災害時の事前指導及び事後処理、保護者との連絡方法を検討する。
- (3) 市の教育委員会、警察署、消防署及び保護者への連絡網の確認を行う。
- (4) 勤務時間外においては、学校長は所属職員の所在を確認し、非常召集の方法を定め、職員に周知しておく。

2. 役割のあらまし

(1) 教育長

- ア．大規模な災害時に備え、必要な危険防止措置の実施、常設消火器・階段・出入口・非常口等の定期的な点検、災害時の応急教育、指導の方法等につき明確な計画を立てるよう、学校長に対して指導助言する。
- イ．災害が発生しまたは発生するおそれがある場合、学校長に対し、災害に関する情報を迅速・的確に伝達する。また、児童・生徒の集団下校・休校等の必要な措置を指示する。

(2) 学校長

- ア．学校の立地条件等を考慮し、大規模な災害時に危険と思われる箇所を整備し、常設消火器、階段、出入口、非常口等を定期的に点検する。また、災害時の応急教育、指導の方法等につき明確な計画を立てておく。
- イ．教育長及び関係機関から災害に関する情報を受けた場合は、あらかじめ定めるところにより速やかに教職員に伝達する。
- ウ．自らラジオ・テレビ等により地域の被害状況等災害情報の収集に努める。
- エ．児童・生徒への伝達にあたっては、混乱を防止するよう配慮する。
- オ．状況に応じて児童・生徒の集団下校、休校等の適切な措置をとる。

(3) 教職員

教職員は常に気象状況その他の災害に関する情報に注意し、災害発生のおそれがある場合は、学校長と協力して応急教育体制に備える。

第2 災害発生直後の体制

1. 措置のあらまし

[災害発生直後にとるべき措置のあらまし]

- (1) 状況に応じ緊急避難の指示及び誘導を行う。
- (2) 児童・生徒・職員施設、設備の被害状況を速やかに把握する。
- (3) 被災した地域等からの避難者があった場合は、教育部長に対して人数、状況等を報告する等緊急に連絡する。
- (4) 勤務時間外に災害が発生したときは、状況に応じ必要な教職員を召集し、市が行う災害応急・復旧対策に協力し応急教育の実施及び校舎の管理のための体制を確立する。

2. 役割のあらまし

(1) 教育長

学校長に対して適切な緊急対策を指示するとともに、所轄の学校ごとに分担を定めて、情報及び指令の伝達についての万全を期するものとし、あわせて、学校の衛生管理指導、教育施設の緊急使用等の応急・復旧対策の総括にあたる。

(2) 学校長

ア．状況に応じ適切な緊急避難の指示及び誘導を行う。避難完了後速やかに教育部長にその旨報告する。

イ．災害の状況により、児童・生徒を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、極力保護者への連絡に努めるものとする。この場合、教育部長にその旨報告する。

ウ．災害の規模、児童・生徒・職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握し、教育部長に報告する。

エ．勤務時間外に災害が発生したときは、状況に応じ必要な職員を召集する。参集した教職員の所属、職、氏名を確認し、教育部長に報告する。

オ．被災した地域等からの避難者があった場合は、教育部長に人数、状況等を報告する等緊急に連絡する。

また、教育長より避難所設置への協力の指示または要請があった場合は、教職員を指揮して、避難者収容業務その他について万全を期する。

(3) 教職員

ア．所定の計画に基づき、学校長とともに必要な措置を行う。

イ．勤務時間外に災害が発生したときは、所定の計画に基づき、所属の学校に参集し、市が行う災害応急・復旧対策に協力し応急教育の実施及び校舎の管理のための体制を確立する。

第3 応急教育の実施

1. 施設・職員の確保

- (1) 学校長は、施設の被害状況を調査し、教育部長と連絡し、おおむね次のとおり、応急教育実施のための場所を確保する。

災 害 の 程 度	応急教育実施のための場所（予定）
学校の校舎の一部が被害を受けた場合	特別教室、その他の教室 * 体育館は避難所(福祉避難室を含む) となることを想定 二部授業を実施する
学校の校舎の全部が被害を受けた場合	公民館等の公共施設 近隣学校の校舎
特定の地域全体について、相当大きな被害を受けた場合	市民の避難先の最寄りの学校、公民館等の公共施設 応急仮設校舎の設置

- (2) 学校長は、準備した応急教育計画に基づき、臨時の学級編成を行う等、災害状況に対応して、速やかに調整を図り応急教育の早期実施に努めるとともに、決まり次第、速やかに児童・生徒及び保護者に周知徹底を図る。
- (3) 教育長は、教職員の不足により応急教育の実施に支障がある場合は、学校間における教職員の応援、教職員の臨時採用等必要な措置を講ずる。

2. 応急教育の内容

応急教育における指導内容、教育内容については、その都度状況に応じて、学校長が教育長の指示に基づき決定するが、初期においては、おおむね以下のとおり行う。

(1) 生活に関する指導内容

健康衛生に関する指導	その他の生活指導等
飲み水、食物、手洗等の飲食関係の衛生指導 衣類、寝具の衛生指導 住居、便所等の衛生指導 入浴その他身体の衛生指導	児童・生徒のそれぞれの発達段階に応じて事態の認識と復興の意欲を持たせ、具体的にできる仕事をさせる児童・生徒相互の助け合い、協力の精神を育て、集団生活の積極的な指導の場とする

(2) 学習に関する教育内容

<p>教具、資料を必要とするものはなるべく避ける。 健康指導、生活指導、安全教育に直接、間接に関する科目、例えば体育、理科の衛生等を主として指導する。</p>

3. その他の留意事項

- (1) 施設内における児童・生徒の救護は原則として、当該学校医、歯科医、薬剤師、養護教諭等がこれにあたるものとして、随時最寄校の校医等が要請に応じて補充要員として加わるものとする。
- (2) 学校給食については、原則として、一時中止するものとし、可能な限り、被災者の炊き

出しを行う。教育部長は、給食施設及び給食物資搬入業者の被害状況を迅速に把握し、学校給食の再開計画を策定の上、教育長へ報告する。

第4 学用品の調達及び支給

1 ． 給与の対象

災害により住家に被害を受け、学用品を失い、または、き損し、就学上支障がある児童・生徒に対し、被害の実情に応じて教科書（教材も含む）、文房具及び通学用品を支給する。

2 ． 給与の期間

災害救助法が適用された場合の支給期間は、災害発生の日から教科書は1ヶ月以内、その他については15日以内と定められている。

ただし、交通通信の途絶による学用品の調達及び輸送の困難が予想される場合には、県知事を通じて厚生労働大臣の同意を受け、必要な期間を延長することができる。

3 ． 給与の方法

災害救助法の適用の有無にかかわらず、本部長が教育長に命じて、教育委員会及び各学校長の協力のもとに、調達から配分までの業務を行う。

ただし、学用品等の調達及び給与の実施の困難な場合には、県へ学用品等の給与の実施、調達について応援を要請する。

4 ． 費用の限度

被害の実情に応じて、災害救助法による救助の程度、方法及び期間の定める範囲内で現物給付をもって行う。

（資料6-7）災害救助法による救助の程度、方法及び期間

第 18 節 災害救助法の適用

【健康福祉部】

り災者の生命、生活の保護と社会秩序の維持を図るための対策の実施するため、被害の程度が一定の基準を超える場合は、災害救助法の適用を県知事に要請し、法に基づく救助の実施の決定を求める。

第 1 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用は、県知事が行う。なお、具体的な適用基準は、次のとおりである。

[災害救助法適用基準]

1. 災害救助法

(被救助者)

第 2 条 この法律による救助（以下「救助」という。）は、都道府県知事が政令で定める程度の災害が発生した市町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 号の 19 第 1 項の指定都市にあっては、当該市の区域または当該市の区の区域とする。）内において当該災害にかかり、現に救助を必要とする者に対して、これを行う。

(政 令)

本法施行例

第 1 条 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 2 条に規定する法令で定める程度の災害は、次の各号のいずれかに該当する災害とする。

- (1) 当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域（地方自治法・昭和 22 年法律第 67 号第 252 条の 19 第 1 項の指定都市にあっては、当該市の区域または当該市の区の区域とする。以下同じ。）内の人口に応じそれぞれ別表第 1 に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。
 - (2) 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第 2 に定める数以上の世帯の住家が滅失した場合であって、当該市町村の区域内の人口に応じそれぞれ別表第 3 に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。
 - (3) 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第 4 に定める数以上の世帯の住家が滅失した場合または当該災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。
 - (4) 多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じた場合であつて、厚生労働省令で定める基準に該当すること。
- 2 全項第 1 号から第 3 号までに規定する住家が滅失した世帯の数の算定にあたっては、住家が半壊または半焼する等著しく損傷した世帯は 2 世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は 3 世帯をもって、それぞれ住家が滅失した 1 の世帯とみなす。

2. 守山市の適用基準

本市においては、次のいずれかの場合に適用される。

- (1) 市域内の住家滅失世帯数が 80 世帯以上であること。

(2) 県域内の住家滅失世帯数が 1,500 世帯以上で、市域内の住家滅失世帯数が 40 世帯以上であること。

(3) 県域内での住家滅失世帯数が 7,000 世帯以上であって、市域内で多数の世帯の住宅が滅失した場合。

(4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合であって、かつ多数の世帯の住家が滅失した場合。

(平成 12 年 3 月 31 日厚生省令第 86 号第 1 条)

災害にかかった者に対する食品もしくは生活必需品の供与等について特殊の補給方法を必要とし、または災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

(5) 多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当する場合。

(平成 12 年 3 月 31 日厚生省令第 86 号第 2 条第 1 号)

災害が発生し、または発生するおそれのある地域に所在する多数の者が避難して継続的に救助を必要とすること。

(平成 12 年 3 月 31 日厚生省令第 86 号第 2 条第 2 号)

災害にかかった者に対する食品もしくは生活必需品の供与等についての特殊の補給方法を必要とし、または災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

第 2 リ災者世帯の算定基準

1. 滅失(り災)世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定は、住家の「全壊(全焼・流出)」した世帯を基準とする。

そこまで至らない半壊等については、災害救助法施行令第 1 条第 2 項の規定により以下のとおり、みなし換算を行う。

滅失住家	1 世帯 = 全壊(全焼・流失)住家	1 世帯
滅失住家	1 世帯 = 半壊(半焼)住家	1 世帯
滅失住家	1 世帯 = 床上浸水、土砂の堆積により一時的に 居住できない状態になった住家	1 世帯

(注) 床下浸水、一部破損は換算しない。

2. 滅失（り災）等の認定

滅失、半壊等の設定は、「被害の認定基準」によるが、住家被害については、以下の表のとおりである。

被害の区分	認定の基準
住家の全壊 全焼 全流失	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
住家の半壊 半焼	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。
<p>「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。</p> <p>「非住家」とは、住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。</p> <p>「住家被害戸数」については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。</p> <p>「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。</p> <p>「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。</p>	

(資料 8-7) 災害被害即報様式

第3 災害救助法の適用の手続き

1. 災害救助法の適用要請

災害に際し、守山市の市域内の災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、または該当する見込みであるときは、本部長は直ちにその旨を県知事に報告し、災害救助法適用を県知事に要請する。その場合には、県健康福祉部健康福祉政策課を経由して県知事に対し次に掲げる事項について、とりあえず口頭または電話をもって要請し、後日文書によりあらためて処理する。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び被害の状況
- (3) 適用を要請する理由
- (4) 適用を必要とする期間
- (5) 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置
- (6) その他必要な事項

(資料 8-17) 災害救助法の適用手続きに関する様式

被害状況調

災害（発生、中間、決定）報告

災害救助費概算額調
救助実施記録日計票
救助日報

2. 適用要請の特例

災害の事態が急迫して、県知事による救助の実施の決定を待つことができない場合には、本部長は、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに県知事に報告し、その後の処置に関して県知事の指示を受けなければならないものとする。また、災害救助期間の延長等特例申請については、県健康福祉政策課を通じて行う。

第4 災害救助法による救助の内容等

災害救助法による救助の程度、方法及び期間は以下の表のとおりである。

(資料6-7) 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

第5 救助業務の実施者

災害救助法の適用後の救助業務は、国の責任において実施されるものであるが、その実施については、県知事に全面的に委任されている。

救助の実施において、救助に関する事務の一部を本部長が行うとされた場合においては、知事から当該業務の内容と期間が通知されるため、通知に従って市は、救助を実施する。

第19節 突発重大事故応急対策

【防災担当課、健康福祉部、政策調整部、環境生活部、都市経済部、市民病院、北消防署、消防団】

第1 事故災害の想定

本節で想定している災害は次に掲げる事故災害とする。

1. 湖上災害

旅客船の衝突等の湖上での大規模な船舶事故により、多数の死傷者等が発生し、または発生するおそれがある場合

2. 航空機災害

旅客機の墜落等の大規模な航空機事故により、多数の死傷者等が発生し、または発生するおそれがある場合

3. 鉄道災害

旅客列車の衝突、車両火災等鉄道施設の被災等の大規模な鉄道事故により、多数の死傷者等が発生し、または発生するおそれがある場合

4. 道路災害

バスの衝突、車両火災等道路施設の被災等の大規模な道路事故により、多数の死傷者等が発生し、または発生するおそれがある場合

5. 危険物等災害

危険物、高圧ガス、火薬類の取扱施設における大規模な火災、爆発等により、多数の死傷者等が発生し、または発生するおそれがある場合

6. 毒物劇物災害

毒物・劇物の飛散、漏えい、流出等により、多数の死傷者等が発生し、または発生するおそれがある場合

7. 大規模な火事災害

高層建築物等における大規模な火災により、多数の死傷者等が発生し、または発生するおそれがある場合

第2 事故対策本部

本市及び隣接市において、大規模な事故災害が発生し、またはそのおそれがある場合、住民の生命と安全を守るため迅速、的確な防災活動を実施するために事故対策本部を設置し応急対策を実施する。

事故対策本部の体制は、事故の規模・状況等により本部長が判断するものとし、「第3章第1節 応急活動体制」に定める警戒態勢及び災害本部体制に準ずる。

第3 湖上災害対策

1. 発災直後の情報の収集・連絡

(1) 事故原因者等

事故原因者または事故発見者は、湖上事故が発生した場合、速やかに最寄りの消防機関、警察等防災関係機関にその旨を通報する。

(2) 船舶運航事業者

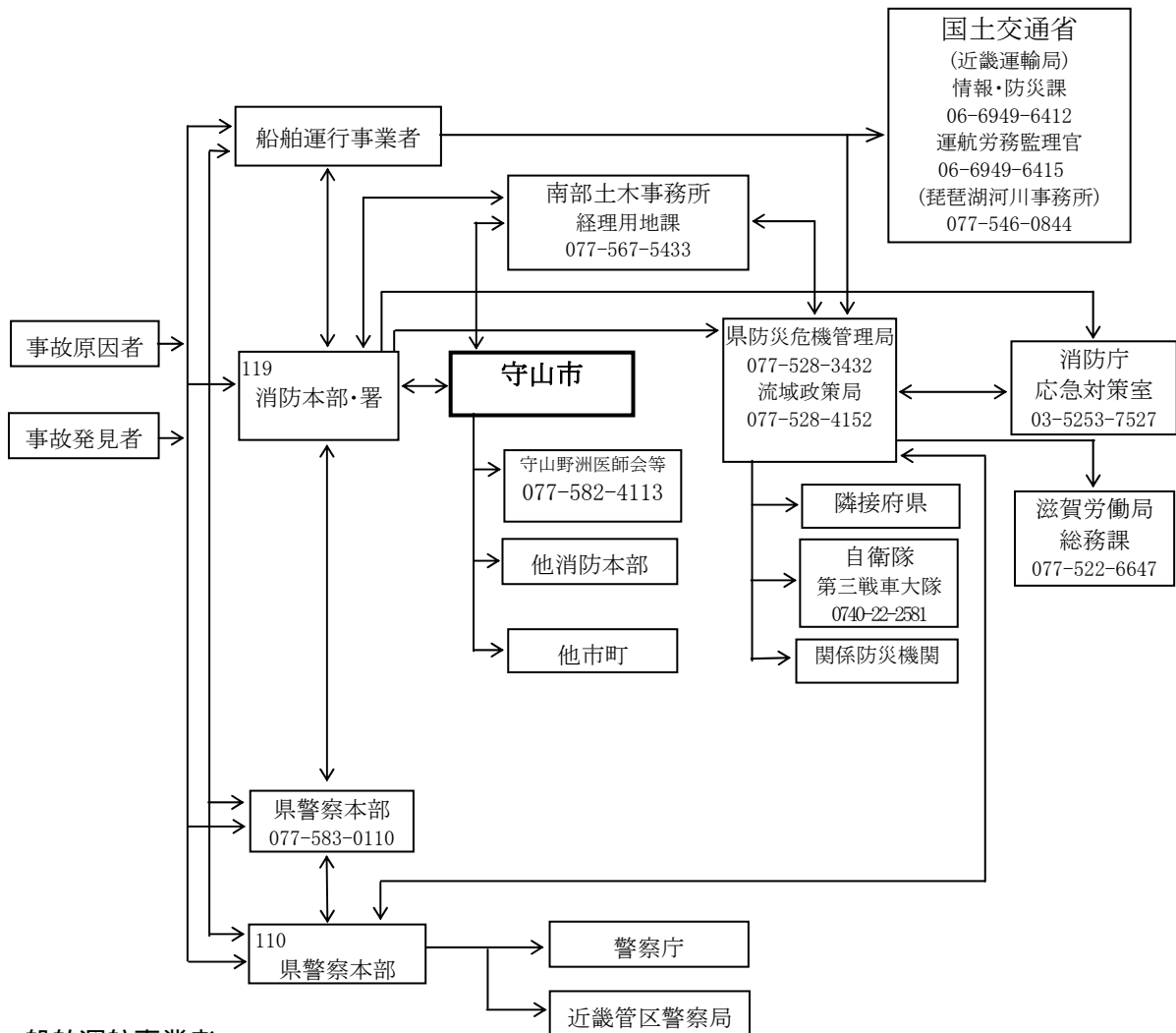
船舶運航事業者は、自己の運航する船舶について緊急事態または事故が発生した場合、速やかに最寄りの消防機関、警察等防災関係機関に連絡する。

(3) 市及び消防本部

市は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。なお、社会的影響度が高い船舶火災または死者及び負傷者の合計が15人以上発生する救急・救助事故が発生した場合、消防機関は火災・災害等即報要領により、第一報を県及び消防庁に対して、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、報告するものとする。

(資料8-6) 様式第3号

湖上災害発生時の連絡系統



船舶運航事業者

機 関 名	連絡窓口	所 在 地	電話番号
琵琶湖汽船(株)	船舶部	大津市浜大津 5-1-1	077-522-4115
近江トラベル(株)	業務部旅客船課	彦根市松葉町 3755	0749-22-0619

2. 活動体制

(1) 市の活動体制

「第1 事故災害の想定」に定める湖上災害が発生、または発生のおそれがある場合、直ちに事故対策本部等を設置し、県、関係機関と連携し災害応急対策を実施する。

(2) 関係事業者の活動体制

関係事業者は発災後速やかに、災害の拡大防止のために必要な措置を講じるとともに、職員の非常参集、情報収集、連絡体制を確立し、対策本部の設置等必要な体制をとる。

3. 救助・救急活動

市、消防本部、守山警察署、県、関係事業者は相互連携して迅速に救助・救急活動を行う。

(1) 市及び消防本部

速やかに救助・救急を要する者の把握に努めるとともに、負傷者を医療機関（救護所を含む）へ搬送する。活動を実施するにあたっては他の防災関係機関と密接な連携のもとに救助・救急活動を行う。

負傷者の搬送にあたっては、トリアージ（傷病者の重症度による分類）を行い、緊急治療が必要な重篤・重症患者は管内の災害拠点病院へ、入院を要する中等症患者は管内の救急告示病院に搬送する。この場合、管内の災害拠点病院での受入が困難な場合は、重篤・重症患者は他の災害拠点病院、中等症患者は他の救急告示病院に搬送する。

また、市や消防本部だけでは対処できない場合は、県や他の消防機関に応援要請を行う。

(2) 関係事業者

関係事業者は事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うよう努めるとともに、救助・救急を実施する防災関係機関に可能な限り協力する。

4. 消火活動

市、消防本部は、守山警察署、県、関係事業者と相互に連携して、迅速かつ的確な消火活動を実施する。

(1) 市及び消防本部

速やかに火災の状況及び被害状況の把握に努めるとともに、迅速に消火活動を行う。また、消防本部の消火活動のみでは対処できないと認める場合には、県内の他の消防機関に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプター、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請する。

(2) 関係事業者

関係事業者は事故災害発生直後に初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する防災関係機関に可能な限り協力する。

5. 医療救護活動

医療機関外の現場で医療が必要である場合、市、県、医療関係団体が行う初動時の対応について、フェーズ（局面）の概念を用い、それぞれの局面に応じて以下の医療救護活動を行う。

(1) 医療救護活動

ア．第1 フェーズ（発生から3 時間以内）

県

県は、消防機関、警察からの情報に基づき、災害拠点病院に災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣要請を行う。また、災害派遣医療チーム（DMAT）からの報告により、必要と認められる場合は他の災害拠点病院に災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請する。

イ．第2 フェーズ（3 時間から3 日以内）

災害派遣医療チーム（DMAT）

災害派遣医療チーム（DMAT）は、現地救護所において、負傷者のトリアージ（傷病者の重症度による分類）及び応急処置を行う。

市

市は、必要に応じて事故現場等に救護所を設置するとともに、救護所の運営に当たっては、医師会、医療機関に協力を要請する。

県

県は、救護所の設置・運営について市から要請があった場合または自ら必要と認めた場合は、県医師会等に対し、医師会、医療機関の協力が得られるよう要請する。

ウ．第3 フェーズ（3 日以降）

市、県は防疫及び保健衛生活動を行う。

(2) 医療救護班の編成、派遣

ア．市の機関による医療救護班

健康福祉部長は、救急救護を必要とする判断した場合、市の機関による医療救護班の編成、出動を命じる。

イ．医師会による医療救護班

健康福祉部長は、状況に応じ必要と認めた場合、守山野洲医師会に対し、医療救護班の編成、出動を要請する。

ウ．県への要請

市は、県に医療救護に関する協力要請を行い、または医療救護を必要と認めた時は、災害拠点病院等各医療関係団体（独立行政法人国立病院機構近畿ブロック事務所、滋賀医科大学医学部付属病院、日本赤十字社滋賀県支部、一般社団法人滋賀県医師会、一般社団法人滋賀県歯科医師会、公益社団法人滋賀県看護協会、一般社団法人滋賀県薬剤師会、一般社団法人滋賀県病院協会等）の関係機関に医療救護班の派遣を要請する。

6．住民の避難

(1) 避難の勧告・指示と避難誘導

市は、事故災害発生時において、人命の安全を最優先とし必要に応じて住民に対し避難の勧告、指示を行う。また、その際には、高齢者や障害者、外国人等の災害時要援護者（社会福祉施設を含む）に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、民生児童委員

や自主防災組織等の協力を得ながら、優先的に誘導を行う。

避難の勧告・指示の際、住民に伝える内容

避難対象地域 避難勧告または指示の理由 事故の所在・状況 避難先及び避難経路 避難時の携帯品
--

(2) 避難所の設置と運営

市は、必要に応じて避難所を開設し、設置場所を住民に周知徹底する。

避難所の設置及び運営については「第3章第11節 避難対策」を準用する。

避難所を設置した場合は、速やかに県に連絡する。

7. 災害広報の実施

事故災害の発生場所、被害状況等について広く住民への周知を図るため、県及び関係機関と連携して迅速な広報活動を実施する。

(1) 広報事項

広報は、おおむね次のような事項について行う。

- ア．事故の発生日時及び場所
- イ．被害の状況
- ウ．被害者の安否状況
- エ．応急対策の実施状況
- オ．交通規制の状況
- カ．治安の状況
- キ．住民に対する協力及び注意事項
- ク．その他必要と認められる事項

(2) 広報手段

- ア．新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に対する発表
- イ．広報車による巡回活動
- ウ．防災行政無線による通報
- エ．インターネットの利用
- オ．自主防災組織、自治会を通じた連絡
- カ．サイレン
- キ． その他状況に応じた広報

第4 航空機災害対策

1. 発災直後の情報の収集・連絡

(1) 事故原因者等

事故原因者または事故発見者は、航空機事故が発生した場合、速やかに最寄りの消防機関、警察等防災関係機関にその旨を通報する。

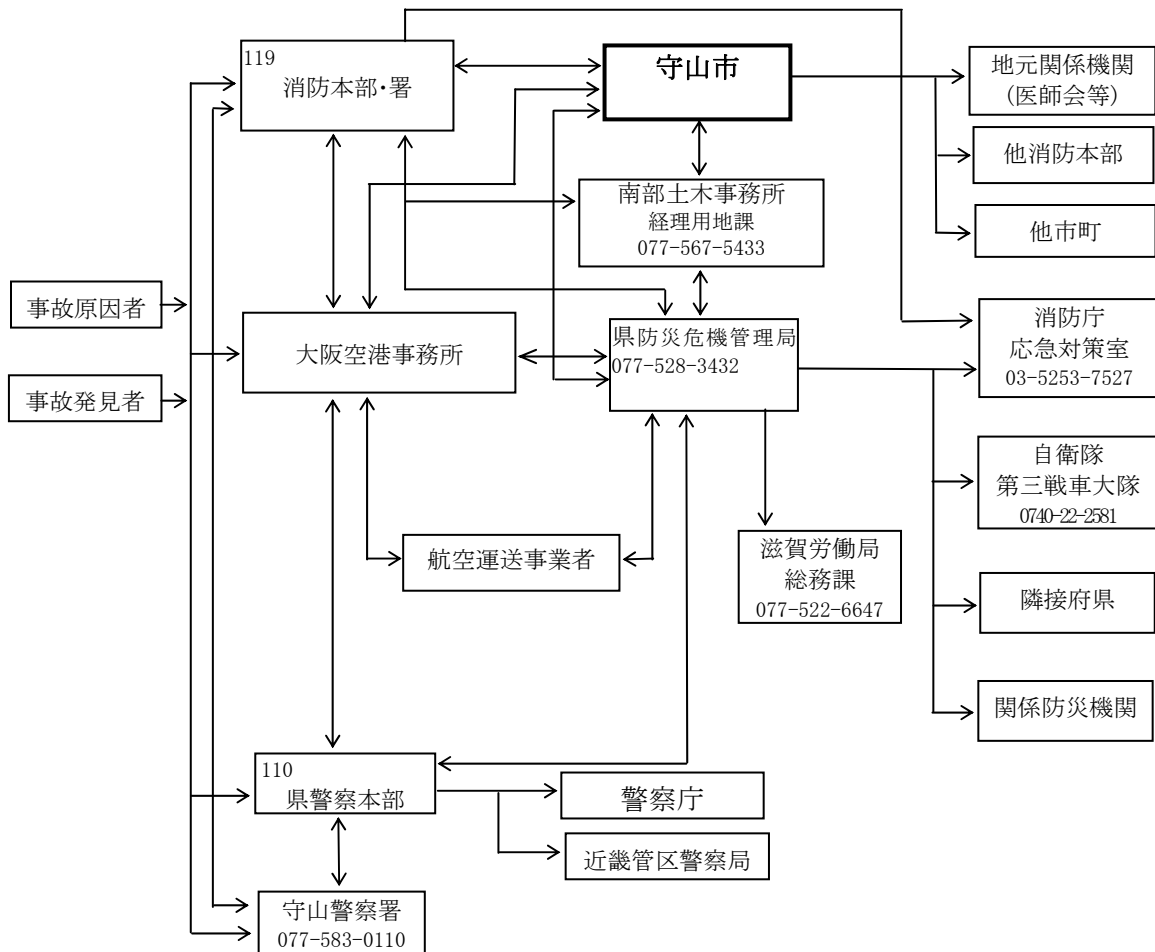
(2) 市及び消防本部

市は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

なお、航空機火災または死者及び負傷者の合計が 15 人以上発生する救急・救助事故が発生した場合、消防機関は火災・災害等即報要領により、第一報を県及び消防庁に対して、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、報告するものとする。

(資料 8-6) 様式第 3 号

航空機災害発生時の連絡系統



2. 活動体制

市は、「第 1 事故災害の想定」に定める航空機災害が発生、または発生のおそれがある場合、直ちに事故対策本部等を設置し、県、関係機関と連携し災害応急対策を実施する。

3. 救助・救急活動

市、消防本部、守山警察署、県、関係事業者は連携して迅速に救助・救急活動を実施する。活動内容は、「第 3 湖上災害対策」による。

4. 消火活動

市、消防本部は、守山警察署、県、関係事業者と、相互に連携して迅速かつ確な消火活

動を実施する。活動内容は、「第3 湖上災害対策」による。

5. 医療救護活動

市、県、医師会等は相互に連携して迅速かつ的確に医療救護活動を実施する。活動内容は、「第3 湖上災害対策」による。

6. 住民の避難

市は、事故災害発生時において、人命の安全を最優先とし必要に応じて住民に対し避難の勧告、指示を行うとともに、避難所を開設する。活動内容は、「第3 湖上災害対策」による。

7. 災害広報の実施

市は、事故災害の発生場所、被害状況等について広く住民への周知を図るため、県及び関係機関と連携して迅速な広報活動を実施する。広報事項、広報手段は、「第3 湖上災害対策」による。

第5 鉄道災害対策

1. 発災直後の情報の収集・連絡

(1) 事故原因者等

事故原因者または事故発見者は、鉄道事故が発生した場合、速やかに最寄りの消防機関、警察等防災関係機関にその旨を通報する。

(2) 鉄道事業者

鉄道事業者は、鉄道事故が発生した場合、速やかに国土交通省（近畿運輸局）等防災関係機関に連絡する。

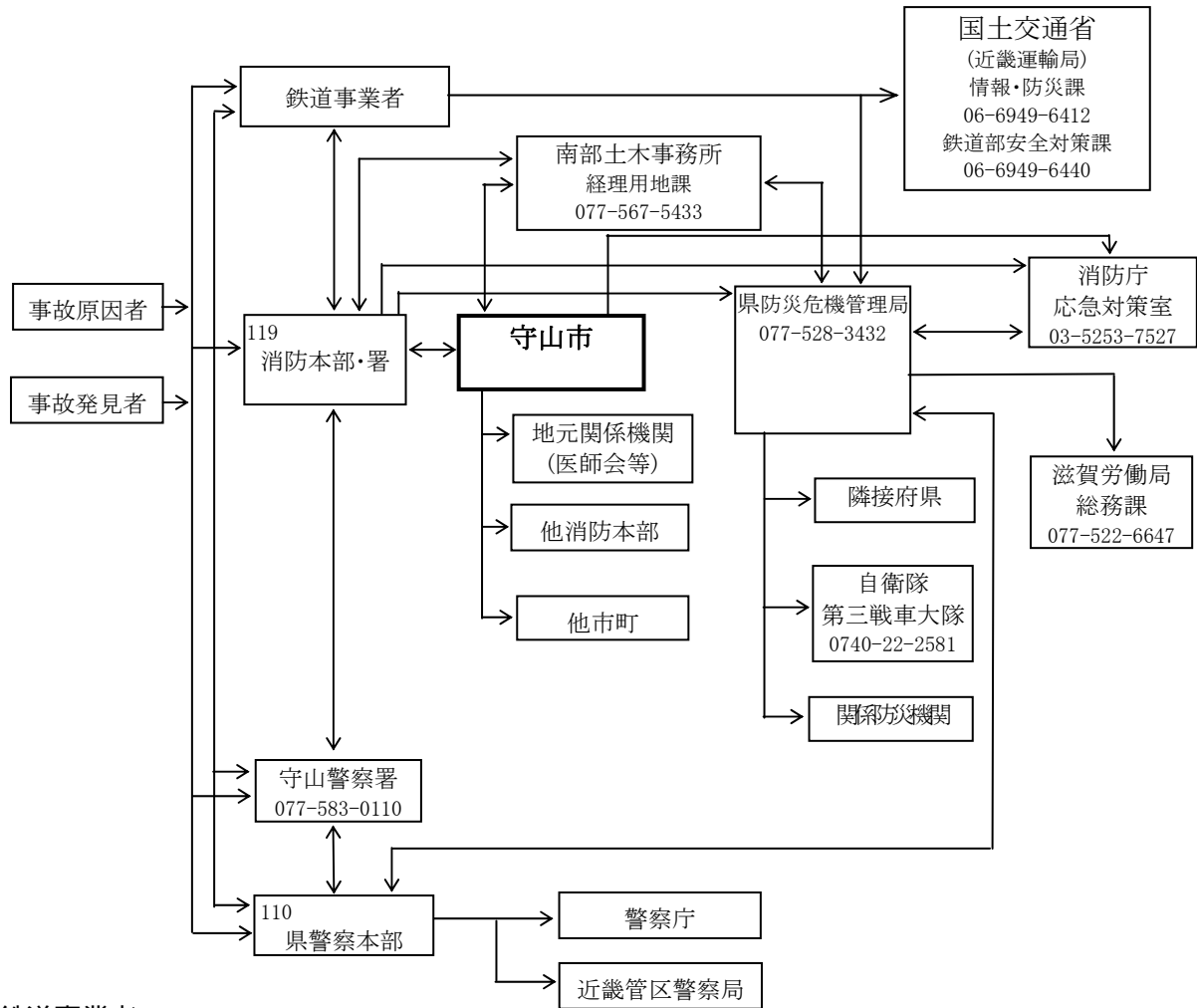
(3) 市及び消防本部

市は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

なお、死者及び負傷者の合計が15人以上発生する救急・救助事故が発生した場合、消防機関は火災・災害等即報要領により、第一報を県及び消防庁に対して、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、報告するものとする。

（資料8-6）様式第3号

鉄道事故発生時の連絡系統



鉄道事業者

機関名	連絡窓口	所在地	電話番号
西日本旅客鉄道(株)近畿統括本部	施設課	大阪市淀川区宮原 4-3-39 大広新大阪ビル9階	06-7688-7072
東海旅客鉄道(株)東海鉄道事業本部	管理部総務課	名古屋市中村区名駅 1-1-14	052-564-2396
東海旅客鉄道(株)東海鉄道事業本部	管理部総務課	東京都千代田区丸の内 1-9-1	03-3286-5152
東海旅客鉄道(株)関西支社	管理部総務課	大阪市淀川区西中島 5-5-15	06-6302-5037

2. 活動体制

(1) 市の活動体制

市は、「第1 事故災害の想定」に定める鉄道災害が発生、または発生のおそれがある場合、直ちに事故対策本部等を設置し、県、関係機関と連携し災害応急対策を実施する。

(2) 鉄道事業者の活動体制

鉄道事業者は発災後速やかに、災害の拡大防止のために必要な措置を講じるとともに、職員の非常参集、情報収集、連絡体制を確立し、対策本部の設置等必要な体制をとる。

3. 救助・救急活動

市、消防本部、守山警察署、県、関係事業者は連携して迅速に救助・救急活動を実施する。活動内容は、「第3 湖上災害対策」による。

4. 消火活動

市、消防本部は、守山警察署、県、関係事業者と、相互に連携して迅速かつ的確な消火活動を実施する。活動内容は、「第3 湖上災害対策」による。

5. 医療救護活動

市、県、医師会等は相互に連携して迅速かつ的確に医療救護活動を実施する。活動内容は、「第3 湖上災害対策」による。

6. 住民の避難

市は、事故災害発生時において、人命の安全を最優先とし必要に応じて住民に対し避難の勧告、指示を行うとともに、避難所を開設する。活動内容は、「第3 湖上災害対策」による。

7. 災害広報の実施

市は、事故災害の発生場所、被害状況等について広く住民への周知を図るため、県及び関係機関と連携して迅速な広報活動を実施する。広報事項、広報手段は、「第3 湖上災害対策」による。

第6 道路災害対策

1. 発災直後の情報の収集・連絡

(1) 事故原因者等

事故原因者または事故発見者は、道路災害が発生した場合、速やかに最寄りの消防機関、警察等防災関係機関にその旨を通報する。

(2) 道路管理者

道路管理者は、道路災害が発生した場合、速やかに国土交通省（近畿地方整備局）、県、市、消防機関、警察に連絡する。

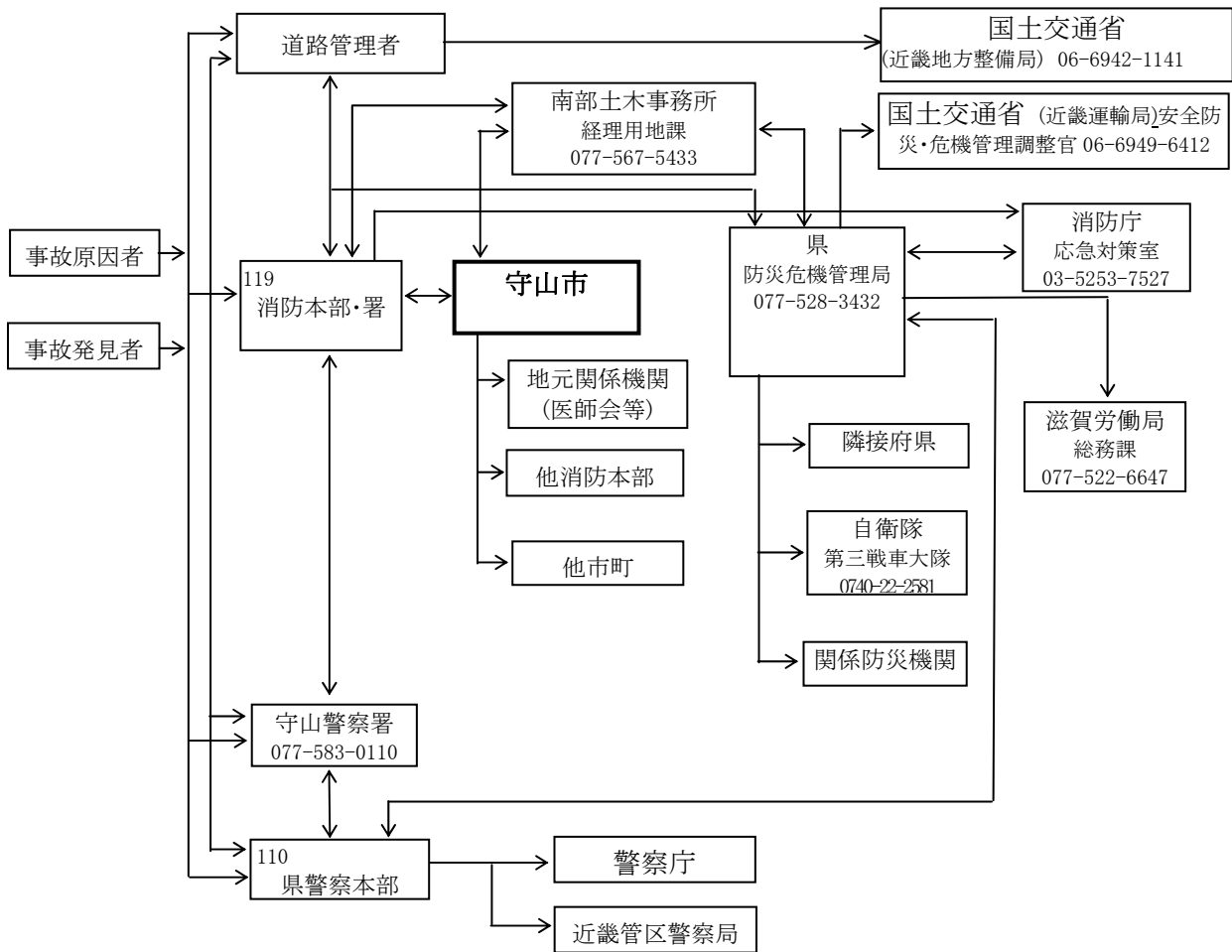
(3) 市及び消防本部

市は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

なお、死者及び負傷者の合計が15人以上発生する救急・救助事故が発生した場合、消防機関は火災・災害等即報要領により、第一報を県及び消防庁に対して、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、報告するものとする。

（資料8-6）様式第3号

道路災害発生時の連絡系統



2. 活動体制

(1) 市の活動体制

市は、「第1 事故災害の想定」に定める道路災害が発生、または発生のおそれがある場合、直ちに事故対策本部等を設置し、県、関係機関と連携し災害応急対策を実施する。

(2) 道路管理者の措置

ア．災害発生後の施設の緊急点検

災害発生後、道路施設の緊急点検実施の体制を速やかに整え、緊急点検を実施する。

イ．災害対策用資機材、復旧資機材の確保

応急復旧を円滑に行うため、主要な災害復旧用資機材を迅速に調達できるよう措置する。また、必要に応じて関係業界団体に対し、建設機械の調達、労働力の確保、資材調達について要請等を行う。

ウ．災害発生時における応急復旧工事等の実施

道路施設が被災した場合、被害の拡大の防止や道路交通の確保等を図るため、施設の被害状況に応じた適切な応急工事を早期に計画的に施工する。

また、車両からの危険物の流出が認められたときには関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

3. 救助・救急活動

市、消防本部、守山警察署、県、関係事業者は連携して迅速に救助・救急活動を実施する。活動内容は、「第3 湖上災害対策」による。

4. 消火活動

市、消防本部は、守山警察署、県、関係事業者と、相互に連携して迅速かつ的確な消火活動を実施する。活動内容は、「第3 湖上災害対策」による。

5. 医療救護活動

市、県、医師会等は相互に連携して迅速かつ的確に医療救護活動を実施する。活動内容は、「第3 湖上災害対策」による。

6. 住民の避難

市は、事故災害発生時において、人命の安全を最優先とし必要に応じて住民に対し避難の勧告、指示を行うとともに、避難所を開設する。活動内容は、「第3 湖上災害対策」による。

7. 災害広報の実施

市は、事故災害の発生場所、被害状況等について広く住民への周知を図るため、県及び関係機関と連携して迅速な広報活動を実施する。広報事項、広報手段は、「第3 湖上災害対策」による。

第7 危険物等災害対策

1. 発災直後の情報の収集・連絡

(1) 事業者等

事業者または事故発見者は、危険物等災害が発生した場合、速やかに最寄りの消防機関、警察等防災関係機関にその旨を通報する。また、付近住民ならびに近隣企業に通報する。

危険物施設等の責任者は、被害の概要を被災段階に応じて早急にとりまとめ、必要に応じて関係機関に通報する。

(2) 市及び消防本部

市は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

なお、下記に示す危険物等事故が発生した場合、消防機関は火災・災害等即報要領により、第一報を県及び消防庁に対して、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、報告するものとする。

ア．死者（交通事故によるものを除く。）または行方不明者が発生したもの

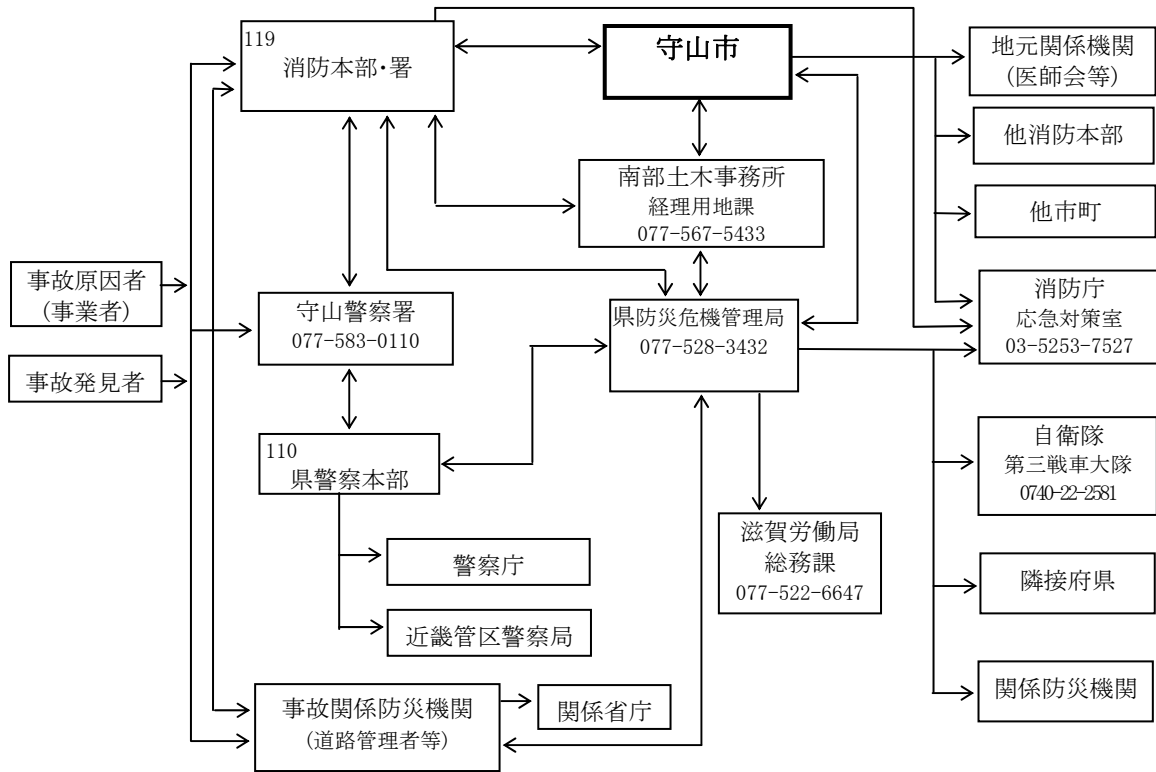
イ．負傷者が 5 名以上発生したもの

ウ．危険物等を貯蔵しまたは取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内または周辺で、500m² 程度以上の区域に影響を与えたもの

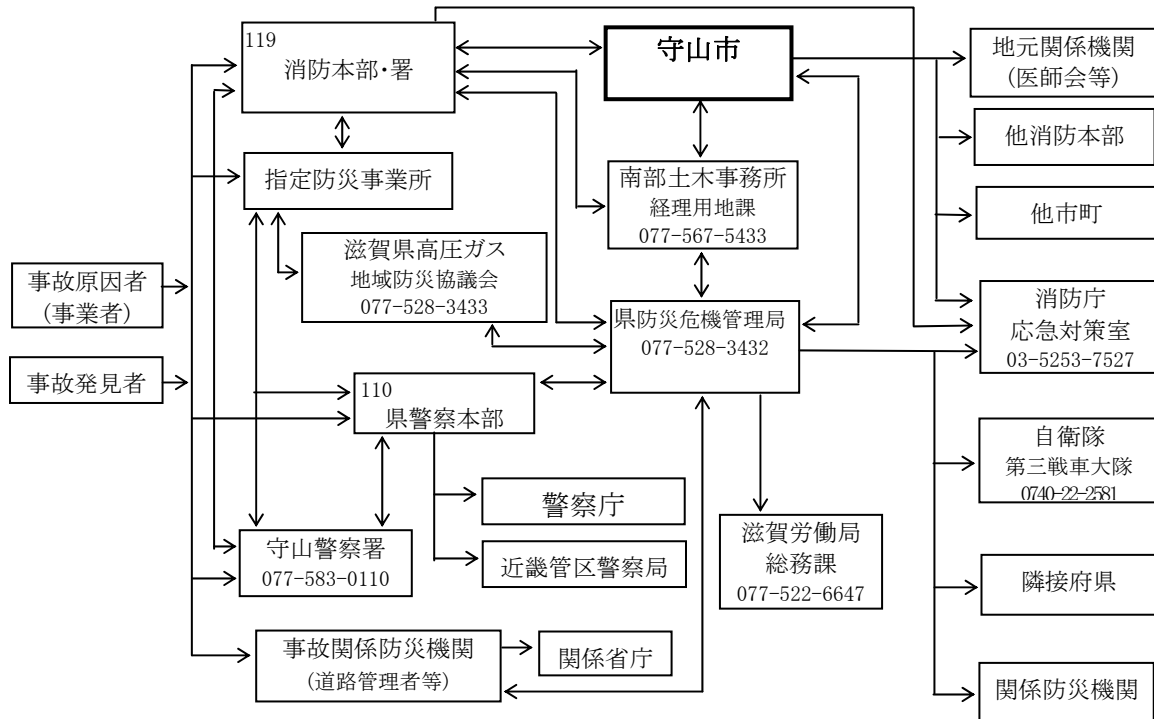
エ．危険物等を貯蔵しまたは取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

湖上、河川へ危険物等が流失し、防除・回収等の活動を要するもの
500 キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等
オ．市街地または高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民
の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
カ．市街地または高速道路上において発生したタンクローリーの火災
(資料 8-6) 様式第 3 号

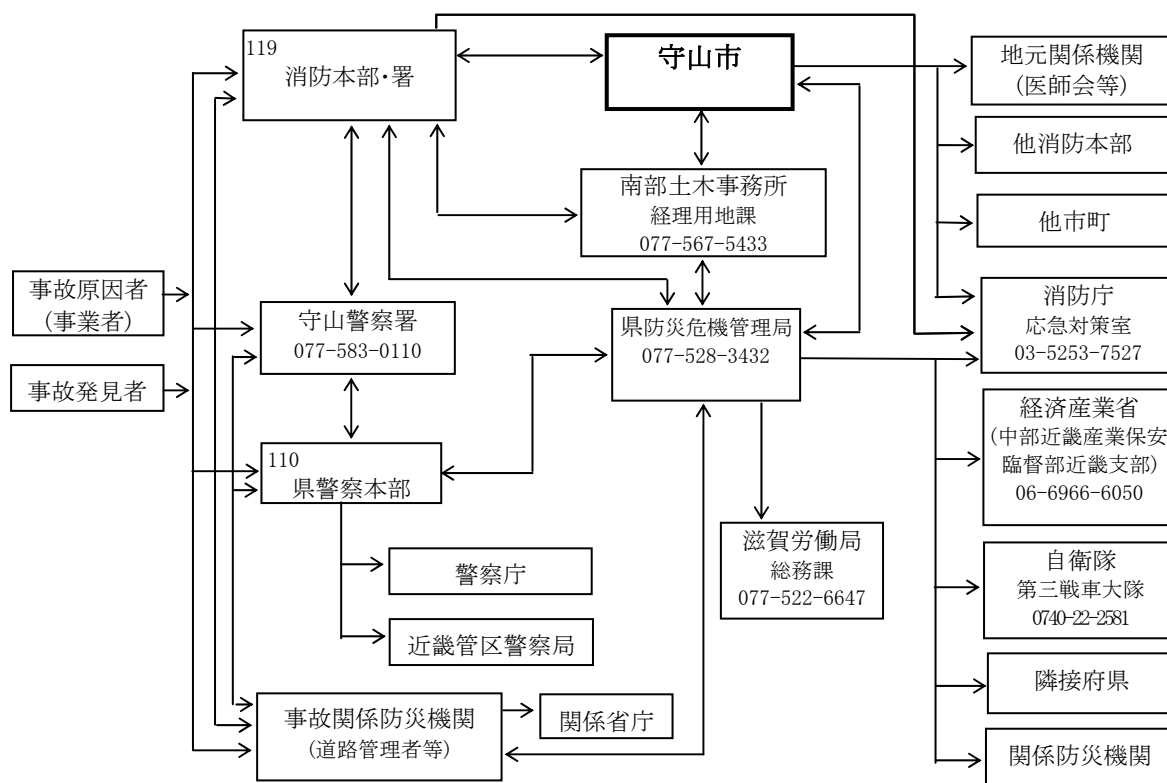
危険物事故災害発生時の連絡系統



高圧ガス物事故災害発生時の連絡系統



火薬類物事故災害発生時の連絡系統



2. 活動体制

(1) 市の活動体制

市は、「第1 事故災害の想定」に定める危険物等災害が発生、または発生のおそれがある場合、直ちに緊急初動体制をとり、初動活動を行うとともに、事故対策本部を設置し、県、関係機関と連携し災害応急対策を実施する。

(2) 関係事業者の活動体制

関係事業者は発災後速やかに、災害の拡大防止のために必要な措置を講じるとともに、職員の非常参集、情報収集、連絡体制を確立し、対策本部の設置等必要な体制をとる。

3. 危険物等災害の拡大防止

関係事業者は災害発生時に危険物施設等の応急点検、応急措置を講ずるとともに、各種防災設備を効果的に活用し、速やかに初期防除を実施する。

4. 救助・救急活動

市、消防本部、守山警察署、県、関係事業者は連携して迅速に救助・救急活動を実施する。活動内容は、「第3 湖上災害対策」による。

5. 消火活動

市、消防本部は、守山警察署、県、関係事業者と相互に連携して迅速かつ的確な消火活動を実施する。活動内容は、「第3 湖上災害対策」による。

6. 医療救護活動

市、県、医師会等は相互に連携して迅速かつ的確に医療救護活動を実施する。活動内容は、「第3 湖上災害対策」による。

7. 住民の避難

市は、事故災害発生時において、人命の安全を最優先とし必要に応じて住民に対し避難の勧告、指示を行うとともに、避難所を開設する。活動内容は、「第3 湖上災害対策」による。

8. 災害広報の実施

市は、事故災害の発生場所、被害状況等について広く住民への周知を図るため、県及び関係機関と連携して迅速な広報活動を実施する。広報事項、広報手段は、「第3 湖上災害対策」による。

第8 毒物劇物災害対策

1. 発災直後の情報の収集・連絡

(1) 事業者等

事業者または事故発見者は、毒物劇物に係る災害が発生した場合、直ちに、最寄りの保健所、消防機関、警察等防災関係機関にその旨を通報する。また、付近住民ならびに近隣企業に通報する。

毒物劇物取扱施設の責任者は、被害の概要を被災段階に応じて早急にとりまとめ、必要に応じて関係機関に通報する。

(2) 市及び消防本部

市は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

なお、下記に示す毒物劇物事故が発生した場合、消防機関は火災・災害等即報要領（により、第一報を県及び消防庁に対して、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、報告するものとする

ア．死者（交通事故によるものを除く。）または行方不明者が発生したもの

イ．負傷者が5名以上発生したもの

ウ．毒物劇物を貯蔵または取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内または周辺で、500m²程度以上の区域に影響を与えたもの

エ．毒物劇物を貯蔵または取り扱う施設からの毒物劇物の漏えい事故で、次に該当するもの

湖上、河川へ毒物劇物が流失し、防除・回収等の活動を要するもの

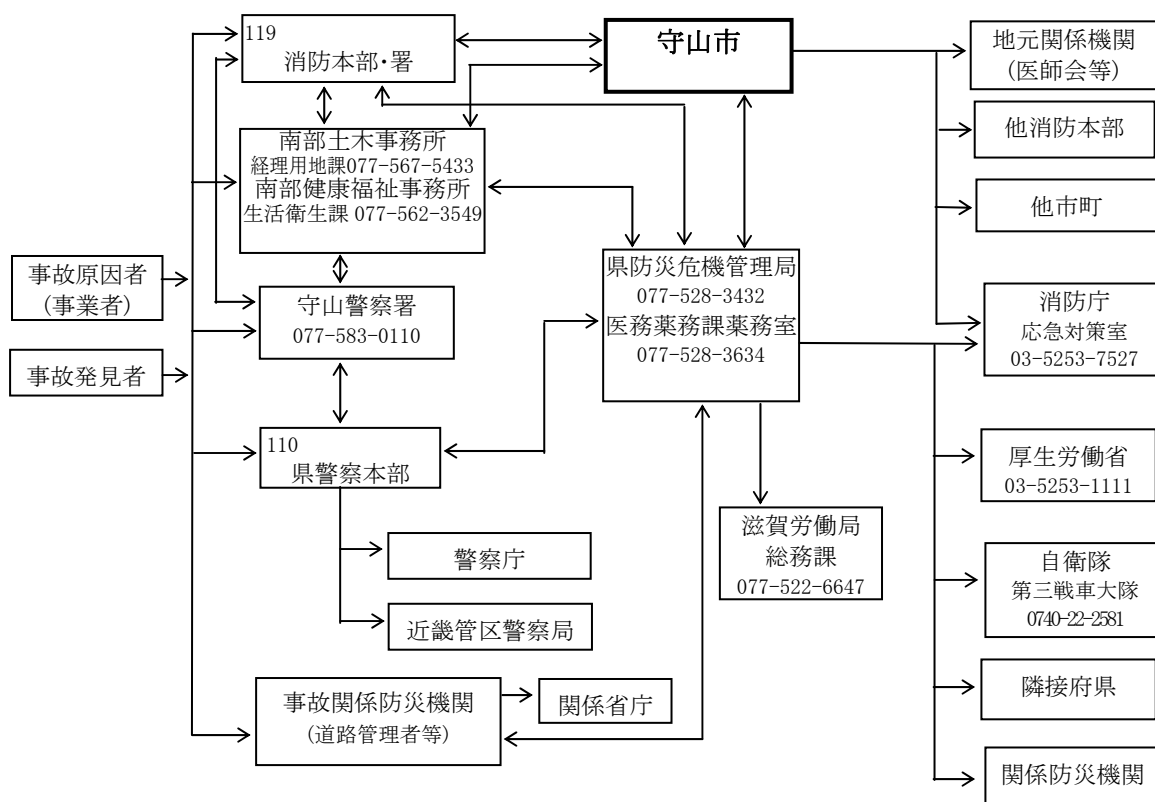
500キロリットル以上のタンクからの毒物劇物の漏えい等

オ．市街地または高速道路上におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

カ．市街地または高速道路上において発生したタンクローリーの火災

（資料8-6）様式第3号

毒物劇物災害発生時の連絡系統



2. 活動体制

(1) 市の活動体制

市は、「第1 事故災害の想定」に定める毒物劇物災害が発生、または発生のおそれがある場合、直ちに緊急初動体制をとり、初動活動を行うとともに、事故対策本部を設置し、県、関係機関と連携し災害応急対策を実施する。

(2) 関係事業者の活動体制

関係事業者は発災後速やかに、災害の拡大防止のために必要な措置を講じるとともに、職員の非常参集、情報収集、連絡体制を確立し、対策本部の設置等必要な体制をとる。

3. 毒物劇物災害の拡大防止

関係事業者は災害発生時に毒物劇物取扱施設等の応急点検、応急措置を講ずるとともに、各種防災設備を効果的に活用し、速やかに初期防除を実施する。

4. 救助・救急活動

市、消防本部、守山警察署、県、関係事業者は、連携して迅速に救助・救急活動を実施する。活動内容は、「第3 湖上災害対策」による。

5. 消火活動

市、消防本部は、守山警察署、県、関係事業者と、相互に連携して、迅速かつ的確な消火

活動を実施する。活動内容は、「第3 湖上災害対策」による。

6. 医療救護活動

市、県、医師会等は、相互に連携して迅速かつ的確に医療救護活動を実施する。活動内容は、「第3 湖上災害対策」による。

7. 住民の避難

市は、事故災害発生時において、人命の安全を最優先とし必要に応じて住民に対し避難の勧告、指示を行うとともに、避難所を開設する。活動内容は、「第3 湖上災害対策」による。

8. 災害広報の実施

市は、事故災害の発生場所、被害状況等について広く住民への周知を図るため、県及び関係機関と連携して迅速な広報活動を実施する。広報事項、広報手段は、「第3 湖上災害対策」による。

第9 大規模な火事災害対策

1. 発災直後の情報の収集・連絡

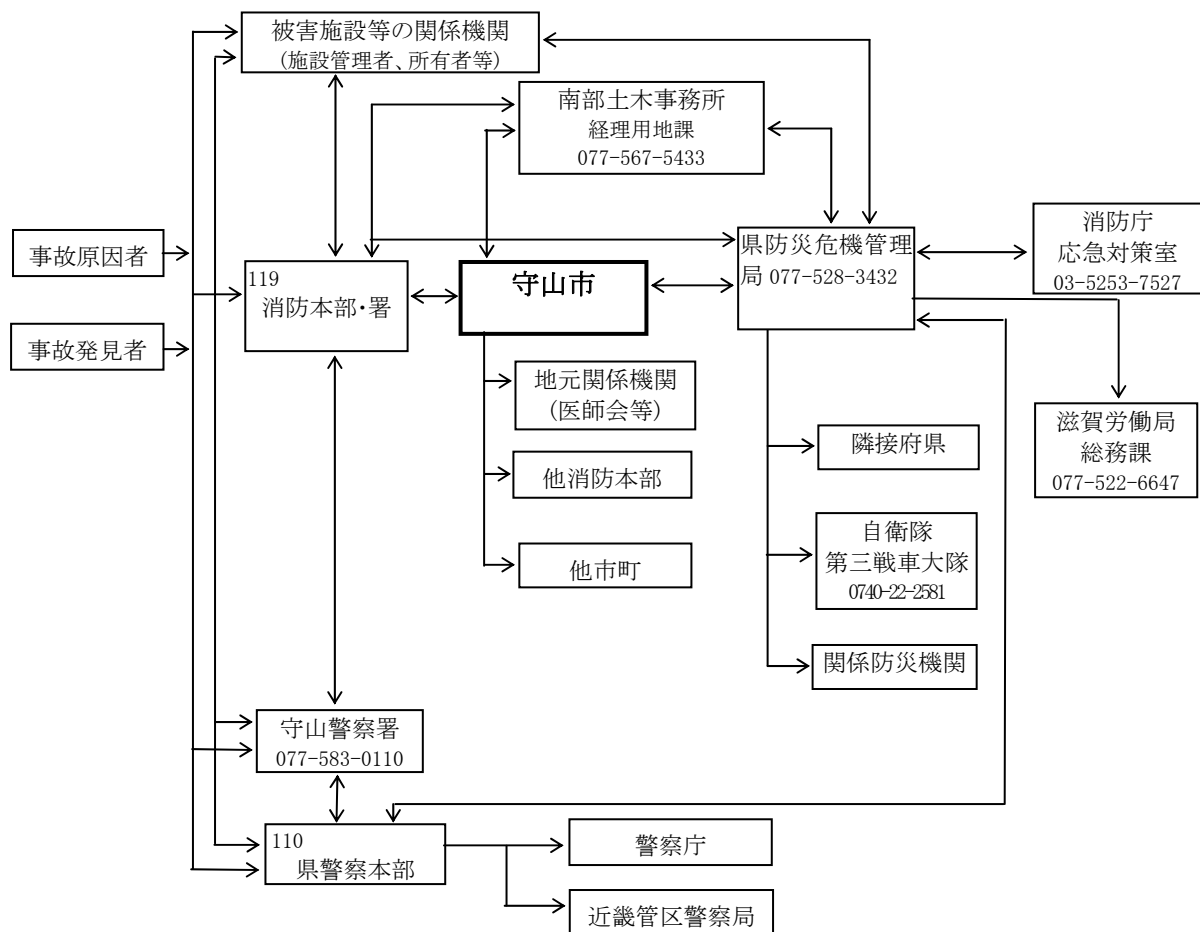
(1) 火災原因者等

火災原因者または火災発見者は、火災を発見した場合、速やかに最寄りの消防機関に火災の状況等を連絡する。

(2) 市

市は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

大規模な火事災害発生時の連絡系統



2. 活動体制

市は、「第1 事故災害の想定」に定める大規模な火事災害が発生し、または発生のおそれがある場合、直ちに緊急初動対策班が初動活動を行うとともに、事故対策本部を設置し、県、関係機関と連携し災害応急対策を実施する。

3. 救助・救急活動

市、消防本部、守山警察署、県、関係事業者は、連携して迅速に救助・救急活動を実施する。活動内容は、「第3 湖上災害対策」による。

4. 消火活動

市、消防本部は、守山警察署、県、関係事業者と、相互に連携して迅速かつ的確な消火活動を実施する。活動内容は、「第3 湖上災害対策」による。

5. 医療救護活動

市、県、医師会等は、相互に連携して迅速かつ的確に医療救護活動を実施する。活動内容は、「第3 湖上災害対策」による。

6．住民の避難

市は、事故災害発生時において、人命の安全を最優先とし必要に応じて住民に対し避難の勧告、指示を行うとともに、避難所を開設する。活動内容は、「第3 湖上災害対策」による。

7．災害広報の実施

市は、事故災害の発生場所、被害状況等について広く住民への周知を図るため、県及び関係機関と連携して迅速な広報活動を実施する。広報事項、広報手段は、「第3 湖上災害対策」による。